

広 資 料 第 3 2 3 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日
協 働 推 進 部 環 境 課
市 民 情 報 提 供 資 料

武蔵村山市第三次みどりの基本計画について

このことについて、別紙のとおり作成しましたので、お知らせいたします。

ハート & グリーン

武蔵村山市 第三次みどりの基本計画

(令和5年度～令和14年度)



令和5年3月
武蔵村山市

協働によるみどり豊かなまちづくりをめざして

みどりには、よりよい景観を保つだけでなく、生物多様性の維持、ヒートアイランド現象の緩和、健康増進やレクリエーションの創出といったさまざまな機能があり、私たちの生活に潤いを与えてくれます。

本市においても、四季折々の美しい自然と貴重な動植物の生息・生育環境に恵まれた狭山丘陵に代表されるように、豊かなみどりは本市に欠かせない魅力のひとつであり、未来に守り継ぐべき大切な財産といえるものです。

このようなみどりを守るため、平成25年に「武蔵村山市第二次みどりの基本計画」を策定して以来、みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーを育成するグリーンヘルパー制度の創設や、保存生け垣に対する奨励金支給条件の緩和等、みどりの保全や創出に努めてきました。

この間、社会情勢は大きく変化し、みどりに期待される役割も増えてきました。近年では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、「With コロナ」に向けた生活様式が取り入れられ、公園やみどりに期待される役割がますます大きくなっています。

また、本市においても地球温暖化対策を推進するため、令和4年9月に「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言いたしました。次世代につながる豊かな環境を整える上でも、みどりをもつさまざまな機能を活用し、自然と調和のとれた生活の基盤づくりを進める必要があります。

同時に、市街化に伴うみどりの減少といった課題も残されています。こうした現状を踏まえ、単にみどりを増やすだけでなく、いまあるみどりをいかに守り、その質を高めていくかという視点に立つことも大切です。

本計画は、こうした取組を進める上での方向性を示したものとなります。この計画が市民の皆様にも親しまれるものになることを願いつつ、皆様の積極的な参加と御協力をお願い申し上げます。



令和5年3月
武蔵村山市長

山崎泰大

目 次

第1章 みどりの基本計画の概要

1-1	みどりの基本計画とは	2
1-2	みどりの基本計画策定の背景	2
1-3	みどりの基本計画の「みどり」とは	3

第2章 みどりの現況

2-1	武蔵村山市の概要	6
2-2	みどりの現況	8

第3章 計画の達成状況

3-1	みどりの計画目標の達成状況	16
-----	---------------	----

第4章 みどりの課題と策定の視点

4-1	みどりの課題	20
4-2	みどりの基本計画策定の視点	25

第5章 みどりの将来イメージと基本理念

5-1	みどりの将来イメージ	28
5-2	みどりの基本理念	28
5-3	計画の愛称	28
5-4	計画の基本方針	29

第6章 計画のフレームと目標設定

6-1	計画のフレーム	32
6-2	計画の目標設定	33

第7章 みどりの配置及び管理方針

7-1	環境保全システムのみどりの配置方針	36
7-2	レクリエーションシステムのみどりの配置方針	37
7-3	防災システムのみどりの配置方針	38
7-4	景観構成システムのみどりの配置方針	39
7-5	総合的なみどりの配置方針	40
7-6	みどりの管理方針	44

第8章 緑化重点地区	
8-1 緑化重点地区の検討	46
第9章 みどりの将来イメージの実現に向けた施策	
9-1 施策の体系	48
9-2 施策の内容	51
基本方針1に関連した施策	51
基本方針2に関連した施策	54
基本方針3に関連した施策	61
基本方針4に関連した施策	70
基本方針5に関連した施策	79
基本方針6に関連した施策	83
第10章 地域別方針	
10-1 北東地域	88
10-2 南東地域	90
10-3 南西地域	92
10-4 北西地域	94
第11章 計画の推進	
11-1 推進体制	98
11-2 進捗管理	102
資料編	
資料1 施策の取組状況	104
資料2 みどりに関する市民の意識	111
資料3 自然環境に関する小学生向けアンケート	117
資料4 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	122
資料5 武蔵村山市緑化審議会規則	125
資料6 武蔵村山市緑化審議会委員名簿	127
資料7 武蔵村山市緑化審議会開催状況	128
資料8 武蔵村山市みどりの基本計画策定検討委員会設置要綱	129
資料9 武蔵村山市第三次みどりの基本計画策定検討委員会委員名簿	130
資料10 武蔵村山市第三次みどりの基本計画策定検討委員会開催状況	131
資料11 パブリックコメントの実施	132
用語解説	133

・本文中の「※」のついた用語は資料編「用語解説」に解説を記載しています。

第1章 みどりの基本計画の概要

第1章 みどりの基本計画の概要



1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画の概要

「みどりの基本計画」は、*都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、本市が市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

(2) みどりの基本計画の位置付け

みどりの基本計画は、上位計画である「*武蔵村山市第五次長期総合計画」、まちづくりの基本プランである「*武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（*都市計画マスタープラン）」と整合を図るとともに、「*武蔵村山市第二次環境基本計画（改訂版）」、東京都及び区市町が合同で策定した「*都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」・「*緑確保の総合的な方針（改定）」など、各種関連計画と連携した計画です。

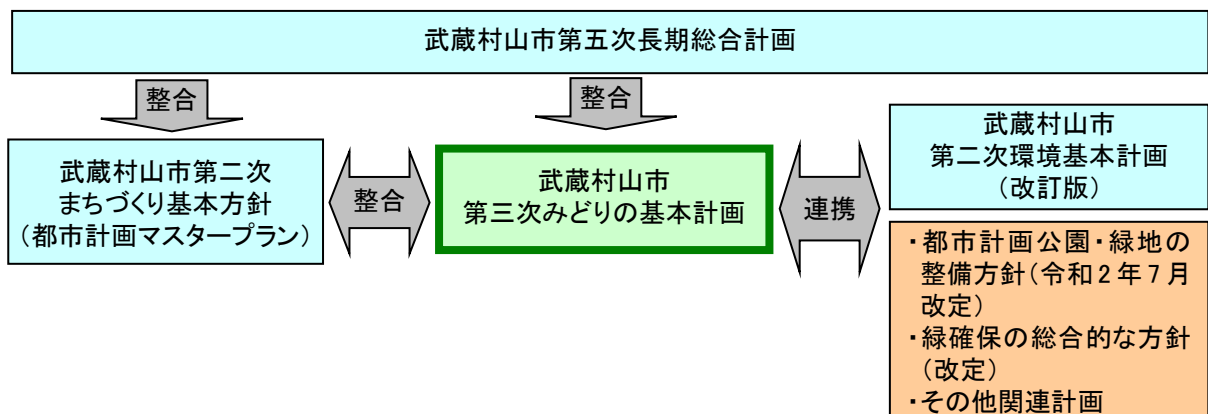


図 1-1 みどりの基本計画の位置付け

1-2 みどりの基本計画策定の背景

本市では、平成9年3月に「武蔵村山市緑の基本計画（改訂）」を、平成25年3月に「武蔵村山市第二次みどりの基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。その後、第二次計画に基づいてみどりの保全と緑化の推進に取り組んできましたが、目標年次である令和4年度（2022年度）を迎え、計画の期間が満了となります。

この間、平成29年（2017年）に都市緑地法等が改正され、「緑地の定義に農地が含まれることを明確化」、「緑の基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加」、「公園施設の設置管理にかかる公募選定制（*Park-PFI）の創設」などが新たに定められました。

また、少子高齢化の進行、自然災害への対応、*生物多様性の保全の重要性など、社会情勢も変化しているなか、本市のまちづくりの最も基本となる「武蔵村山市第五次長期総合

計画」が令和3年3月に策定され、さらに、令和4年9月には、※「武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言」を行い、地球規模の環境問題にも積極的に取り組んでいるところです。

この度、このようなまちづくりの動向、社会情勢や環境の変化に対応して第二次計画を見直し、「武蔵村山市第三次みどりの基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1-3 みどりの基本計画の「みどり」とは

(1) みどりとは

「本計画」では、「みどり」を次のように捉えます。

- ◆ 地域の文化や風土を培ってきた※樹林地や河川・池等の水辺
- ◆ スポーツやレクリエーションなどの余暇活動の場、災害時の避難場所となる公園・緑地など
- ◆ 郷土愛や文化を育む社寺林、※屋敷林、大樹
- ◆ 美しい景観や季節感を感じる生け垣、街路樹
- ◆ 新鮮な野菜を供給するとともに交流の場や避難空間となる農地
- ◆ 人工的な都市空間をやわらげ「個性」を表現する宅地内の植木や小さな草花

(2) 緑地とは

「法律や条例等により、緑地としての永続性が将来にわたり担保されているもの」、「将来的に担保する必要のあるもの」、「社会通念上の緑地として永続性を有するもの」などの、何らかの制度上の裏付けにより永続的に確保される「みどり」を緑地として捉え、以下の3つに区分します。

◆ 公園・緑地等の都市施設とする緑地

公園・緑地等として都市計画決定されているもの、※都市公園、広場、その他条例等による公園・緑地など公共の施設とする緑地。

◆ 制度上安定した緑地

※近郊緑地保全区域、※特別緑地保全地区、※生産緑地地区、※自然公園、※保安林、※緑地保全地域などのように、法律や条例に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地及び公共空地。

◆ 社会通念上安定した緑地

社寺境内地、小・中学校、高等学校、大学、病院、研究機関等の、今後も安定して残るものと考えられる緑地。

(3) みどりの機能

本計画の「みどり」は私たちの日常生活と結びついているものであり、多様な機能を持っています。

◆ 人と自然が共生する環境を創る機能

植物は、二酸化炭素を吸収することで温室効果ガスの削減や*ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、騒音・振動の緩和など、地球スケールから都市・地域スケールまでの幅広い環境を維持する重要な機能を持っています。また、生き物の生息地・生育地として生物多様性が形成される場となります。

◆ 多様なレクリエーション空間としての機能

自然とのふれあいの場、健康増進の場、スポーツの場、コミュニティ形成の場など、多様なレクリエーション活動に対応した空間を形成します。

◆ 都市の安全性・防災性を高める機能

災害時の避難路や一時的な避難地、火災の延焼防止帯、救助活動やボランティアなどの救援活動の拠点、復旧活動の拠点となります。

◆ 四季の変化に富んだ美しい景観を形成する機能

みどりは気候、風土に応じて固有な地域性を有し、四季の変化に富んだ快適な生活環境や美しい景観を形成します。

◆ 環境教育・学習の場としての機能

次代を担う子どもたちにとって、みどりは好奇心や感性を高め、豊かな心を育む上で欠かすことのできない、重要な学びの場となります。

第2章 みどりの現況

第2章 みどりの現況



2-1 武蔵村山市の概要

(1) 広域的位置と地勢

本市は、新宿副都心から約 30km 西側にあり、東京都の中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に接しています。

市の東西に新宿と連絡する新青梅街道（主要地方道(5)）、南北に八王子と連絡する八王子武蔵村山線（主要地方道(59)）、立川と連絡する所沢武蔵村山立川線（主要地方道(55)）などが走り、広域的な道路網が形成されています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵が埼玉県と接し、*首都圏近郊緑地保全法に基づき狭山近郊緑地保全区域、自然公園法及び都条例に基づき都立狭山自然公園として指定されています。さらに*都市計画緑地として狭山緑地（未供用）、*観音寺森緑地（未供用）、都市公園の*広域公園として*野山北・六道山公園、*中藤公園が指定され、重要な緑として法的に位置づけられています。

狭山丘陵のふもとから南には平坦な武蔵野台地が広がり宅地や畑（茶、野菜、果樹園など）がその多くを占めています。

本市の流域は荒川水系と多摩川水系の境に当たり、主要河川としては、一級河川の空堀川と残堀川があります。本市を源とする空堀川は東流し、東村山市内で北東に向きを変えて新河岸川に注ぎ、さらには荒川に流れ込みます。一方、瑞穂町を源とする残堀川は、昭島市、立川市を経て立日橋下流で多摩川に合流しています。

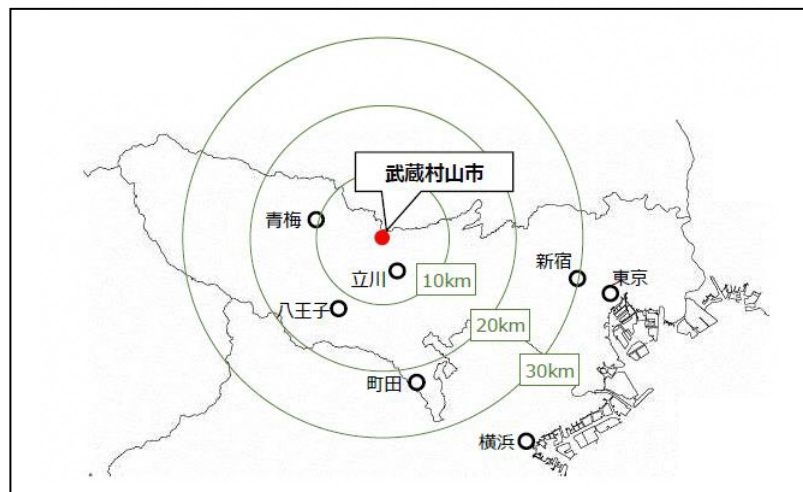


図 2-1 武蔵村山市の位置

(2) 人口

人口は昭和 40～45 年にかけて都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年頃までは大きく増加してきました。その後、平成 12 年に一度減少しましたが、平成 17 年から平成 27 年にかけては増加に転じました。令和 3 年から令和 4 年には、72,000 人前後（各年 4 月 1 日住民基本台帳）で推移しています。

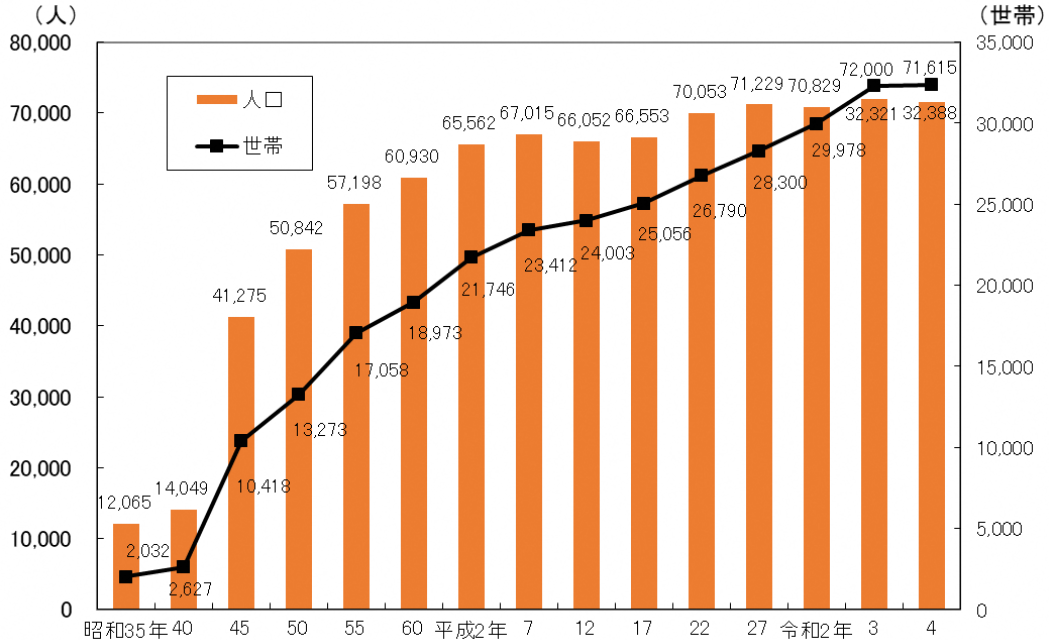


図 2-2 人口・世帯数の推移
(昭和 35 年～令和 2 年については国勢調査、
令和 3 年、4 年については各年 4 月 1 日の住民基本台帳の数値)

年齢 3 区分別の人口では、令和 2 年の年少人口（14 歳以下）の割合は 13.5%、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）は 59.8%、高齢者人口（65 歳以上）は 26.7%となっています。推移をみると、年少人口の割合が減少し高齢者人口の割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

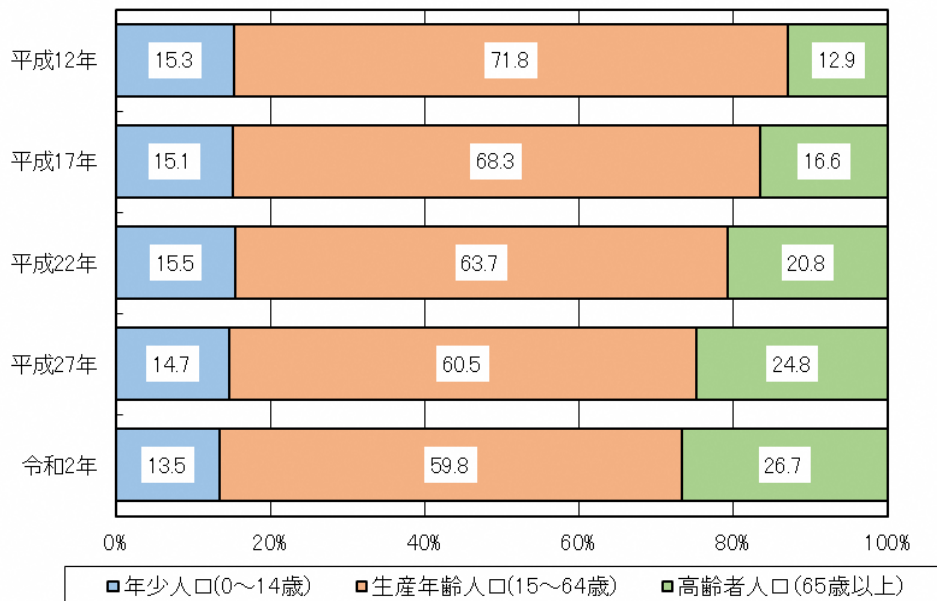


図 2-3 年齢 3 区分別人口構成比の推移
(国勢調査)

(3) 動植物

丘陵地の植物の生育状況に応じてさまざまな昆虫類やそれを餌とする動物が生息しています。幼虫時代にエノキの葉を食すオオムラサキ（国蝶）、コナラやクヌギを食草とするアカシジミなどが確認されています。クヌギなどの樹液にはカナブンやカブトムシ、スズメバチなどが集まり、*谷戸の水溜りには、ゲンゴロウの仲間やアメンボなどを観察することができます。

しかし、市内全域を見渡してみると都市化の影響や河川のコンクリート護岸整備などに伴って、動植物の生息・生育環境が失われつつあります。

残堀川全域の水生生物は、13種類の魚類、62種の付着藻類、50種の底生生物が確認されています。本市が位置する中流部では、5種16個体の魚類、38種7,848細胞/mm²の付着藻類、15種356個体の底生生物が確認されました。（引用資料：令和4年度環境保全のあらまし（令和3年度実績））

また、狭山丘陵にはオオムラサキやアカシジミなどの希少な動植物が生息・生育しています。

2-2 みどりの現況

(1) 緑被の状況

市全体の*緑被面積は 643.58ha、緑被率は 41.87%でした。緑被区分の内訳は樹林等が 365.16ha（23.76%）で、緑被面積の約5割を占めています。草地は 86.47ha（5.63%）、農地は 191.94ha（12.49%）でした。

主な緑被の分布地は、樹林等が市北部の狭山丘陵、市南部の*海道緑地保全地域、大南公園、山王森公園、雷塚公園等の規模の大きい公園、草地が横田基地、日産工場跡地、農地が*多摩開墾、市街化区域に分布する生産緑地地区等になります。

表 2-1 緑被状況（令和3年度調査）

区分		面積(ha)	割合(%)
	樹林等	365.16	23.76
	草地	86.47	5.63
	農地	191.94	12.49
	緑被計	643.58	41.87
水面		8.79	0.57
オープンスペース計		652.37	42.44
宅地・道路等		884.63	57.56
市全体面積		1,537.00	—

表 2-2 緑被面積の推移（令和3年度調査）

地域	面積(ha)	緑被(平成23年度)		緑被(令和3年度)		緑被(増減)	
		面積(ha)	率(%)	面積	率(%)	面積(ha)	ポイント
北東地域	284	156.31	55.04	153.06	53.89	△ 3.25	△ 1.15
南東地域	429	115.99	27.04	95.66	22.30	△ 20.33	△ 4.74
南西地域	513	214.36	41.79	204.47	39.86	△ 9.89	△ 1.93
北西地域	311	196.56	63.20	190.39	61.22	△ 6.17	△ 1.98
市全体	1,537	683.22	44.45	643.58	41.87	△ 39.64	△ 2.58

表 2-3 緑被区分の内訳（令和 3 年度調査）

地域	面積 (ha)	緑被(ha)				緑被率 (%)
		樹林等	草地	農地	計	
北東地域	284	104.14	2.45	46.46	153.06	53.89
南東地域	429	41.82	27.92	25.92	95.66	22.30
南西地域	513	57.38	51.92	95.17	204.47	39.86
北西地域	311	161.82	4.18	24.39	190.39	61.22
市全体	1,537	365.16	86.47	191.94	643.58	41.87

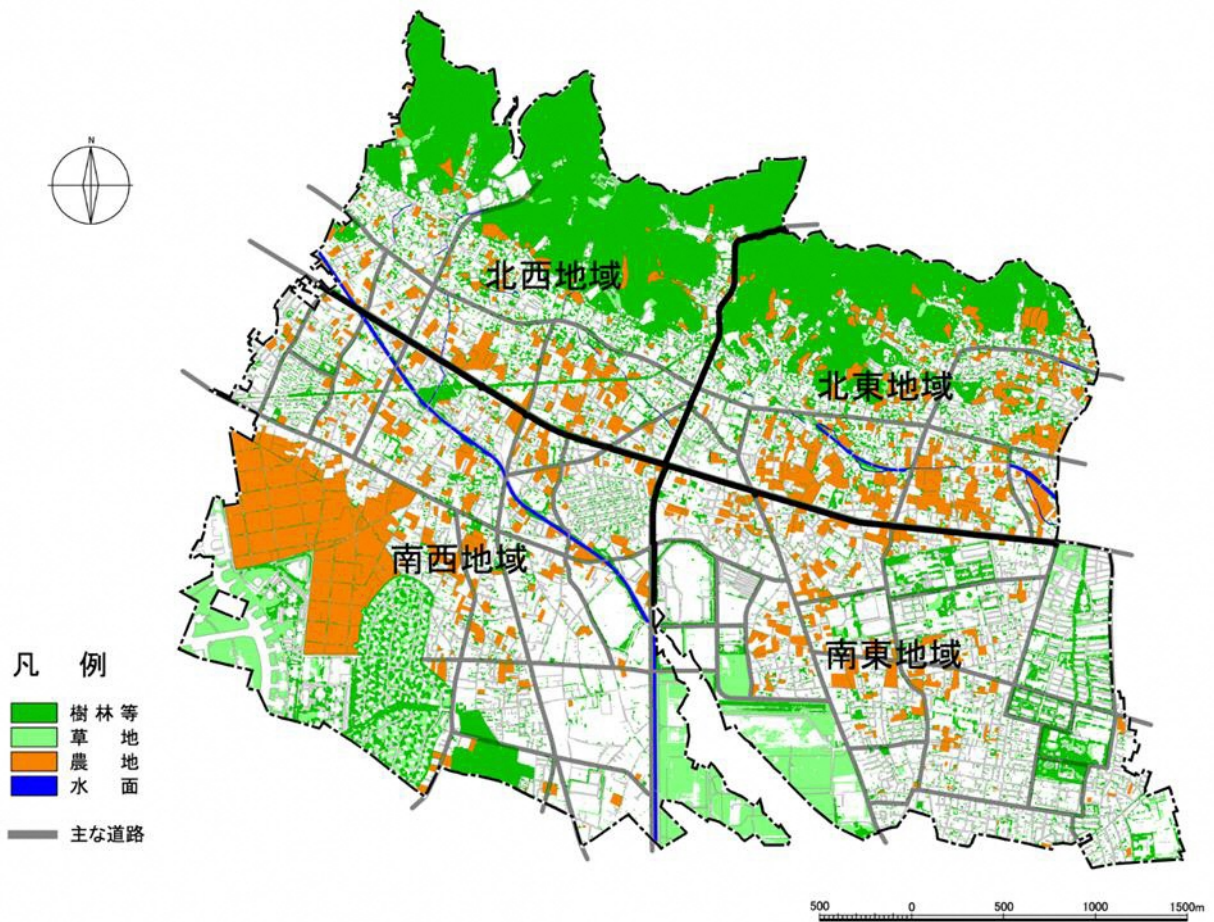


図 2-4 緑被区分分布図（令和 3 年度調査）

(2) 農地の状況

本市の農業は、「都市農業」として新鮮な農作物を供給するだけでなく、地震時の避難場所等の防災空間、雨水の保水機能等の環境保全、良好な景観形成要素、農業体験や学習の場としての活用、生産者と地域住民との交流の場など多くの役割を担っています。

市の南西部には「多摩開墾」と呼ばれる広大な*市街化調整区域内農地が約55haあり、優良農地として保全されています。また、市街化区域内には生産緑地地区を中心に農地が広がっています。

経営耕地面積は減少傾向が続いており、特に平成12年から17年にかけて大きく減少し、以降も減少しています。また、生産緑地地区の指定面積も減少しています。

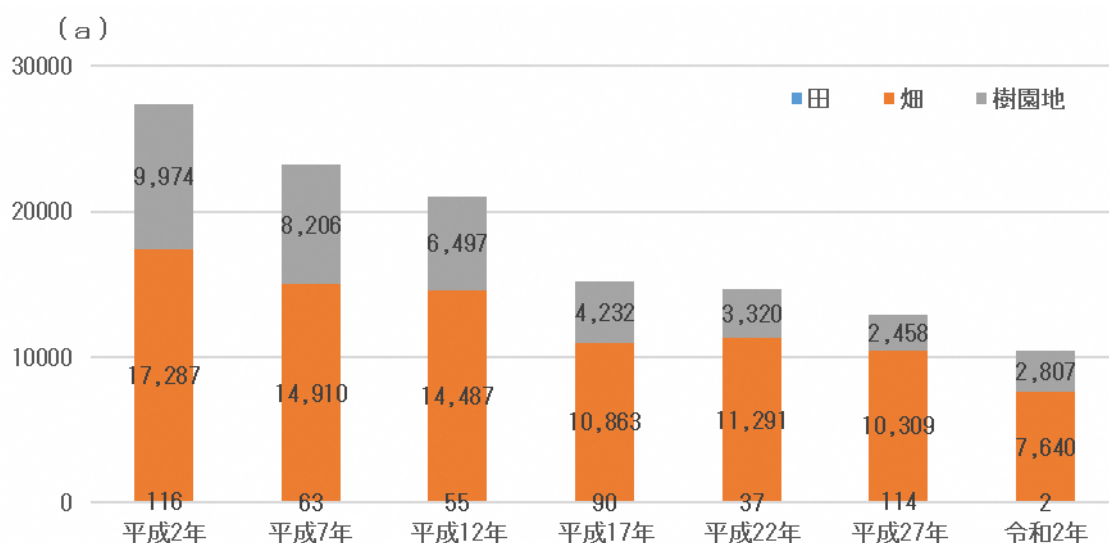


図 2-5 経営耕地面積の推移
出典：農林業センサス

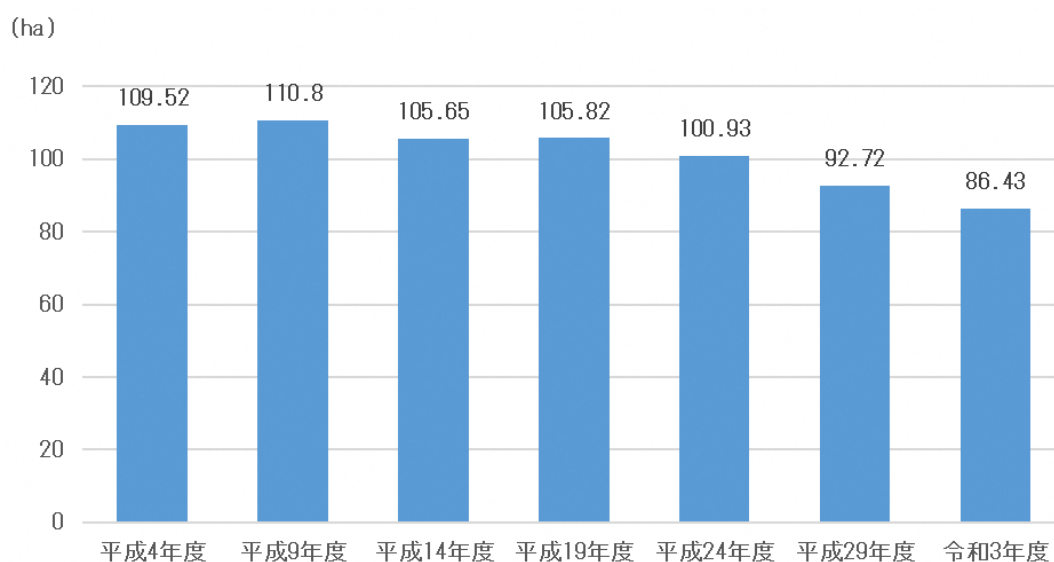


図 2-6 生産緑地地区指定面積の推移
出典：都市計画課資料

(3) 都市施設とする緑地（公園・緑地）の状況

公園・緑地の内訳は表 2-4 に示すとおりで、全体では 89 箇所、136.68ha が整備されており、公園・緑地全体における 1 人当りの整備面積は 18.98 m²（令和 4 年 3 月 31 日現在）です。

また、本市の公園・緑地における都立公園の中で、野山北・六道山公園（広域公園）、中藤公園（広域公園）、観音寺森緑地（都市計画緑地）は、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」において、重点化を図るべき公園・緑地に選定されています。

表 2-4 公園・緑地整備状況の推移

公園種別		都市計画 決定公園		平成24年度		令和3年度 人口 72,000人				
		箇所	面積 (ha)	箇所	整備面積 (ha)	箇所	整備面積 (ha)	整備率 (%)	1人当り 整備面積	
都市 計画 公園	住区 基幹公園	街区公園	8	3.74	6	2.24	6	2.24	59.9	0.31
		近隣公園	5	8.96	3	2.49	3	2.49	27.8	0.35
		地区公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	13	12.70	9	4.73	9	4.73	37.2	0.66
	都市 基幹公園	総合公園	2	14.78	2	6.08	2	6.08	41.1	0.84
		運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	2	14.78	2	6.08	2	6.08	41.1	0.84
	基幹公園	小計	15	27.48	11	10.81	11	10.81	39.3	1.50
	特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		歴史公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	—	—	—	—	—	—	—	—
広域公園		2	187.90	1	106.74	2	112.62	59.9	15.64	
	小計	2	187.90	1	106.74	2	112.62	59.9	15.64	
	合計	17	215.38	12	117.55	13	123.43	57.3	17.14	
都市計画緑地		2	31.27	—	—	—	—	—	—	
都市計画広場		—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		19	246.65	12	117.55	13	123.43	50.0	17.14	
その他の都市公園		—	—	5	2.63	5	2.44		0.34	
公園・緑地 合計		—	—	17	120.18	18	125.87		17.48	
条例 等 の 公園	児童遊園			47	2.61	49	2.88	—	0.40	
	運動広場			8	1.00	9	1.13	—	0.16	
	地域運動場			3	1.19	3	1.19	—	0.17	
	運動場			3	4.09	3	4.09	—	0.57	
	親水緑地広場			7	1.52	7	1.52	—	0.21	
	合計			68	10.41	71	10.81	—	1.50	
公園・緑地全体 合計				85	130.59	89	136.68	—	18.98	

出典：環境課資料

(4) 制度上安定した緑地の状況

近郊緑地保全区域などの制度上安定した緑地は、令和3年度では、その他公共空地（※民間遊び場、野山北公園自転車道、都営村山団地内緑道等）が18箇所（19.83ha）、生産緑地地区が316箇所（86.43ha）、自然公園が1箇所（73.00ha）、近郊緑地保全区域が1箇所（81.10ha）、保安林が1箇所（1.00ha）、市街化調整区域内農地が60.90ha、条例（東京都における自然の保護と回復に関する条例、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例）による保全地域が2箇所（8.78ha）となっています。

なお、狭山丘陵は自然公園、近郊緑地保全区域、*都市計画公園の広域公園が重複して指定されています。指定箇所が重複している面積を除いた制度上安定した緑地面積は175.45haです。

しかし、生産緑地地区は減少しています。

表 2-5 制度上安定した緑地の推移

区分	平成24年度		令和3年度		推移		令和3年度	
	箇所	指定面積 (ha)	箇所	指定面積 (ha)	箇所	指定面積 (ha)	重複面積 (ha)	重複を除いた 面積(ha)
その他の公共空地	18	19.83	18	19.83	0	0.00	1.52	18.31
生産緑地地区	354	100.93	316	86.43	▲ 38	▲ 14.50	0.00	86.43
自然公園	1	73.00	1	73.00	0	0.00	73.00	0.00
近郊緑地保全区域	1	81.10	1	81.10	0	0.00	75.59	5.51
保安林	1	1.00	1	1.00	0	0.00	0.00	1.00
市街化調整区域内農地	—	61.90	—	60.90	—	▲ 1.00	5.48	55.42
条例による保全地域	2	8.78	2	8.78	0	0.00	0.00	8.78
制度上安定緑地合計	377	346.54	339	331.04	▲ 38	▲ 15.50	155.59	175.45

出典：環境課資料

(5) 社会通念上安定した緑地の状況

社寺境内地や小・中学校などの社会通念上安定した緑地は、令和3年度では全体で110.07haでした。平成24年度との比較では、病院や湖南衛生組合（菖蒲園を含む）の緑地面積の追加、横田基地内の緑地面積増加等により9.08ha増加しました。

表 2-6 社会通念上安定した緑地の推移

名称	平成24年度 面積(ha)	令和3年度 面積(ha)
社寺境内地	1.96	2.01
小・中学校	19.65	19.48
高等学校等	9.49	10.70
横田基地	50.11	53.33
国立音楽大学等	1.65	1.65
東京経済大学村山キャンパス	7.32	7.87
国立病院機構村山医療センター	8.20	8.07
国立感染症研究所村山庁舎	2.60	1.67
東京小児療育病院	—	1.48
武蔵村山病院	—	0.91
湖南衛生組合（菖蒲園を含む）	—	2.90
その他合計	100.99	110.07

出典：環境課資料

(6) 緑地の状況

公園・緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地の合計は令和3年度では422.20haでした。平成24年度からは0.23ha増加しました。

表 2-7 緑地の変化

単位：ha

緑地区分	平成24年度	令和3年度	推移
公園・緑地等の都市施設とする緑地	130.59	136.68	6.09
制度上安定した緑地	190.39	175.45	▲ 14.94
社会通念上安定した緑地	100.99	110.07	9.08
合計	421.97	422.20	0.23

出典：環境課資料

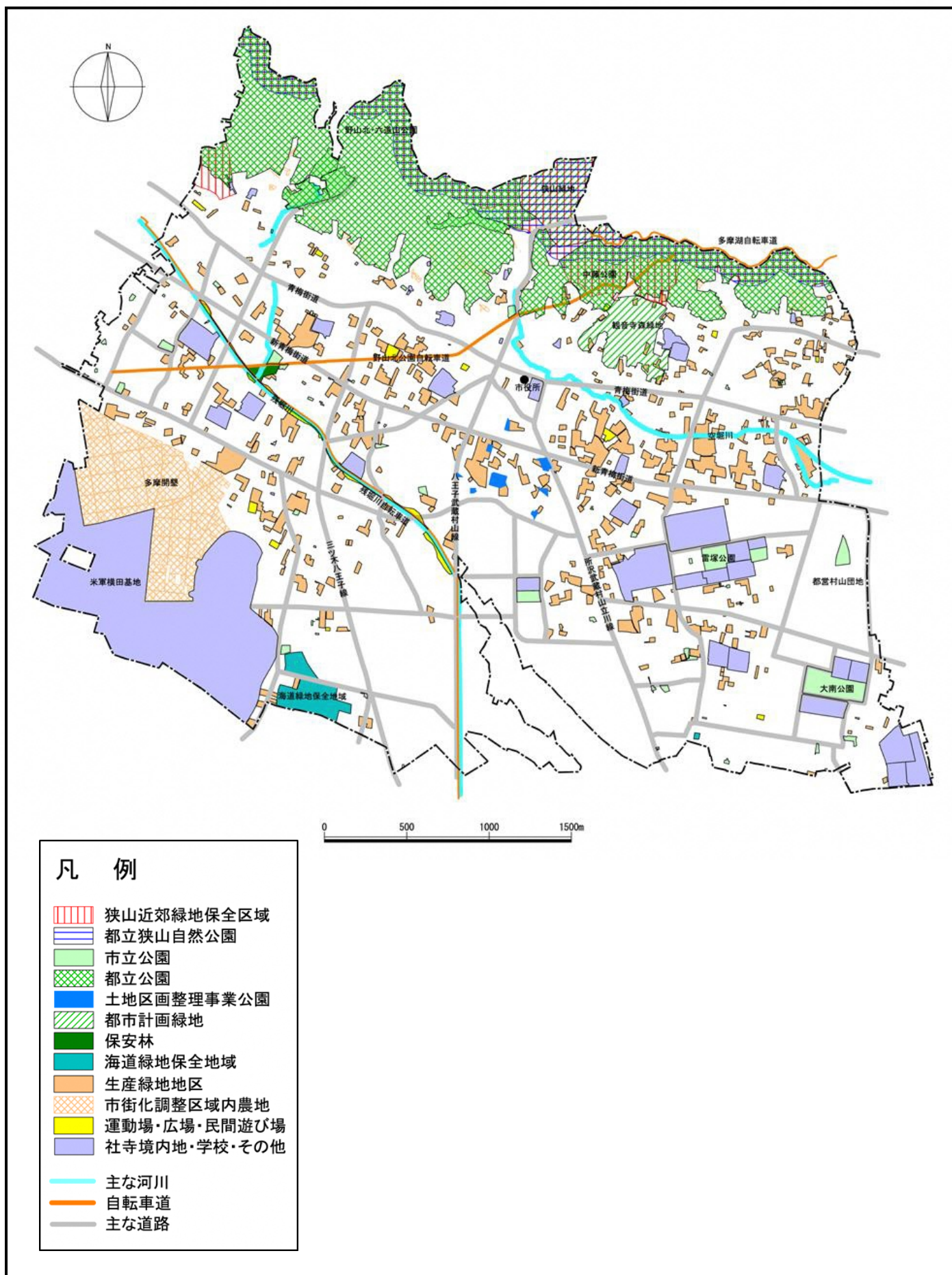


図 2-7 緑地現況図

第3章 計画の達成状況

第3章 計画の達成状況



3-1 みどりの計画目標の達成状況

第二次計画の緑地の確保目標に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 都市全体の緑化総量目標（緑被率）

都市全体の緑化総量（緑被率）は、45%を目標としましたが、農地などの減少により、令和3年度の緑化総量は、41.9%でした。

第二次計画の目標 (令和4年度)	現況値 (令和3年度)
45%	41.9%

(2) 基幹公園の整備目標

*基幹公園の整備目標として、1人当たり面積は、3.47 m²を目標としましたが、都市計画決定されている未整備箇所の早期着手等がかなわず、令和3年度の整備面積は10.81haで、1人当たり面積は1.50 m²でした。

区分	第二次計画の目標 (令和4年度)	現況値 (令和3年度)
1人当たり面積	3.47 m ²	1.50 m ²
整備面積	27.44ha	10.81ha

(3) 制度上安定した緑地の確保目標

制度上安定した緑地は、336.00ha以上を目標としましたが、生産緑地地区の減少などにより、令和3年度は、331.04haとなりました。

第二次計画の目標 (令和4年度)	現況値 (令和3年度)
336.00ha以上	331.04ha

(4) 社会通念上安定した緑地の確保目標

社会通念上安定した緑地は、病院や湖南衛生組合（菖蒲園を含む）の緑地面積の追加により、目標とした100.99haを上回り、110.07haとなりました。

第二次計画の目標 (令和4年度)	現況値 (令和3年度)
100.99ha	110.07ha

(5) その他の目標

みどりの質の向上と協働によるみどりのまちづくりを進めるため、その他の目標を設定しました。結果は、以下のとおりです。

ボランティアによる公園管理は、増加しており、目標値を上回りました。また、※グリーンヘルパーは、平成 25 年度より制度開始し、目標値を大きく上回った 20 人が登録しています。

	第二次計画の目標 (令和 4 年度)	現況値 (令和 3 年度)
※保存生け垣の延長	4,850m	4,013m
※保存樹木の本数	120 本	81 本
街路樹の整備	16.0km 約 1,820 本	15.6km 約 1,800 本
※ビオトープの整備	5 箇所	3 箇所
ボランティアによる 公園管理	9 公園	13 公園
ボランティア講座回数	5 回/年	0 回/年
グリーンヘルパー人数	8 人	20 人

第4章 みどりの課題と策定の視点

第4章 みどりの課題と策定の視点



4-1 みどりの課題

郷土のみどりに関する課題

● 狭山丘陵のみどりについて

狭山丘陵は本市のみどりの骨格であり、狭山近郊緑地保全区域、都立狭山自然公園に指定されています。豊かな自然を有しており、多くの動植物が生息・生育し、都立野山北・六道山公園では自然を保護するためのボランティア活動や里山体験イベント等が実施されています。市民アンケートの結果においても回答者の約9割が狭山丘陵に行ったことがあり、本市のみどりに満足している理由で最も多い回答が、狭山丘陵などの豊かな自然でした。今後も郷土のみどりである狭山丘陵を保全するとともに、多くの人の利用や関わり合いを増やしていくことが重要です。

狭山丘陵のほぼ全域が都立公園や緑地に都市計画決定されており、順次整備が進められていますが、東京都に対して未整備部分の整備の要請と、維持管理及び整備に関する協議調整を引き続き進める必要があります。

また、狭山丘陵は*地域制緑地として保全されていますが、狭山丘陵周辺では建築行為等によってまとまった樹林や農地は減少傾向にあります。*武蔵村山市まちづくり条例に基づく狭山丘陵景観重点地区内の建築行為等に対しては、外壁の色彩や緑化の基準を定め、届出を義務付けており、引き続き丘陵周辺の景観や環境保全を図る必要があります。

● 郷土のみどりについて

市民アンケート（対象：20歳以上の市民2,000名、実施期間：令和3年10月～11月）では、本市のみどりの満足度について、回答者の54.4%がみどりに関して満足している結果でした。満足している理由として最も多い回答は、「狭山丘陵などの豊かな自然があるから」ですが、次いで「身近なところに公園があるから」「身近なところに農地が多いから」「残堀川や空堀川の自然があるから」との意見が多く、身近なところにみどりが多いことに満足していることがわかります。一方で、本市のみどりの量と質についての回答では、「量は十分にあるが質がよくない」との意見が42.6%と最も多くなっています。

また、令和3年に実施した緑被率調査では41.87%であり、平成23年調査の44.45%からは減少したものの緑被率は高い状況です。

みどりが多く、みどりに満足している市民が多いことが特徴といえますが、よりみどりの質を上げていくことが必要です。そして、みどりの質を高めるには、適切な管理が必要となります。

● 農地について

まちなかの農地の多くは生産緑地地区に指定されています。生産緑地地区の面積推移では、平成24年度は100.93haが指定されていましたが、令和3年度では86.43haとなっています。減少した地区は、宅地化が進んでいます。指定後30年を迎える生産緑地地区は、特定生産緑地に指定することで税制等の優遇措置が10年延長し、農地として存続することができ、本市においても特定生産緑地の指定を進めるとともに、生産緑地地区の追加指定を行っています。

農地は農作物を生産する場のほか、雨水の涵養、*防災協力農地（令和4年3月末現在32箇所指定）としての利用や農業体験・体験学習としての利用等の多様な機能を有しており、都市農業振興基本法において都市にあるべきものとして位置づけられています。市民アンケート結果では、多くの市民が地元でとれた野菜を買うなどの農とのかかわりを持っています。今後も農のある環境が存続し、農地とふれあう機会を増やすことが必要です。

水とみどりのネットワークに関する課題

● 河川・水路について

残堀川、空堀川は、河川管理を東京都が実施し、残堀川については親水緑地の整備が完了し、空堀川は現在河川改修が実施されています。下水道の普及が進んだことで、水質は改善していますが、水量不足による*瀬切れは引き続き課題となっています。

残堀川での自治会と小・中学生が連携したクリーンアップ作戦は、恒例行事として毎年実施されており、小・中学生が郷土のみどりの保全意識を高めるために役立ち、今後も多くの小・中学生が活動に参加することが重要です。

また、市内には残堀川・空堀川以外にも、多くの小河川や水路が存在しています。これらの河川や水路についても、生物の生息に配慮した検討が必要です。

● 野山北自転車道・街路樹について

野山北自転車道は、軽便鉄道の跡地を自転車道に整備したもので、現在はサクラ並木として、サクラの開花の季節は多くの市民がお花見に訪れています。また、野山北自転車道の一部は、「*武蔵野の路」と呼ばれる散策路となっており、夏季には緑陰の形成、秋季には紅葉など、サイクリングや散策をしながら、季節による変化を楽しむ場となっています。近年、日本各地においてソメイヨシノの樹勢衰退が目立っており、植替え等の対策が実施されています。野山北自転車道のサクラ並木においても、今後の在り方を検討する必要があります。

市道の街路樹整備では、花木や紅葉する樹種を選定するなど、道路景観に配慮した整備を進めています。しかしながら、本市のみどりについて満足していない理由としては、「街路樹が整備されていないから」との回答が最も多くなっています。今後、土地区画

整理事業や開発事業等によって街路樹の植栽が可能な道路が整備される場合には、地域住民と樹種選定の※ワークショップやアンケート調査を実施するなど、地域に親しまれる街路樹整備を進めることも考えられます。

● 散策コースについて

市内の散策コースとして、ウォーキングコースや歴史散策コースが設定されており、散策マップの作成やホームページでコースの紹介等を行っています。

近年では、健康志向の高まりやみどりの持ついやし効果も期待され、ハイキングやウォーキング等による健康増進の推進が重要視されています。また、国では都市の魅力向上のためのウォカブルなまちなかの形成が推進されており、より安全で快適な歩行空間が必要となっています。さらに、夏期の高温な状態においては、街路樹の緑陰形成や蒸発散作用は熱環境を低減させる効果があり、歩行者の健康被害を防ぐ役割としても重要です。

散策コースの設定では、街路樹や緑道の他、公園や社寺、学校等の公共施設、屋敷林等の住宅のみどりをつなぐことで歩く楽しみを増やせるため、新たな本市の魅力を発掘することが求められます。

まちなかのみどりに関する課題

● 公園について

市内には 89 箇所、136.68ha の公園が整備されており、日常生活における身近な存在となっています。

今後新たに整備される公園としては、武蔵村山都市核土地区画整理事業によって公園 5 箇所、※ポケットパーク 4 箇所が整備される予定です。

近年、活発な利用や安心・安全で効率的な維持管理について、地域住民の意見や市と協働を模索することが必要になっています。土地区画整理事業地内では、新たに整備される予定の公園を対象に公園づくり懇談会が開催され、地域住民や子どもたちの意見を取り入れる機会が設けられました。

今後、公園の新設や改修工事においては、地域の意見を反映する場を設けることが重要です。

また、市民アンケートにおいて、「利用したい公園とするために必要なこと」の回答では、施設の改修や新設ではなく、「ごみを捨てない、トイレをきれいに利用するなど利用者がマナーを守る」が最も多い回答でした。マナーが守られたきれいな公園とするには、地域住民が公園に愛着をもって活用することからはじまります。愛着の持てる公園となる維持管理や活用方法を検討することが重要です。

一方、今後公園の箇所数や施設数も増加することから、市民参加等による安全管理も含めた維持管理を効率的・効果的に行う必要があります。

● 公共公益施設緑化について

市内には小・中学校、高等学校、大学、病院等の比較的敷地規模の大きい公共公益施設が分布しており、地域の緑地や*オープンスペースとなっています。小・中学校や総合体育館は避難所に指定されているなど、防災機能を有しており、施設周囲を緑化することで、延焼防止効果はより発揮されます。また、小・中学校の校庭がスポーツの場として活用されており、公園分布の少ない地域では、公園を補完する機能を担っている場合もあります。学校ビオトープは生き物について学ぶ場であるとともに、生物多様性の確保に寄与した緑地となっています。

公共公益施設緑化においても多様なみどりの機能を有しており、施設内容や地域の分布状況に応じて、適切な維持管理によりみどりの機能を充実していくことが必要です。

● 民有地緑化について

市面積の約半分を占める民有地には、住宅の庭、屋敷林、社寺林等の多くのみどりがあります。民有地にある樹木や生け垣を保全する制度として、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づく保存樹木等の奨励金があります。しかし市民の認知度は低く、市民アンケートでは約85%が制度を知らないという結果でした。奨励制度を広く周知するとともに、保存樹木に指定されている樹木を紹介し、地域のみどりの資源として保全意識を高めることも重要です。

住宅の建築に係る開発事業では、*緑地協定を締結し、みどりの多い住宅地が整備されている例もあります。緑地協定地区では、戸建住宅の庭木のみどりのつながり、公園や広場の植栽によって良好な住環境が形成されています。開発事業を新たな緑地を創出する機会としてとらえ、優れた住環境整備を推進することが必要です。

一方、狭山丘陵景観重点地区内の建築行為等に対しては、外壁の色彩や緑化の基準を定め、届出を義務付けており、引き続き狭山丘陵周辺の景観や環境保全を図る必要があります。

協働によるみどりのまちづくりに関する課題

● 協働事業の実施について

みどりのまちづくりに関する協働事業は、環境学習会、ウォーキングイベントなど数多くの事業が実施されています。協働事業の多くが行政主体の事業ですが、*土曜日チャレンジ学校、ホテル観賞会は市民が主体となった事業です。今後も多くの市民が参加できる協働事業を継続して実施し、みどりの保全の意識啓発につなげていくことが必要です。

● 協働に関する市民意識について

第二次計画の改定視点の一つが、協働によるみどりのまちづくりでした。しかし、市民アンケートの結果では、みどりの保全や管理作業の参加経験は12%と低く、積極的に協働によるみどりのまちづくりに参加したい意向は低いことが分かりました。農業まつり、ウォーキングイベントは比較的参加しやすいため、参加しやすいイベントを通じて緑化活動の意義や楽しさを知ってもらい、協働事業に積極的に参加してもらうことが必要です。また、子どもと一緒に参加することで、みどりや生きものとのふれあい、ボランティア活動の楽しさ等を知ることもあります。子どもたちもみどりとふれあう体験を経ることで、将来の活動の担い手に繋がる可能性もあります。様々な体験機会を増やし、協働事業への理解を深めることが必要です。

みどりのまちづくりを推進する人づくりに関する課題

● グリーンヘルパー制度について

グリーンヘルパー制度は平成25年度より育成講座を開設し、講座を受講・終了した人をグリーンヘルパーとして認定する制度です。現在、グリーンヘルパー1級取得者は20人います。今後もグリーンヘルパー制度は継続して実施し、グリーンヘルパー登録者数を増やしていくことが必要です。

また、グリーンヘルパーの活動内容、活動場所等を整理し、活動内容や活動場所を広げていく必要があります。

● 教育を通したみどりとのかかわりについて

市内の全ての小学校では、5年生の児童が野山北公園内にてもち米を栽培する水田学習に取り組んでおり、地域の自然、先人の知恵・工夫などを学び、多くの人との協働作業や収穫の苦労や喜びを体験しています。このことは、今年度実施した小学生アンケート結果においても農業との接点の第1位として「*学習園での農業体験」が挙げられており、児童の心に強く印象付けられています。

一方、このアンケートでは、「植物は好き」(7割強)だが「昆虫は嫌い」(5割弱)という傾向も表れており、生き物とのふれあいの面で課題が残っています。また、約7割の児童が公園を週1~2回以上利用していると回答していますが、利用内容では「遊具で遊ぶ」「ボール遊び」「友達との会話」「スポーツ」「携帯ゲーム」が9割を占め、生き物との接点が少ないのが実態です。

幼少期の体験は、その後の人格形成や地域への愛着を形成する上で重要であることから、みどりとのかかわりを上手に導くことが求められています。

4-2 みどりの基本計画策定の視点

本項では、前述の課題や今後の市内の新しい動きを踏まえ、基本計画を策定する上での重要な考え方などを「視点」として整理し、基本計画を検討する上で重視すべき共通認識とします。

視点1 郷土のみどりをまもる視点

狭山丘陵のみどり、台地部に残る平地林や屋敷林、点在する農地群は、本市が誇る貴重なみどりの資源です。これらの豊かな自然環境を再認識し、みどりを保全するとともに、これらの自然環境と調和した快適なみどり豊かな生活環境の整備、適切な管理が重要と考えます。

視点2 水のみどりのネットワークをつくる視点

市内には残堀川・空堀川といった河川、その他に多くの小河川や水路が存在しています。河川、小河川や水路は、みどりの機能を補完する重要な役割を有しています。これらの河川と自転車道や街路樹を、水のみどりの軸として、ネットワークを形成することが重要と考えます。

視点3 まちなかのみどりをつくる視点

日常的に利用する公園である都市公園は、市民が公園に愛着をもって利用することが重要で、そのためにはみどりの量的確保だけでなくみどりの質も高め、日々の生活に潤いを加えることが必要です。また、学校や病院など、公共公益施設は大きな緑地を有しており、これらの多様なみどりをまもることも重要と考えます。

視点4 協働、教育・人づくりの視点

第二次計画では「協働」をキーワードとして、協働の仕組みづくり等の施策を進めてきました。一方で、市民アンケートの結果では、みどりの保全や管理作業等の参加経験者は約1割と少なく、みどりとのかかわり方についても活動や募金よりも、自分自身で楽しむとの回答が多いことから、具体的にみどりに関わる機会の創出が重要と考えます。

また、第二次計画の重要な成果の一つが、「グリーンヘルパー制度」の創設でした。本計画では、グリーンヘルパー制度をより多くの市民に知ってもらうための啓発とともに、グリーンヘルパーと市民との接点を増やすような事業展開が重要と考えます。

さらに、みどりの質的向上やその維持には、関係する人々の主体的な参加や協力が不可欠です。こうした取り組みは、我々が先人から引き継いだものを後世に伝える大切な

ことでもあり、教育や人づくりの場や機会として、みどりを市民・関係者みんなでつくり・育て・引き継ぐ視点が重要と考えます。

視点5 農地を保全・活用する視点

市街化区域内の農地の多くは、生産緑地地区に指定されていますが、年々減少傾向にあります。農地は新鮮な野菜を供給するとともに、防災協力農地としての利用、市民にとって農との関わりを持つ交流の場、子どもたちにとっての環境教育・学習の場となるなど、安全・安心を含めた多様な機能を有しています。本計画では、国の施策とも連携し、農地の保全と活用が重要と考えます。

視点6 新しいみどりという視点

本計画期間となる10年間には、武蔵村山都市核土地地区画整理事業地区内を中心に多くの公園が整備される予定です。また、多摩都市モノレールが市の東西をつなぎ、新青梅街道の景観も大きく変わります。このように、市内の主要部が生まれ変わり、新しいみどりが創出されることから、これらのみどりに関する計画づくりが重要と考えます。

第5章 みどりの将来イメージと基本理念

第5章 みどりの将来イメージと基本理念



5-1 みどりの将来イメージ

「武蔵村山市第五次長期総合計画」において、目指す将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」を実現するため、みどりの将来イメージを次のように設定します。

豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす
みどりのまち むさしむらやま

5-2 みどりの基本理念

私たちのまち「武蔵村山市」は武蔵野台地の実り豊かな土地に恵まれ、今日まで狭山丘陵をはじめとする多くのみどりとふれあいながら生活を送ってきました。

しかし、宅地化の進展により、樹林地や農地などのみどりは年々減少しています。

先人の努力で守り・育ててきたみどりは、地球温暖化が進む今日、より一層重要なものであり、私たちはそれを守り・育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

このような情勢のなか、令和4年9月に「武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言」を行いました。みどり分野においても、市民、事業者及び行政の協働によって「人と自然が共生した環境をつくり・守る、潤いと安らぎのあるみどり豊かなまちづくり」を基本理念に、持続可能な地球環境・地域環境づくりに貢献します。

5-3 計画の愛称

「みどりの将来イメージ」と「みどりの基本理念」を实践し、本計画が市民や本市を訪れる人々の「心のなかに生きるみどり」、「心に残るみどり」を育て、次世代を担う若者たちに親しまれるものとなってほしい・・・ そのような思いを込めて本計画の愛称を

「ハート&グリーン」

とします。この愛称は平成2年3月に策定した「武蔵村山市緑の基本計画」から、引き継がれているものです。

5-4 計画の基本方針

みどりの将来イメージの実現に向けて6つの基本方針を設定し、みどりのまちづくりを進めます。

基本方針1 郷土のみどりを大切にします

狭山丘陵は、貴重な自然環境を有しており、丘陵の麓に点在する社寺や文化財は、地域の自然や歴史・文化を育んでいます。また、市民にとっても身近な憩いの場として親しみのあるみどりとなっています。さらに、狭山丘陵は都市を取り巻くみどりとして、人々の生活と関連した自然環境が残されており、谷戸や雑木林などの多様な環境の下で、多くの生き物が生息・生育しています。この郷土のみどりとして大きな存在である狭山丘陵は、本市のみどりのシンボルであり、親しむための整備も順次進められています。今後も東京都と連携して自然環境の保全を進め、後世に大切に引き継いでいきます。

また、海道緑地保全地域も、平地における本市の特徴的なみどりです。併せて身近な自然である市内に点在する屋敷林についても、武蔵野の原風景をとどめる空間となっています。これらのみどりも、郷土のみどりとして大切に維持、管理、保全します。

基本方針2 水とみどりのネットワークを充実します

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ南北の道路と、東西に走る新青梅街道をみどりの軸として位置付けます。

また河川では、残堀川は親水緑地の整備が完了し、空堀川は河川改修が実施されています。引き続き東京都と連携し、*親水性や生態系に配慮した水辺のふれあい空間とするように努めます。

さらに、これらの水とみどりの軸を中心に、狭山丘陵や海道緑地保全地域などの拠点となるみどりとその他の公園、屋敷林、農地など大小のみどりや街路樹、自転車道、小河川など、みどりの持つ生き物の生息・生育する環境を線的・面的につなぎ、生物多様性のためのネットワークを充実させます。また、市民の散策利用や地域コミュニティ形成の舞台等として、健康づくりや地域づくりにも貢献できるものとしします。

基本方針3 まちなかのみどりを充実します

市内の各地域において日常的に利用されている都市公園などの整備を進めるとともに、都市公園を補完する児童遊園、運動広場及び地域運動場などの施設の充実を図ります。また、病院や学校などの緑地、住宅の庭木や生け垣は、まちなかの快適な環境を保つ上で重要な役割を担っています。これらのみどりの適切な管理を行い、今後もまちなかの緑化環境の維持と向上のため、身近なみどりの保全と緑化の推進に努め、みどりの質の

向上をも含めてみどり豊かなまちづくりを進めます。

基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

本市のみどりを守り、育てていくためには、市民、市民活動団体、事業者及び行政が対等のパートナーとなり、それぞれの役割分担の下で取り組むことが不可欠です。特に、安全・安心で使いやすく愛着が持てるように、公園の維持管理を協働で行うことに努めます。

また、みどりの協働事業を進めるために、グリーンヘルパーを始めとした、みどりのまちづくりの担い手の育成を推進します。さらに、将来のまちづくりを担う子どもたちへ向け、みどりに関する教育や体験を実施します。

基本方針5 農地のある環境を守り活用します

農地は、農業生産の場としてだけではなく、景観や防災協力農地としての利用、生産者と地域住民の交流の場といった多様な機能を持っています。農地は減少傾向にありますが、特定生産緑地の指定を進めて保全を図るほか、*体験型市民農園等としての活用を推進し、次代を担う子どもたちや親の世代の人と人、人と生き物の交流の舞台としての活用を図ります。

基本方針6 まちをめぐる新しいみどりを創ります

現在、武蔵村山都市核土地地区画整理事業が実施されており、市の中心核としてふさわしい「魅力あふれるやすらぎの街」を目指し、道路や公園などの都市基盤整備を行うほか、商業・業務施設の誘導・集積、住宅と工場の混在の解消、さらに、良好な住環境の形成を進めています。この中には5箇所の公園、4箇所のポケットパークが計画されています。また、多摩都市モノレールが市の東西を結び、新青梅街道も生まれ変わります。これらは、市の内外に新しい武蔵村山の姿として知られ、多くの市民も利用する機会があると想定されることから、これらの空間を市の新しい顔として、みどりで彩ります。

第6章 計画のフレームと目標設定

第6章 計画のフレームと目標設定



6-1 計画のフレーム

みどりの基本計画の基礎的条件となる目標年次、人口規模の見通しは以下のとおりです。

(1) 計画目標年次

本計画の目標年次としては10年後の令和14年度(2032年度)、中間目標年次を令和9年度(2027年度)とします。

なお、計画内容については社会情勢の変化等によって、適切に見直しを行います。

表 6-1 計画目標年次

策定年次	中間年次	目標年次
令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)	令和14年度 (2032年度)

(2) 人口規模の見通し

本市の将来人口は、「武蔵村山市第五次長期総合計画(令和3年3月策定)」において令和12年(2030年)の人口を約76,000人と推計しています。

本計画の中間年次及び目標年次の人口は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」における見通しを参考に、次のように設定しました。

表 6-2 人口の見通し

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
人口	72,000人	約75,000人	約77,000人

6-2 計画の目標設定

(1) 都市全体の緑化総量目標（緑被率）

本市の緑被率は、令和3年度の調査では41.9%でした。

本計画の目標年次である令和14年度では、現状として年々減少している農地や樹林地等を出来る限り保全し、街路樹やまちなかのみどりを維持することを目標とします。

表 6-3 緑化総量目標

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
緑被率	41.9%	維持	維持

(2) 基幹公園の整備目標

本計画では、日常の生活環境に密着した身近な公園である基幹公園について、武蔵村山市核土地地区画整理事業にて整備される予定の5公園を見込み、1人当たりの面積を1.54㎡、整備面積を11.89haに設定します。

表 6-4 市民1人当たりの基幹公園整備目標

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
1人当たり面積	1.50㎡	1.51㎡	1.54㎡
整備面積	10.81ha	11.35ha	11.89ha

(3) 制度上安定した緑地の確保目標

制度上安定した緑地は、令和3年度では331.04haでした。

生産緑地地区は、平成16年より追加指定を行っているものの、所有者の相続等により減少が続いており、ある程度の減少を見込み、323.00ha以上を目標とします。

表 6-5 制度上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
確保面積	331.04ha	327.00ha 以上	323.00ha 以上

(4) 社会通念上安定した緑地の確保目標

社会通念上安定した緑地は、令和3年度では110.07haでした。

対象である社寺林や学校、医療施設等の緑地は地域との結びつきが強いことから、現在の緑地を維持、保全をすることを目標とします。

表 6-6 社会通念上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
確保面積	110.07ha	維持	維持

(5) その他の目標

みどりの質の向上と協働によるみどりのまちづくりを進めるため、次の目標を設定します。保存生け垣の延長は、減少が続いており、今後の減少傾向を見込みつつも、ある程度抑止をする目標設定とします。また、保存樹木の本数も、減少傾向にありますが、出来る限り現況を維持することを目標とします。ボランティアによる公園管理やグリーンヘルパーの人数は、第二次計画より大きく増加していることから、引き続き増加を見込み、目標を設定します。

表 6-7 その他の目標

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
保存生け垣の延長	4,013m	約3,800m	約3,600m
保存樹木の本数	81本	維持	維持
街路樹の整備	15.6km 約1,800本	15.7km 約1,870本	15.9km 約1,940本
ビオトープの整備	3箇所	5箇所	7箇所
ボランティアによる公園管理	13公園	15公園	18公園
ボランティア講座回数	0回/年	2回/年	5回/年
グリーンヘルパー人数	20人	30人	40人

第7章 みどりの配置及び管理方針

第7章 みどりの配置及び管理方針



みどりの機能や役割について、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観などの効果がよりよく発揮されるように、良好で快適な生活環境の確保とみどりの創出のため、緑地の配置方針を定めます。

7-1 環境保全系統のみどりの配置方針

● 里山のみどり	狭山丘陵
● 暮らしに潤いをもたらすみどり	海道緑地保全地域 市内を流れる河川 幹線道路の街路樹・植樹帯 市立公園 農地
● 歴史的風土を伝えるみどり	社寺林・屋敷林 史跡

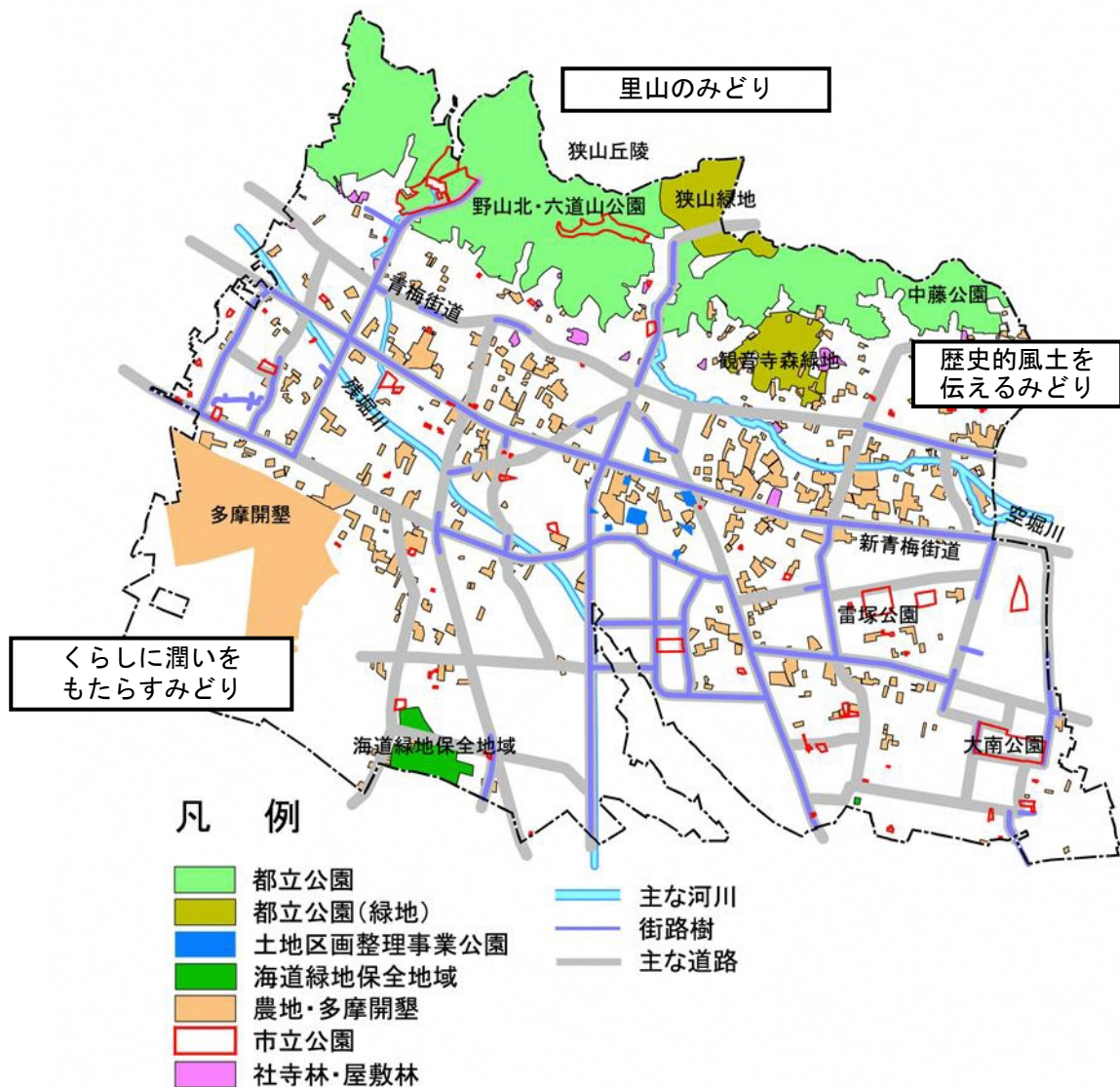


図 7-1 環境保全系統のみどり配置方針図

7-2 レクリエーション系統のみどりの配置方針

● 自然とふれあい健康になるみどり	狭山丘陵（都立公園・市立公園） 海道緑地保全地域 残堀川・空堀川 野山北公園自転車道・武蔵野の路
● 農業体験、地域交流の場となるみどり	農地
● 身近なレクリエーションの場	市立公園 広場・運動場
● レクリエーション拠点のネットワーク化	自転車道・散策路 街路樹路線

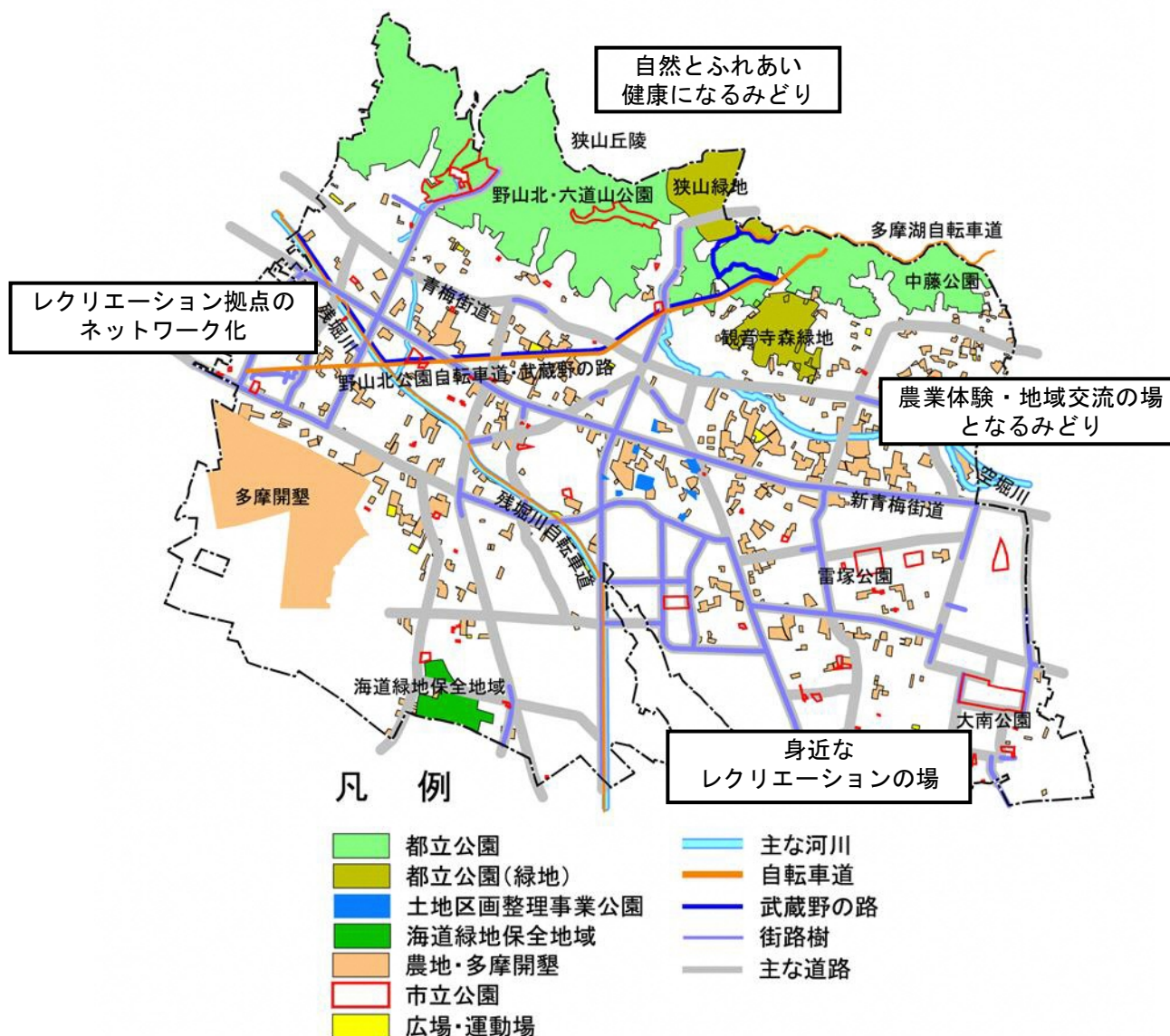


図 7-2 レクリエーション系統のみどり配置方針図

7-3 防災系統のみどりの配置方針

● 緑地の持つ防災機能の保全活用	狭山丘陵
● 災害時の農地の活用	防災協力農地 多摩開墾
● みどりによる防災性の向上	指定避難場所 避難路 幹線道路の街路樹・植樹帯
● 雨水流出の抑制	市立公園

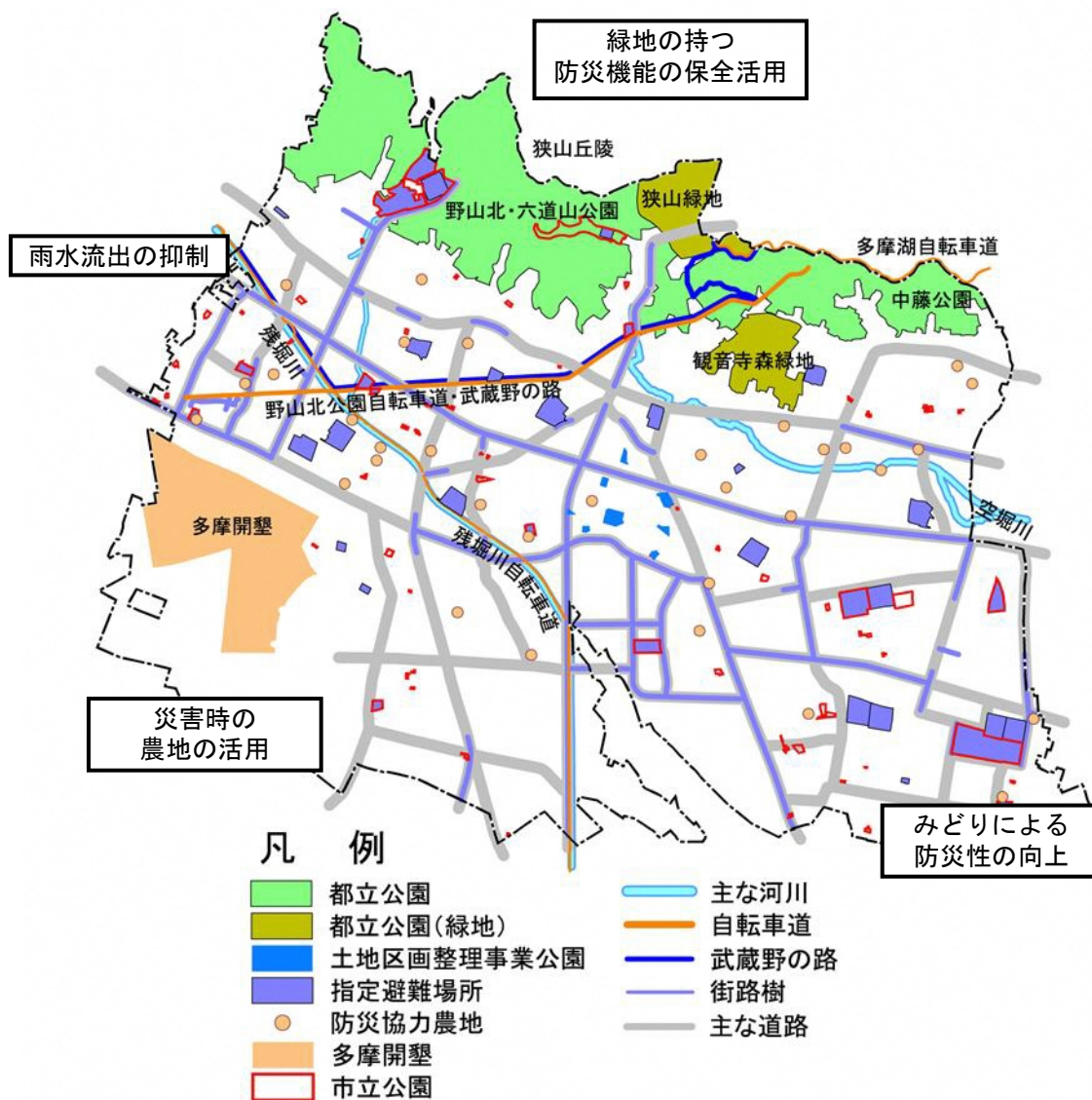


図 7-3 防災系統のみどり配置方針図

7-4 景観構成系統のみどりの配置方針

● 景観軸	狭山丘陵 残堀川 空堀川 モノレール沿線
● 地域のランドマーク	海道緑地保全地域 多摩開墾 社寺林・屋敷林 市立公園
● みどりによる景観形成	公共施設緑化 民有地の緑化 幹線道路の街路樹・植樹帯

注) *東京都景観計画に基づく丘陵地景観基本軸の位置図は P. 140 参照

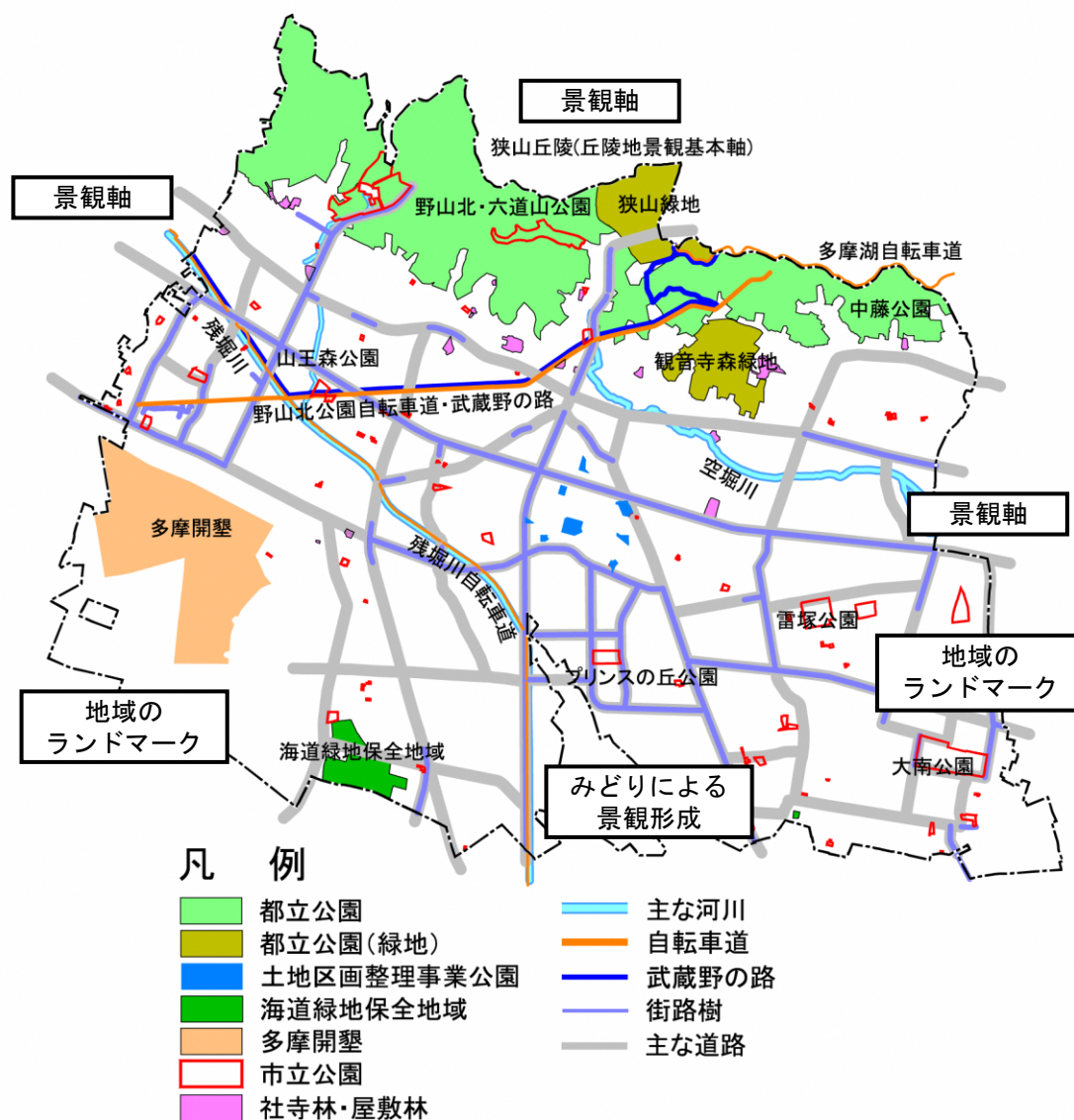


図 7-4 景観構成系統のみどり配置方針図

7-5 総合的なみどりの配置方針

各系統別の配置方針を総合的に捉え、総合的なみどりの配置方針を示します。

1 拠点となるみどりの配置	
本市のみどりの拠点を形成するみどりとして位置付けます	
配置するみどり	配置方針
狭山丘陵	優れた自然環境を有し、本市の自然の豊かさを演出している郷土のみどりであり、環境保全、レクリエーション、防災、景観のそれぞれの機能を併せ持つ緑地として、市管理区域では施設の充実を図り、その他の区域は整備の充実を東京都に要請するとともに、維持管理の面では連携して緑地のよりよい保全に努めます。
海道緑地保全地域	武蔵野の原風景を残す平地林であり、貴重な自然環境を有し、環境保全機能、レクリエーション機能、景観構成機能を併せ持つ緑地として、保全計画の範囲内で自然学習の場、自然とのふれあいの場としての整備の充実を東京都に要請するとともに、維持管理の面では連携して、よりよい保全と活用に努めます。
多摩開墾	農業生産活動の場であるとともに、みどりの空間的なゆとりの演出などの環境保全機能、防災機能、農の風景などの景観構成機能を併せ持つ緑地として農地の保全に努めます。
大南公園 山王森公園	※総合公園である大南公園と山王森公園は、市街地内のみどりの拠点であり、環境保全、レクリエーション、防災、景観のそれぞれを併せ持つ緑地として整備を推進します。
武蔵村山都市核土地区画整理事業により新たに整備される公園	武蔵村山都市核土地区画整理事業では、市の中心核としてふさわしい「魅力あふれるやすらぎの街」を目指し、5箇所の公園、4箇所のポケットパークが計画されています。面積規模の大きな公園については、市の中心核に位置する公園として、公園づくりに関する市民懇談会を開催し、公園の整備プランを検討しています。今後は、実施に向けた計画づくりや植樹・管理作業への市民参加等を図り、にぎわいのある公園となるよう、促進・活用を目指します。

2 公園・緑地等の適切な配置	
公園・緑地は市域全体で均衡ある都市環境が形成されるよう適正に配置します	
配置するみどり	配置方針
身近な公園・緑地 （※住区基幹公園）	環境保全、レクリエーション、防災及び景観構成などの機能を勘案し、配置バランスを考慮しながら、市民が日常的に利用する※街区公園、※近隣公園を配置します。 都市計画決定された公園の整備を推進します。
都市公園以外の公園・緑地等 （児童遊園・運動広場等）	市街地に点在する都市公園以外の小規模公園やオープンスペースについては、都市公園の補完と日常の生活環境の向上を考慮して配置します。
大規模な公園・緑地等 （※都市基幹公園・都市計画緑地等）	広域公園、都市計画緑地は東京都に整備を要請します。 総合公園は地域の拠点となる公園として位置付け、整備を推進します。 都市計画決定された公園の整備を推進します。
歴史風土を伝えるみどり	歴史的環境を有する緑地を保全し、それぞれの特性をいかした史跡、文化財等の整備・活用を図ります。
公共公益施設のみどり	市役所をはじめとする公共施設及び地域に密着した公共公益施設は、緑化の推進的な役割、ランドマークとなる景観的役割を担うため、積極的な緑化を図ります。
市街地のみどり	住宅地については、住民の主体的な活動によるみどり豊かな居住環境の形成を促進し、接道部の緑化（生け垣）等の支援を推進します。 商業地については、にぎやかさ、華やかさ、楽しさを演出し、まちの魅力を高めるため、道路空間や沿道空間において花木や季節の花などによる緑化を推進します。 工業地については、無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。 農地の中で特に生産緑地地区は、積極的に緑地としての環境機能の確保を図り、市街地内の良好な農業景観の保全に努めます。

3 水とみどりのネットワーク形成	
河川、自転車道、街路樹路線を水とみどりの軸に位置付けます	
配置するみどり	配置方針
野山北公園自転車道 武蔵野の路	広域的にネットワークされた自転車道、散策路はレクリエーション施設としての機能を向上させるため、休憩スポットや案内サインなど沿道部の整備推進に向け、東京都と連携していきます。
残堀川・空堀川等の河川	<p>快適な生活空間を創出する緑地として、河川管理用通路の活用、市民が水に親しむことができる水辺空間の整備、多様な生態系を配慮した河川環境の確保などを推進します。</p> <p>残堀川は整備が※概成しており、東京都と連携して良好な環境の維持管理に努めます。</p> <p>空堀川は、東京都と連携して、整備促進します。</p> <p>小河川は、生態系に配慮した河川環境整備を推進します。</p>
幹線道路・モノレール沿線の緑化	<p>幹線道路に植栽されている街路樹は、環境保全機能や景観構成機能等をあわせ持つことから、東京都と連携して、整備推進を図ります。</p> <p>モノレールが整備される新青梅街道やその沿線は、※地区計画制度も活用しながら、みどりが連なり、広がりや厚みをもった緑化を検討します。</p>
生活道路の緑化	身近な生活道路の緑化は、生活に密着した環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能が効果的に発揮できるように、市民レベルの緑化として広げていくことを積極的に促進します。

総合的なみどりの配置方針図

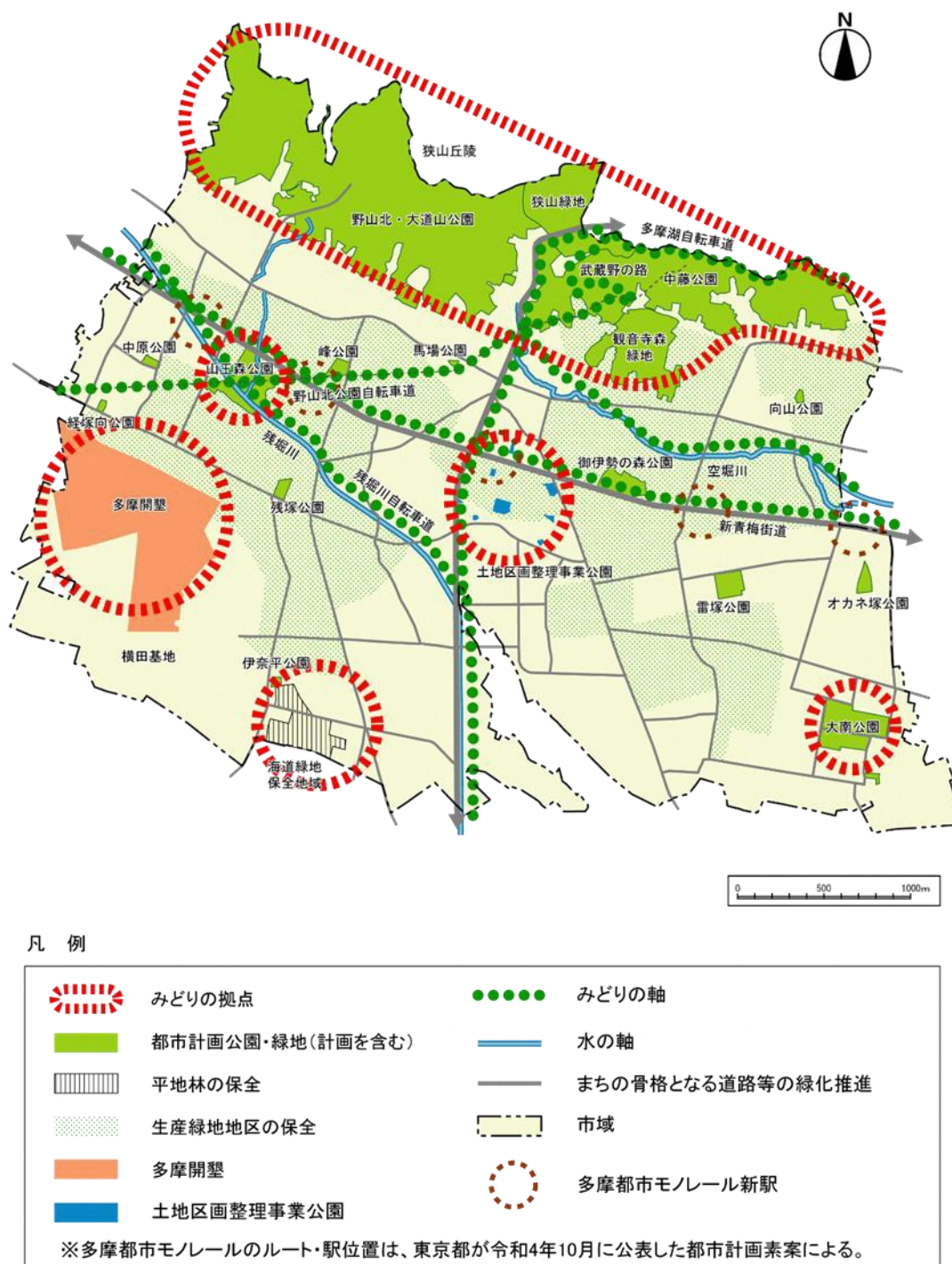


図 7-5 総合的なみどりの配置方針図

7-6 みどりの管理方針

公園の管理については、これまでは公的管理者（行政やその委託先）を中心に実施していましたが、今後は、より一層の活用を図るため、下記に示す方針により多様な主体による実践的な管理を進めます。

管理方法区分	管理方針
公的管理者による管理	策定した※公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理することを基本に、公園の利用環境と施設条件を良好に維持し、安全・安心・快適な状態を保つため、植物管理、施設管理、清掃等の維持管理を行います。特に樹木・施設の点検は、定期的に行います。
市民活動団体等による管理	現在も実施している※アダプト制度による団体等による公園管理を基に、地元自治会、※NPO 法人、個人ボランティア等の市民参画・協働による管理を進めることで、利用しやすく、愛着のある都市公園づくりや利用の活性化を図ります。
公募設置管理制度（Park-PFI）の導入、その事業者による管理	これまで、都市公園等の整備や管理運営は主に市が行ってききましたが、今後は、民間事業者との連携による特徴ある整備・管理が求められることから、新たな制度として、公募設置管理制度（Park-PFI）の導入について検討し、必要に応じて実施を図ります。

第 8 章 緑化重点地区

第8章 緑化重点地区



8-1 緑化重点地区の検討

「緑化重点地区」とは都市緑地法に基づき、重点的に緑化を図るべき区域として定めるものです。

緑化重点地区の候補としては、みどりの保全が必要な地区、市のシンボルとして質の高いみどりが必要な地区、みどりが少ない地区等が掲げられます。

なお、具体的な緑化重点地区については、該当する地区のまちづくりの動向や方向性、地元の意向等を収集・調整した上で定め、地区の基本方針や緑化の実施方法等を検討します。

第9章 みどりの将来イメージの実現に向けた施策

第9章 みどりの将来イメージの実現に向けた施策



9-1 施策の体系

みどりの将来イメージの実現に向け、基本方針を踏まえて各種の施策を展開します。

また、国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）と本計画の施策との関係については、17項目ある目標のうち、下記に示す目標と関係深いものとし、本計画を推進します。（SDGsの詳細については、P.50参照）

基本方針1 郷土のみどりを大切にします

<p>1-① 拠点となるみどりを大切にします</p> 	<p>1-①-1 狭山丘陵の保全 1-①-2 海道緑地保全地域の保全</p>
<p>1-② 身近なみどりを大切にします</p> 	<p>1-②-1 樹林地・大樹の保全</p>

基本方針2 水とみどりのネットワークを充実します

<p>2-① 水辺空間を充実します</p> 	<p>2-①-1 河川の緑化の推進 2-①-2 生態系に配慮した整備の推進 2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善</p>
<p>2-② エコロジカルネットワークを充実します</p> 	<p>2-②-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備</p>
<p>2-③ 道路の緑化を進めます</p> 	<p>2-③-1 街路樹・植樹帯整備の推進 2-③-2 都道の緑化 2-③-3 自転車道の緑化の充実 2-③-4 みどりの散策路の整備</p>

基本方針3 まちなかのみどりを充実します

<p>3-① 公園の整備を進めます</p> 	<p>3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進 3-①-2 条例等による公園の整備の推進 3-①-3 社会情勢に対応した再整備 3-①-4 公園施設の長寿命化計画による維持管理 3-①-5 みどりの基金の活用</p>
<p>3-② 公共施設の緑化を進めます</p> 	<p>3-②-1 学校の緑化の推進 3-②-2 公共施設の緑化の推進 3-②-3 公営住宅の緑化の推進</p>
<p>3-③ 民有地の緑化を進めます</p> 	<p>3-③-1 民有地の緑化指導の充実 3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進 3-③-3 各種制度の充実と活用</p>

基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

<p>4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います</p> 	<p>4-①-1 市民協働への理解 4-①-2 みどりのボランティアの推進 4-①-3 市民協働による公園維持管理への支援 4-①-4 市民協働による生活道路の緑化</p>
<p>4-② 協働の仕組みをつくります</p> 	<p>4-②-1 協働事業提案制度の活用 4-②-2 協働の推進体制づくり 4-②-3 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用</p>
<p>4-③ 人づくりの基盤をつくります</p> 	<p>4-③-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発 4-③-2 みどりに関するイベントの継続的開催 4-③-3 グリーンヘルパー制度の推進</p>
<p>4-④ 新たな担い手づくりを進めます</p> 	<p>4-④-1 学校等との連携 4-④-2 事業所との連携 4-④-3 自治会・商店会等各種団体との連携</p>

基本方針5 農地のある環境を守り活用します

<p>5-① 身近なみどりとして農地を保全します</p> 	<p>5-①-1 農地の保全 5-①-2 多摩開墾の保全</p>
<p>5-② 農とのふれあいを進めます</p> 	<p>5-②-1 体験型市民農園等による利用促進 5-②-2 直売所や農家レストラン等を介した交流促進</p>

基本方針6 まちをめぐる新しいみどりを創ります

<p>6-① 都市核におけるみどりを創ります</p> 	<p>6-①-1 計画づくりへの参加 6-①-2 つくり・育て・使う公園づくりへの参加</p>
<p>6-② モノレール沿線のみどりを創ります</p> 	<p>6-②-1 沿線のみどり創り 6-②-2 駅周辺のみどり創り</p>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

地方自治体に求められる取組として、様々な計画へのSDGsの要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を活用した持続可能な社会の形成などが示されています。

本市においても、SDGsを支援しており、第五次長期総合計画への位置づけや2019年に公益社団法人立川青年会議所と、地域における「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に係る協定を締結しました。

本計画では、17項目ある目標のうち、下記の5つの目標と関係深いものとして、取り組んでいきます。

	目標4：質の高い教育をみんなに
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
	目標11：住み続けられるまちづくりを
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標13：気候変動に具体的な対策を
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標15：陸の豊かさを守ろう
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標17：パートナーシップで目標を達成しよう
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センター

9-2 施策の内容

基本方針 1：郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします

1-①-1 狭山丘陵の保全
施策方針
<ul style="list-style-type: none">狭山丘陵は、本市のみどりの拠点、また、広域的なみどりの拠点でもあり、東京都などと連携し、保全と活用を推進します。
取組の内容
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">環境学習会を開催するなど、環境学習やレクリエーションの場として活用するとともに、保全への市民理解の促進に努めます。公園として整備している区域は東京都と調整を図り、雑木林の管理、農業体験などの里山文化の継承という側面も含めて、市民等との協働による維持管理を積極的に推進します。都市計画公園（野山北・六道山公園、中藤公園）、都市計画緑地（狭山緑地、観音寺森緑地）の未整備部分は東京都と連携して、早期整備を図ります。丘陵地内の池の水源確保と保全に努めます。多様な生き物の生息・生育空間の確保のため、アライグマ・ハクビシン防除の取組を推進するなど、よりよい環境の維持保全に努めます。狭山丘陵の周辺では、東京都景観計画や「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、建築物・工作物の建築や*開発行為等の規制・誘導を行い、丘陵地のみどりの保全に努めます。

市立野山北公園

1-①-2 海道緑地保全地域の保全

施策方針

- 海道緑地保全地域は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な武蔵野の風景を残す平地林として、東京都などと連携して保全します。

取組の内容

【継続する施策】

- 市民などの協働による維持管理について、東京都と連携して検討、推進します。



海道緑地保全地域

1-② 身近なみどりを大切にします

1-②-1 樹林地・大樹の保全

施策方針

- 市内に残る樹林地や大樹、生け垣は、できる限りの維持と保全に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- ※保存樹林、保存樹木及び保存生け垣の積極的な指定を推進します。
- 保存樹林、保存樹木等の指定基準の見直しを検討します。
- 社寺林や屋敷林の一定規模の良好な樹林地は永続的な維持保全のため、特別緑地保全地区の指定を検討し、所有者などに指定への理解を求めます。
- 保存樹林などは、※借地公園としての整備を進め、保存に努めます。
- 良好な保存樹林などは、地域の住民が親しめる空間として活用を図るため、地域住民への公開、維持管理への参加を検討します。
- 保存樹木などについて、樹木医による維持管理に努めます。
- 樹木の折損事故から市民を守り、また、所有者の精神的負担の軽減を図るために、保険の加入を検討します。
- 社寺林は歴史や文化を有する地域のシンボルであり、市民による社寺林調査、清掃などの維持管理、地域のみどり資源としての活用と保全について検討します。



保存樹木



西大南樹林公園

基本方針 2 : 水とみどりのネットワークを充実します

2-① 水辺空間を充実します

2-①-1 河川の緑化の推進	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">市内の河川は、レクリエーション空間、生態系の保全空間、延焼防止空間及び避難空間であり、よりよい河川環境の質の向上に努めます。	
取組の内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">残堀川は東京都による河川改修に合わせて、良好な歩行空間が形成されました。今後は、良好な環境の維持管理に努めます。空堀川は残堀川と同様に、良好な歩行空間を形成し、東京都と連携して、みどりあふれる市街地の空間形成を図ります。河川と川沿いの公共施設、公園等が一体化した景観の創出について、東京都と連携して検討します。	
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">空堀川旧河川敷の親水広場としての活用や改修に伴う管理用通路の散策路化など、東京都と連携して、河川空間の有効活用を図ります。	<p>山王森緑地広場</p>

2-①-2 生態系に配慮した整備の推進

施策方針

- 生き物の生息・生育環境の保全や環境の向上を目指して、*多自然川づくりや親水化の整備を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 河川や水路の水辺、護岸、河原など多様な環境の特性に応じた維持と管理を推進します。
- 残堀川や空堀川などの主要河川は、生き物の通り道となる*エコロジカルネットワークとしての機能を向上させるため、東京都と連携して、多自然川づくりと水辺植生の復元を図ります。
- 小河川は可能な限り多自然川づくりの推進に努め、河川の自然環境の回復を目指します。また、上流部などでは、自然の河川形態の維持に努めます。
- 河川沿いに緑化可能な余地がある場合は可能な限り緑化を推進します。

2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善

施策方針

- 地域住民、市民活動団体、事業者及び行政が一体となって、河川環境の向上に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 地域住民、市民活動団体、事業者及び行政による河川清掃活動（残堀川クリーンアップ作戦等）を引き続き実施します。
- 市内河川の水質や生物生育状況の調査結果について情報発信します。
- 市内の河川は、降雨が少ない時期に河川の流量が少なくなり、河床の露出や流水が途切れてしまう状態（瀬切れ）が起き、水生生物の生息など生態系や景観等に影響を及ぼしていることから、河川水量の確保について、関連機関と連携を図ります。
- 河川流域の雨水貯留施設（調整池）の整備、宅地内の雨水浸透施設の設置、保水機能のある樹林地や農地の保全により、河川の流量が安定するなどの良好な水循環の確保に努めます。
- 市内を流れる小河川については、河川の将来の在り方をとりまとめ、水辺整備や河川沿い緑地などの整備に努めます。



小河川



残堀川クリーンアップ作戦

2-② エコロジカルネットワークを充実します

2-②-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備

施策方針

- 生物多様性の保全のため、生き物の良好な生息・生育環境の整備、緑地と緑地をつなぐみどりのネットワークの形成を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 樹林地や公園などの適正な草刈り管理や樹木管理を行い、生き物の生息・生育環境の向上を図ります。
- 水辺、公園、農地、公共施設などのあらゆる場において、良好なビオトープ空間が形成できるように、環境の整備方法を検討します。
- 学校、事業所、住宅等の庭などに昆虫や野鳥の餌となる植物を植えるなど、身近なビオトープ空間の整備における支援について検討します。



ビオトープ（雷塚小学校）

2-③ 道路の緑化を進めます

2-③-1 街路樹・植樹帯整備の推進

施策方針

- 街路樹はみどりをつなぐネットワーク軸、日陰の形成、美しい景観形成要素として都市の重要なみどりであるため、街路樹の整備推進と良好な維持管理に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 都市計画道路の新設では、街路樹による緑化について、事業主体と検討していきます。また、既存の道路の改修では、歩車道幅員の見直しにより歩道の広幅員化を図り、街路樹による緑化を管理者と検討していきます。
- 街路樹や植樹帯はその道路の「顔」として、テーマ性を持った樹種の選定を行い、道路ごとに樹木の特性をいかして、美しく、季節を感じる個性ある緑化を推進します。
- 街路樹管理における住民の参加や協力について検討します。
- 街路樹の植栽が困難な道路はフェンス緑化、プランターの設置など、小さなスペースでできる緑化方法を検討し、推進します。
- 街路樹の質の向上のため、適切な基盤（植栽ます等）の整備を図ります。
- 健全な街路樹の生育空間の確保を図るため、雨水浸透、根の生育空間に配慮しつつ、電線の地中化などを行います。
- 市道の街路樹は住民に永く愛されるように、樹種の選定について地域住民の意見を反映できるように努めます。

【拡充する施策】

- 植栽の間隔や樹形の維持管理方法などを示した街路樹管理マニュアルの策定について検討します。



電柱等を撤去したイメージ図

2-③-2 都道の緑化

施策方針

- 幹線道路である都道の緑化は道路交通の安全性と快適性、沿道の環境保全と改善効果を有するため、街路樹や植樹帯の量的拡大と質的向上の推進について、東京都と連携し整備します。

取組の内容

【継続する施策】

- 新青梅街道（主要地方道（5））、所沢武蔵村山立川線（主要地方道（55））及び八王子武蔵村山線（主要地方道（59））は、東京都と連携し、質の高い街路樹整備を要請します。



都道の街路樹

2-③-3 自転車道の緑化の充実

施策方針

- 野山北公園自転車道、残堀川自転車道は、狭山丘陵、市内の公園や緑地を結ぶみどりの軸として、よりよい効果が発揮できるような緑化の充実を図ります。

取組の内容

【継続する施策】

- 季節感あふれる自転車道となる緑化手法を検討します。
- エコロジカルネットワークを構成するみどりとして、植栽形態、樹種選定について検討し、質の向上に努めます。
- 自転車道の沿道スペースを利用して、みどりのある休憩施設などの整備を東京都と調整していきます。



野山北公園自転車道

【拡充する施策】

- 災害時の避難路や延焼防止帯として活用できるように、防災機能の強化を図ります。

2-③-4 みどりの散策路の整備

施策方針

- 市内のみどりの資源を発掘し、市内外の多くの人から親しまれ、健康づくりにも寄与するみどりの散策路づくりを推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 散策路の沿道緑化、案内サインの設置、歩きやすい舗装への改修、案内パンフレット（歴史散策マップ、武蔵村山市みどころマップ、ウォーキングマップなど）の作成など、みどりの散策路に関する整備の拡充を関係機関と連携しながら推進します。
- 武蔵野の路は、安心して利用できるよう維持管理を継続します。
- 保存樹木や住宅地、事業所の優れた緑化箇所を巡る散策路、一般の庭木や花壇などを開放する*オープンガーデンを巡る散策路の設定について検討します。

【新たな施策】

- みどりの連続性を意識し、みどりを結ぶ*フットパスコースの設置を検討します。



案内板



歴史散策コースのサイン

基本方針 3：まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます

3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">都市計画決定している公園について、早期整備に努めます。	
取組の内容	
【継続する施策】	
<ul style="list-style-type: none">街区公園は、都市計画決定している 8 箇所のうち、未整備である 2 箇所（残堀公園 0.75ha、馬場公園 0.26ha）及び整備済みの公園の未整備部分の計画的な整備に努めます。近隣公園は、都市計画決定している 5 箇所のうち、未整備の 2 箇所（御伊勢の森公園 3.30ha、峰公園 1.01ha）及び整備済みの公園の未整備部分の計画的な整備に努めます。総合公園のうち、未整備部分の早期事業化に努めます。野山北・六道山公園のうち、市が管理する総合運動公園（6.96ha）は、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」における市事業の*優先整備区域（1.4ha）の位置づけに基づき、整備拡充に努めます。野山北・六道山公園は「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」において優先整備区域（33.94ha・瑞穂町を含む）に位置付けられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の促進を図ります。中藤公園は「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」において、その一部が優先整備区域（25.06ha）に位置付けられており、東京都に対し早期事業化と全区域の優先整備区域化を要請するなど事業の促進を図ります。観音寺森緑地は「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」において、優先整備区域（15.4ha）に位置付けられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の促進を図ります。狭山緑地は本市内では未整備ですが、良好な都市緑地として保全するため、早期事業化を東京都に要請します。	
野山北・六道山公園	

3-①-2 条例等による公園の整備の推進

施策方針

- 街区公園の補完的な役割である児童遊園は、適切な整備の指導に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 住宅や建築物の建築等に係る一定規模以上の開発事業に対しては、「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、公園や緑地などの整備を指導します。
- 運動広場、運動場、地域運動場は、既存施設の利用の促進に努めるほか、不足地域への整備について検討します。
- 事業実施の際に他用途に使われない残地が発生した場合には、利活用としてのポケットパークの設置を検討します。



ポケットパーク

3-①-3 社会情勢に対応した再整備

施策方針

- 公園の再整備は、社会情勢の変化や地域特性に合わせて行います。

取組の内容

【継続する施策】

- 「東京都福祉のまちづくり条例」による※ユニバーサルデザインに基づき、公園施設の※バリアフリー化を引き続き推進します。
- 生物多様性の保全に配慮した草刈り管理、生き物の生態を考慮した樹木等の植栽形態、管理について検討します。
- 効率的な公園・緑地の維持管理のため、公園台帳や施設管理の電子化などのIT技術を活用した管理を進めます。
- 避難場所に指定されている面積の大きい公園では、※防災公園としての機能を充実するため、周辺の状況や公園規模などを考慮して、※かまどベンチ、※マンホールトイレ、防災井戸、ソーラー照明などの設置に努めます。



かまどベンチ



雷塚公園のソーラー照明

3-①-4 公園施設の長寿命化計画による維持管理

施策方針

- 公園施設の老朽化に対応して、策定した「公園施設長寿命化計画」の内容に即し、計画的で合理的な維持管理の取組を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の機能と安全性の確保、効率的な維持補修を行います。
- 遊具等の更新を行います。

3-①-5 みどりの基金の活用

施策方針

- 公園、緑地などの用地の確保、みどりの保護や育成において、みどりの基金を活用します。

取組の内容

【継続する施策】

- 市民や事業者からの寄附金を様々な機会です募ります。
- 基金を活用し、生け垣の保全などのみどりのまちづくりに活用します。
- 基金による事業を広く発信し、効果的な活用を図ります。
- 気軽に寄附ができる制度を検討します。



保存生け垣

3-② 公共施設の緑化を進めます

3-②-1 学校の緑化の推進

施策方針

- 児童・生徒が、身近にある自然とふれあいながら学ぶことができる、豊かで質の高い緑化整備を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 敷地の規模が比較的大きい学校の緑化を進めることは、周辺環境への多くの効果が期待できます。良好な沿道景観や快適な歩行空間を形成するために、接道部の厚みを持たせた緑化整備の推進に努めます。
- 児童・生徒、教師、保護者、地域住民の参加による植樹を行い、地域シンボルとなるような学校の森の整備を検討します。
- みどりの役割や機能、植物の特性、生き物の餌などについて、実際の植物にふれながら学べるように、多様な樹種の植栽を行います。
- 児童・生徒、学校、保護者、地域住民による校庭芝生化の維持管理を推進します。
- 環境教育の一環として、自然生態系の観察の場となる学校ビオトープの整備を検討します。
- 体験学習の場となる学習園の整備を推進します。
- 防災面に配慮した植栽を行い、避難場所として防災機能の充実を図ります。



学校の接道部の緑化



田植え体験

3-②-2 公共施設の緑化の推進

施策方針

- 庁舎等の公共公益施設の緑化は、積極的に取り組みます。

取組の内容

【継続する施策】

- 庁舎、地区会館などの施設は、施設別の緑化状況を把握し、施設内容や規模に応じた緑化整備を推進します。
- 国や東京都の施設については、より一層の緑化推進を要請します。
- 公共施設の緑化は東京都の公共施設緑化基準に基づき指導を行っていますが、本市の特性や各施設の特性に合わせて管理が行えるように、緑化指導マニュアルの作成を検討します。
- より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。



市役所の緑化

3-②-3 公営住宅の緑化の推進

施策方針

- 住環境の向上に寄与する緑化推進に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 市営住宅では住宅地緑化の一環として、緑化推進に努めます。
- 都営村山団地は、既存の公園や緑地とのみどりの連続性や歩行者ネットワークに配慮した緑化を行うなど、緑が丘地区地区計画の内容に即し、みどりの充実について、東京都と連携を図ります。



都営村山団地内の緑化

3-③ 民有地の緑化を進めます

3-③-1 民有地の緑化指導の充実

施策方針

- 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、今後も適切な緑化指導による計画的な緑化を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 住宅や建築物の建築等に係る一定規模以上の開発事業に対しては、「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、緑化指導を行い、計画的な緑化を推進します。
- 緑化の指導や啓発活動に活用するため、良好な緑化やまちづくりの事例紹介など、民間指导向けの緑化指導マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。
- 狭山丘陵周辺では景観保全に配慮した規制、地域の特性に合わせたきめ細やかな指導に努めます。
- より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。



3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進

施策方針

- 本市の特性に合わせて、土地利用を考慮した緑化推進に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 現在の制度では生け垣の管理費助成が行われていますが設置助成はありません。今後は、生け垣設置に伴う工事費の一部を助成する生け垣奨励制度の創設を検討します。
- オープンガーデンとして住宅の庭などを開放する制度やイベントの実施を検討します。
- 商業地では、植栽用地の確保が困難な場合が多いため、プランターやフラワーポットの設置、壁面緑化、緑化フェンスの設置などが有効です。これらの緑化に対する助成制度についても検討します。
- 商店街などでは、花木や季節の花ものなどを工夫し、商業空間のにぎわいや個性を演出できるように支援、協力を努めます。
- 一定規模の工場については、工場立地法の緑化基準に基づき緑化指導を行います。

【拡充する施策】

- 住宅地では、接道部緑化を推進するため、ブロック塀を撤去し生け垣化としたり、金網フェンスを活用した生け垣化を推進します。
- 屋上緑化・壁面緑化・みどりのカーテン等を推進するための仕組みについて検討します。



屋上緑化

3-③-3 各種制度の充実と活用

施策方針

- 都市緑地法などによる各種制度や景観計画の活用、市条例の充実について検討します。

取組の内容

【継続する施策】

- みどり豊かなまちなみ、魅力ある住宅地等の形成のため、緑地協定や*建築協定の協定締結の促進に努めます。
- 地区レベルで緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の*緑化率を定めた地区計画制度の活用を検討します。
- みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、効果的にみどりを創出することが可能な*緑化地域制度の導入について調査・検討します。
- 東京都景観計画に基づき、丘陵地景観基本軸として位置付けられた狭山丘陵の周辺を、建築物・工作物や開発行為等の規制・誘導を行って、みどりの保全に努めます。
- 「武蔵村山市まちづくり条例」に定める青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、引き続き建築物等の建築の際には、狭山丘陵の景観保全に配慮した建築計画となるよう指導を行います。

【新たな施策】

- NPO 法人や企業等の民間主体が空き地等を活用し、地域住民が利用できる公園等の空間を創り出すことができる*市民緑地認定制度の活用を検討します。



緑地協定エリア

基本方針 4：協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います

4-①-1 市民協働への理解

施策方針

- 市民、行政ともに「市民協働」についての理解を深めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 「※武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針」、「※武蔵村山市市民協働推進マニュアル」を活用し、市民協働への理解促進に努めます。
- ボランティア団体、NPO 法人、自治会などの多様な市民活動について、互いに理解し、連携・協力できる環境づくりに努めます。

【新たな施策】

- 市民に対し、みどりの質に関する関心や理解を深め、みどりの質の向上を目指します。



花いっぱい運動

4-①-2 みどりのボランティアの推進

施策方針

- 協働の足がかりとなるみどりのボランティアの活動を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 公園・緑地等ボランティアの参加者が増えるように、公園・緑地等ボランティア制度を広く知らせるための活動を推進します。
- 「武蔵村山市ボランティア・市民活動センター」と連携し、みどりに関するボランティアの活動支援に努めます。
- 市が管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設を、市民と協働で管理するアダプト制度の実施について検討します。

4-①-3 市民協働による公園維持管理への支援

施策方針

- 地域住民による公園の維持管理を推進します。

取組の内容

【継続する施策】

- 公園・緑地ボランティア制度を広く発信し、公園・緑地ボランティアの参加者の増加、ボランティアで管理する公園の増加に努めます。
- 公園・緑地ボランティア運営会議を通して、ボランティアが望む支援方法を検討します。



植樹（公園ボランティア）

4-①-4 市民協働による生活道路の緑化

施策方針

- 市民、市民活動団体、事業者及び行政の協働で行える生活道路の緑化の助成、支援制度を検討します。

取組の内容

【継続する施策】

- 大規模な開発事業においては、みどり豊かな^{*}コミュニティ道路を整備するように必要に応じて要請します。
- 住民の要望に基づいて、みどり豊かな歩行者優先のコミュニティ道路を整備できる制度について検討します。
- 近隣の住宅等が協力して、連続した生け垣整備やプランター設置を推進するための制度について検討します。
- 緑道を管理します。



コミュニティ道路（中原地区）

4-② 協働の仕組みをつくります

4-②-1 協働事業提案制度の活用	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">※武蔵村山市協働事業提案制度を活用するなど、みどりのまちづくりを推進するための仕組みをつくります。	
取組の内容	
【継続する施策】 <ul style="list-style-type: none">みどりのまちづくりの推進に関連し、事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案に対して、市民活動団体と行政が協働で事業を推進します。	

4-②-2 協働の推進体制づくり	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">市民協働推進マニュアルに基づき、みどりのまちづくりを推進するための体制づくりを全庁的に進めます。	
取組の内容	
【継続する施策】 <ul style="list-style-type: none">定期的な協働事業に関する調査の実施に努めます。みどりを守り・育て・使うなど、市民協働に対する意識醸成に努めます。	

4-②-3 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">公募設置管理制度（Park-PFI）の導入について検討し、活用を図ります。	
取組の内容	
【新たな施策】 <ul style="list-style-type: none">これまで、都市公園等の整備や管理運営は主に市が行ってきましたが、今後は、民間事業者との連携による特徴ある整備・管理が求められることから、新たな制度として、公募設置管理制度（Park-PFI）の導入について検討します。検討の結果に応じ、必要に応じて整備や管理運営について、民間事業者の活用を図ります。	

4-③ 人づくりの基盤をつくります

4-③-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発

施策方針

- みどりに関する情報や知識の普及と啓発に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 市の各種施設を利用して、みどりに関する写真展や緑化啓発のパネル展示を推進します。
- 狭山丘陵や公園を活用した環境学習会の開催により、子どもたちを含めた市民が生き物を観察し自然に親しむ機会をつくります。
- 子どもたちが積極的に生き物の生態などを学び、また、学ぶ意欲が反映できる制度を検討します。
- 学校と協力して、学習園の活用、生き物観察、里山体験など、みどりに関する体験、学習の内容の拡充を図ります。
- 子どもたちへ向けて、稲作体験を実施します。
- 自然の大切さやみどりの必要性の意識を高めるために、小学生向けのみどりの副読本の発行を検討します。
- 緑化支援策、緑化手法、イベント開催情報等のみどりに関する情報を発信するコミュニティサイトの開設を検討します。
- ボランティア参加希望者を対象とした、ボランティアに必要な知識や技術、みどりの質に対して考え、学ぶことができる「みどりのボランティア講座」を開催します。
- 植物、生き物等のみどりに関する様々な知識やみどりの質について、継続して学ぶ「みどりの学習講座」を開催します。



水田学習

4-③-2 みどりに関するイベントの継続的開催

施策方針

- みどりに関するイベントについて、継続的な開催と内容の充実を図ります。

取組の内容

【継続する施策】

- イベント内容は、継続したテーマやシリーズ性を持たせて、連続した参加を促します。
- 野山などに生息する生き物を家族で楽しみながら見つけるフィールドビンゴゲームについて、環境学習会や市ホームページで紹介します。
- 緑化や美化推進などに貢献したグループや個人への表彰制度を検討します。
- イベントへの参加回数に応じて、花や苗木と交換できるポイント制など、参加を促進する方法を検討します。

【拡充する施策】

- 苗木や花の種の無料配布を東京都と連携して行います。



環境学習会

4-③-3 グリーンヘルパー制度の推進

施策方針

- みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）を養成します。

取組の内容

【継続する施策】

- みどりのボランティア講座の受講者を対象とした、継続的な養成講座の開催を検討します。
- 受講者がボランティアなどの活動にいかすことができる実践的な構成となるように、講座の内容を検討します。
- 養成講座は単位制を取り入れるなど、段階的なみどりのボランティア講座の開催を検討します。
- 参加者の理解度、やる気に応じて、レベルアップできる講座について検討します。

【拡充する施策】

- 技術力の高いグリーンヘルパーは、市民や他のヘルパーに対し、技術指導に努め、活躍の場を広げます。



グリーンヘルパー認定バッジ

4-④ 新たな担い手づくりを進めます

4-④-1 学校等との連携

施策方針

- 将来の緑化推進リーダーとなる子どもたちが、みどりとふれあい興味を抱く方法について、学校等と連携して検討します。

取組の内容

【継続する施策】

- 学校等と協力して、河川清掃、公園清掃などを定期的に行うことができる方法を検討します。
- 地域のボランティア活動団体の一つとして、子どもを対象としたボランティア団体の設立について検討します。
- 緑化関連イベント、講習会等において、高校や大学との連携について検討し、実施に努めます。



小学生のアイディアから作られた遊具
(あそびの森/野山北・六道山公園)

4-④-2 事業所との連携

施策方針

- 事業所における環境配慮や社会的責任意識の高まりを反映して、事業所との連携によるみどりの保全と創出に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- みどりに関するイベントへの積極的な参加を促すように努めます。
- 事業者によるみどりの基金への募金制度を検討します。
- 緑化修景することが事業者のイメージアップを果たすため、一定の緑化基準を満たした事業者に対する認定制度や表彰制度について検討します。

4-④-3 自治会・商店会等各種団体との連携

施策方針

- 民有地の緑化活動は、地域との連携が不可欠のため、自治会や商店会の組織力、地域コミュニティの広がりをいかします。

取組の内容

【継続する施策】

- 自治会や商店会の自主的な緑化活動に対して支援します。
- 自治会や商店会によるプランター整備を支援します。
- 自治会や商店会と連携してみどりのイベントの実施を推進します。



自治会の緑化活動

基本方針 5：農地のある環境を守り活用します

5-① 身近なみどりとして農地を保全します

5-①-1 農地の保全	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> 農業生産、防災、景観及び環境保全などの多面的な機能を持つ農地は、総合的な※グリーンインフラとしての保全に努めます。 	
取組の内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業と調和したみどりのあるまちづくりを進めるとともに、生産緑地地区の保全を図ります。 所有者等から申請のあった※宅地化農地のうち、都市環境や防災などに寄与すると認められるものは、生産緑地地区の追加指定を行うとともに、※特定生産緑地制度により農地の保全を図ります。 買取り申出のあった生産緑地地区については、公園・緑地の配置状況などから確保が必要と判断した場合は、緑地としての保全に努めます。 東京都の補助事業等を活用し、土留や防薬シャッター等の設置を行い、生産環境の整備を推進します。 多様なレクリエーションの要望に対応するため、※滞在型市民農園、※農業体験農園、※民間による体験農園などの新たな利活用について検討します。 ※市民農園、学習園、高齢者や障がい者が利用できる※福祉農園の設置に努めます。 <p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域内農地は、※遊休農地の利用促進に取り組みます。 生産緑地地区に指定されている農地については、防災協力農地の指定及び活用を促進します。 	
	
	防災協力農地

5-①-2 多摩開墾の保全

施策方針

- 多摩開墾は、市街地に接する大規模な農業生産地であるとともに、農業景観の形成、雨水の浸透などの環境保全機能、災害時の利活用の可能性を有しており、今後も農地の保全に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 貴重なみどりとして保全し、農地の維持・管理に必要な基盤整備等を行います。
- 「緑確保の総合的な方針」（改定）に基づき、「※農の風景育成地区制度」の活用について検討します。
- 農業の交流拠点としての活用を検討します。



多摩開墾

5-② 農とのふれあいを進めます

5-②-1 体験型市民農園等による利用促進

施策方針

- 農業を通じて、地域住民をはじめとした地域コミュニティや市外からの来訪者等と農家との交流を深め、利用促進に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 体験型市民農園の普及を促進します。
- 観光農園等の普及を促進します。



体験型市民農園

【新たな施策】

- SNS等を活用した情報発信のほか、市民同士による農業やみどりに関する情報交換・共有等が活発に行えるよう、情報プラットフォームの整備を検討・推進します。
- 市民農園・体験型市民農園を交流の場として、積極的に活用します。

市民農園・体験型市民農園の状況（令和4年3月末）

名称	場所	区画数	1区画面積（㎡）
喜び農園 (5か所)	大南2-19-5	120	12
	学園4-34-1、4	65	12
	大南2-84-2	32	12
	大南2-88-1	30	12
	大南2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2か所)	本町2-66-2	70	30
	中央2-144	50	30
合計		397	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

5-②-2 直売所や農家レストラン等を介した交流促進

施策方針

- 直売所や農家レストラン等の農地における多面的機能をいかし、市民参加によって交流促進に努めます。

取組の内容

【継続する施策】

- 地域ブランド認証事業を実施します。
- 武蔵村山市直売マップを作成します。



直売マップ

【新たな施策】

- 直売所の設置支援を行います。
- 市内の畑で栽培された野菜を、直売所や農家レストラン・カフェ等に用いて農家の活性化を図り、農地・生産緑地の有効活用や市民との交流に寄与します。
- SNS等を活用した情報発信のほか、市民同士による農業やみどりに関する情報交換・共有等が活発に行えるよう、情報プラットフォームの整備を検討・推進します。
- 直売所や農家レストラン・カフェ等の運営において、市民参加による運営を推進します。

農産物直売所一覧（令和3年2月末）

販売品種別		件数	備考
野菜	東部地区	10	野菜全般
	中部地区	13	野菜全般
	西部地区	14	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		7	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		6	
花		1	庭園樹・パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

出典 産業観光課資料

基本方針 6：まちをめぐる新しいみどりを創ります

6-① 都市核におけるみどりを創ります

6-①-1 計画づくりへの参加

施策方針

- 市の中心部に誕生する新しい公園の整備に向けて、計画づくりから市民等が参加することで、公園への愛着や郷土愛の情操を図ります。

取組の内容

【継続する施策】

- 公園の計画・設計段階において、アンケート調査、ワークショップを行い、地域住民の意見の反映や利用者との協議を行うことで、ニーズに合った整備に努めます。



公園ワークショップ

【拡充する施策】

- 児童・生徒などを含めた地域住民の参加による懇談会を開催し、市の中心核となる公園・みどりの整備方針案の策定を行います。

【新たな施策】

- 市内外の人が集う地区であることから、避難に対応した防災機能を確保します。
- 新たなみどりの資源について情報収集を行い、市民が中心となってつくる新たな散策路について検討します。
- みどりと触れ合い、健康増進につながるようなレクリエーションの場として、検討します。

6-①-2 つくり・育て・使う公園づくりへの参加

施策方針

- 自ら公園をつくり、利用し、守っていくことで、新たな公園をみんなで育みます。

取組の内容

【拡充する施策】

- 公園・緑地ボランティア制度を活用し、都市核地区の公園・ポケットパークの維持管理への普及を図ります。

【新たな施策】

- 公園の一部に、市民や地域住民が実際に手を加えることができる箇所を設けます。(例えば花壇やベンチ、表示板など)
- 公園で誰でも参加できる活動(清掃や植栽、その他サークル活動など)の仕組みや体制づくりを検討します。
- 維持管理についてのワークショップやみどりの質の向上について考え、市民が実際に参加し、スキルアップにつながる機会を設けます。
- 新たな公園を様々な形で利用し、レクリエーションや健康増進の場としても積極的に活用します。
- 活動の周知や情報発信の支援を行います。



公園でのサークル活動の様子

6-② モノレール沿線のみどりを創ります

6-②-1 沿線のみどり創り

施策方針

- モノレールの延伸に合わせて、沿線を形づくるみどりの軸として、みどりの連続性を意識し、緑化を推進します。

取組の内容

【新たな施策】

- 新青梅街道沿線は、拡幅事業に合わせて、地区計画制度も活用しながら、みどりが連なり、広がりと厚みをもった緑化を検討します。



沿線緑化の事例
(甲州街道駅～万願寺駅)

6-②-2 駅周辺のみどり創り

施策方針

- 新たに整備される駅周辺において、各駅の特徴がある景観や憩いの場としてのみどりの空間を創ります。

取組の内容

【新たな施策】

- 駅前広場を整備する新駅の周辺に、憩いの場となるみどりの空間を検討します。
- 駅周辺地区における建築物等の色彩のコントロールや屋外広告物の規制に合わせて、新しい街並みと調和するみどりを配置します。



駅前広場イメージ図
(この整備イメージは検討中のものであり、
今後変更する可能性があります)

第 10 章 地域別方針

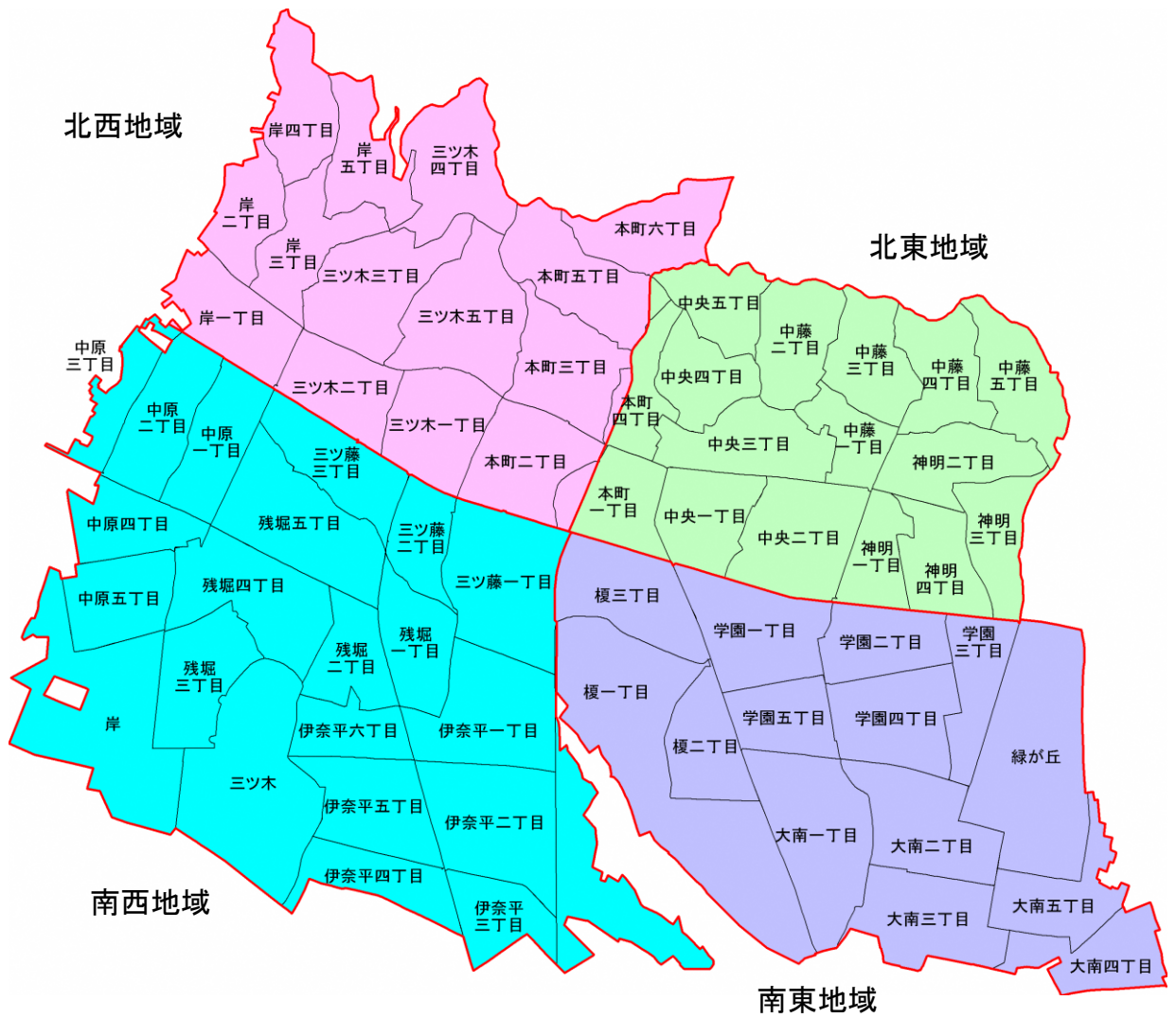


図 10-1 地域区分図

第 10 章 地域別方針



10-1 北東地域

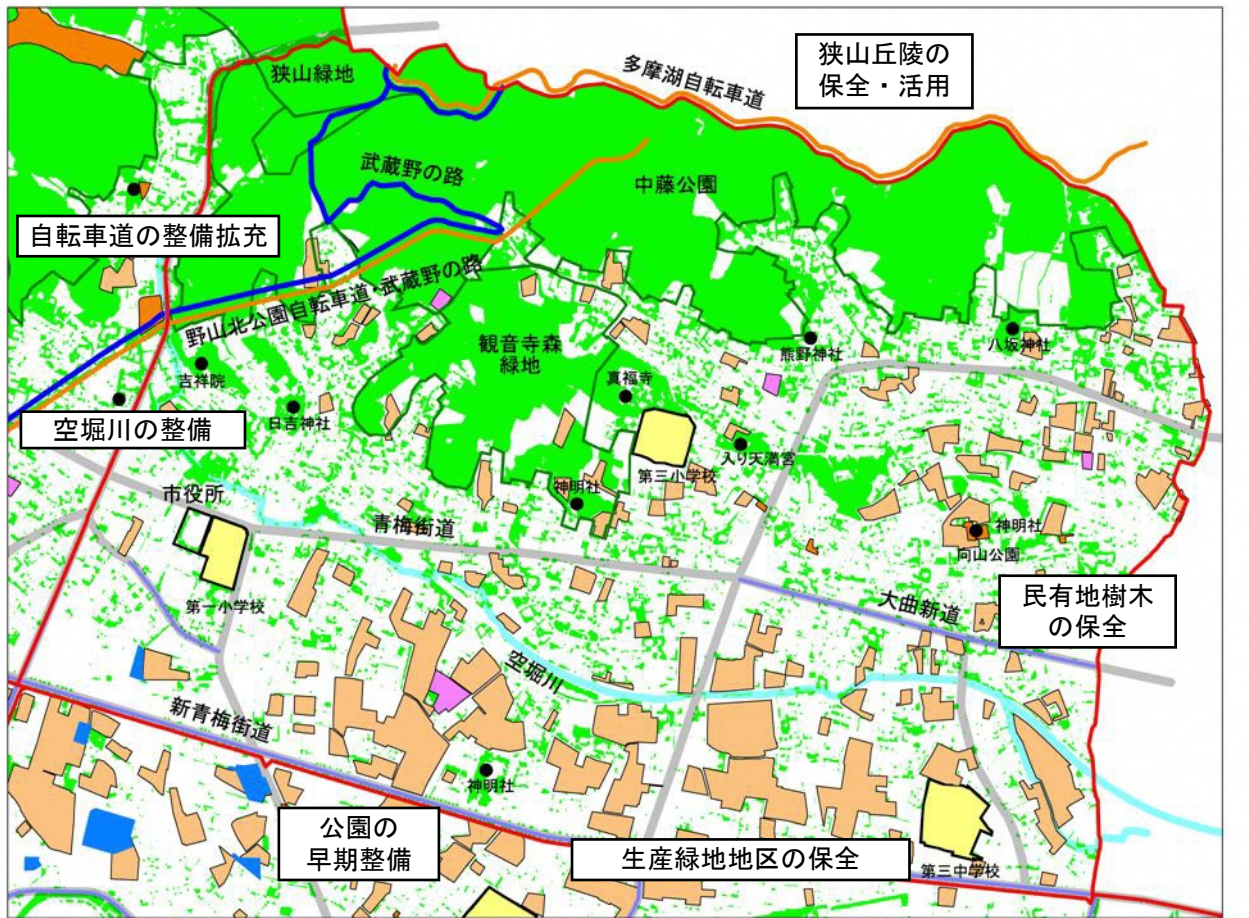
(1) 北東地域の現状

項目	内 容
該当地区	神明一丁目～四丁目、中藤一丁目～五丁目、中央一丁目～五丁目、本町一・四・五丁目の一部
面積	約 284ha
概要	北側が狭山丘陵の樹林地で、所沢市、東大和市にまたがる樹林帯を構成しており、豊かなみどりがあります。 山裾から青梅街道周辺には、みどりの多い昔からある市街地が形成されています。 空堀川の南側の新青梅街道沿いには多くの生産緑地地区が指定されていますが、宅地化が進んでいます。 西側には市役所などの公共施設があります。市役所南側の新青梅街道の北側では、武蔵村山都市核土地区画整理事業が進行しており、北東地域には 1 箇所の公園が整備される予定です。
土地利用	地域面積の約 30%は狭山丘陵の樹林地が占めます。 新青梅街道及び青梅街道沿いでは商業系の建物が見られますが、多くが住宅用地です。
緑被率等	緑被率は、約 54%（樹林等約 37%、草地約 1%、農地約 16%）であり、北西地域に次いで高くなっています。 狭山丘陵から空堀川付近までの昔からある市街地は、樹木や生け垣が多く、※緑視率も高い状況です。
公園・緑地	都市計画緑地の観音寺森緑地、広域公園の中藤公園、近隣公園の向山公園があります。 狭山丘陵の大部分は、都市計画公園・緑地、首都圏近郊緑地保全区域、都立自然公園に指定されています。
河川	昔からの市街地と新たに開発された市街地を区分するように、空堀川が位置します。 神明や中央において、新しい河道を先行的に整備し、上下流の河道に接続するまでの間、この新しい河道を調節池として暫定的に利用しています。
道路緑化	新青梅街道や大曲新道は街路樹が整備されていますが、青梅街道は未整備です。なお、新青梅街道は、拡幅事業が進行中です。
その他	野山北公園自転車道や武蔵野の路、歴史散策コース（東コース）等が整備されています。

(2) 北東地域の方針

方 針	内 容
丘陵地のみどりの保全	狭山丘陵のみどりは、東京都等の関連機関と連携し、みどりの保全とその活用を推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備します。 都市計画決定済みの公園は、早期整備に努めます。 都立公園は、早期整備、事業化を要請します。
水辺空間の緑化推進	空堀川の東京都による改修に合わせ、東京都と連携して、みどりあふれる市街地の空間形成を図ります。
民有地の緑化推進	武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりや厚みをもったみどりの形成を図ります。

自転車道、散策路の整備拡充	野山北公園自転車道や武蔵野の路は、東京都と連携して、整備拡充を図ります。 歴史散策コースや市内の散策道の整備拡充について推進します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度の活用や新たな制度導入の検討により、良好な生け垣や大樹を可能な限り保全します。
農地の保全	生産緑地地区などの農地の保全に努めます。
モノレール沿いの整備	拡幅される新青梅街道のみどりについては、東京都と調整を図るとともに、沿線は地区計画制度も活用しながら、みどりが連なり、広がりと厚みをもった緑化を検討します。



0 100 200 400 600 800 1000m

凡 例

- | | |
|------------|------------|
| 地域区分 | 小・中学校、高等学校 |
| 樹木・樹林 | 市役所 |
| 都立公園・緑地 | 社寺境内地 |
| 市立公園 | 主な道路 |
| 運動場・広場 | 主な河川 |
| 生産緑地地区 | 街路樹 |
| 土地区画整理事業公園 | 自転車道 |
| | 武蔵野の路 |



図 10-2 北東地域方針図

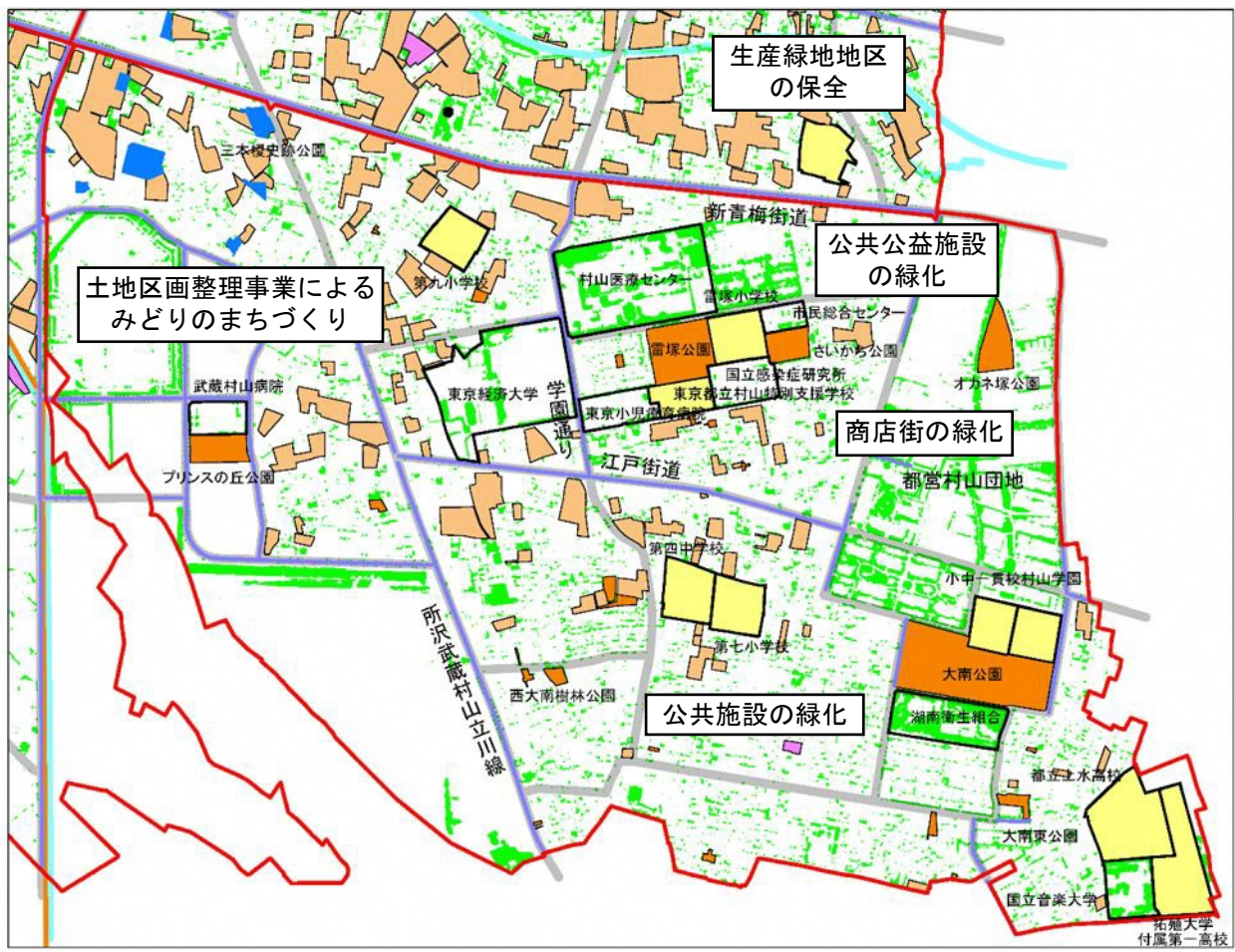
10-2 南東地域

(1) 南東地域の現状

項目	内 容
該当地区	大南一丁目～五丁目、学園一丁目～五丁目、榎一丁目の一部、榎二・三丁目、緑が丘
面積	約 429ha
概要	市内で最も市街化が進んでいる地域です。 地域の東側は都営村山団地（現在建替中）などの中層建物が多く、南側は住宅地の中に農地が点在し、北側は市民総合センター、医療・教育機関など公的な施設が立地し、西側は武蔵村山都市核土地区画整理事業が行われています。土地区画整理事業に伴い、南東地域には、4 箇所の公園が新たに整備される予定です。また、土地区画整理事業地南側には、大型商業施設があります。
土地利用	都営村山団地周辺、幹線道路沿い及び地域西側には商業系の建物が分布しています。また、住宅系、教育系及び医療系建物や農地などもあり、多様な土地利用となっています。
緑被率等	緑被率は、約 22%（樹林等約 10%、草地約 7%、農地約 6%）であり、最もみどりの少ない地域です。
公園・緑地	総合公園は、大南公園があり、近隣公園は、雷塚公園があります。街区公園は、オカネ塚公園、大南東公園があります。 その他の公園として、三本榎史跡公園、プリンスの丘公園、さいかち公園があります。また、保存樹林であった樹林地を西大南樹林公園として開園しています。
道路緑化	新青梅街道、学園通り（一部）、江戸街道は街路樹が整備されています。なお、新青梅街道は、拡幅事業が進行中です。
その他	菖蒲園のある湖南衛生組合が、大南公園に隣接しています。

(2) 南東地域の方針

方 針	内 容
土地区画整理事業地内の緑化推進	武蔵村山都市核土地区画整理事業を通じて、計画的な公園・緑地の設置や接道部緑化の整備を推進します。
農地の保全	市街地に残る生産緑地地区などの保全に努めます。 市民農園などの農地の活用を検討、推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。
民有地の緑化推進	住宅地の接道部の生け垣化、オープンガーデン、商店街のプランター植栽などまちの状況に合った緑化を進めます。 武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりや厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
公共施設の緑化推進	良好な沿道景観や快適な歩行空間を形成する接道部緑化を推進します。 屋上緑化や壁面緑化整備を積極的に整備します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度を活用して、良好な生け垣や樹木を可能な限り保全します。
モノレール沿いの整備	拡幅される新青梅街道のみどりにについては、東京都と調整を図るとともに、沿線は地区計画制度も活用しながら、みどりが連なり、広がりや厚みをもった緑化を検討します。



凡 例














- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  | 地域区分 |  | 小・中学校、高等学校 |
|  | 樹木・樹林 |  | 大学・病院等 |
|  | 市立公園 |  | 社寺境内地 |
|  | 運動場・広場 |  | 主な道路 |
|  | 生産緑地地区 |  | 主な河川 |
|  | 土地区画整理事業公園 |  | 街路樹 |
| | |  | 自転車道 |



図 10-3 南東地域方針図

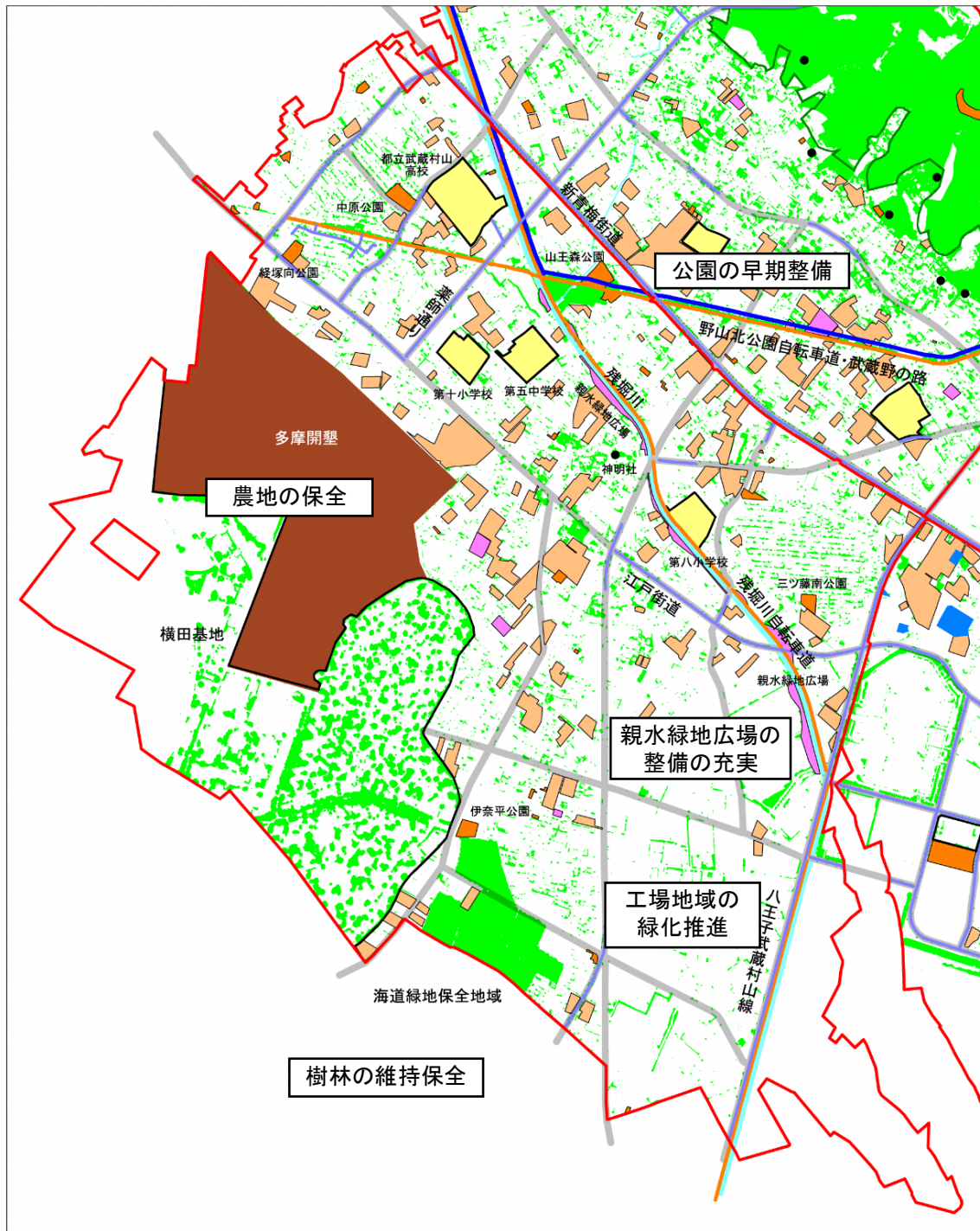
10-3 南西地域

(1) 南西地域の現状

項目	内 容
該当地区	榎一丁目の一部、伊奈平一丁目～六丁目、残堀一丁目～五丁目、三ツ藤一丁目～三丁目、中原一丁目～五丁目、大字三ツ木、大字岸
面積	約 513ha
概要	地域の南西側の市街化調整区域には、多摩開墾、横田基地があります。地域東側の残堀川より南側は、工業系の土地利用が多くなっています。その他は、農地が点在していますが、市街化が進行しています。
土地利用	多摩開墾、横田基地は市街化調整区域です。市街化区域では東側は工業系の土地利用が多く、その他は住宅地が主体ですが、生産緑地地区も点在しています。
緑被率等	緑被率は約 42%（樹林等約 11%、草地約 10%、農地約 19%）であり、農地は多摩開墾があることから高くなっています。
公園・緑地	総合公園は、山王森公園があります。街区公園は、経塚向公園、中原公園、伊奈平公園があり、その他の公園には、三ツ藤南公園があります。地域の南側に、海道緑地保全地域があります。
河川	地域の北西部から南東部にかけて残堀川が流れています。残堀川の整備は概成し、良好な歩行空間が整備されています。
道路緑化	新青梅街道、薬師通り、江戸街道の一部、グリータウン武蔵村山周辺道路の一部が街路樹の整備が行われています。なお、新青梅街道は、拡幅事業が進行中です。

(2) 南西地域の方針

方 針	内 容
海道緑地保全地域の保全	東京都などと連携して保全します。
農地の保全	多摩開墾及び生産緑地地区は農地の持つ多様な機能をいかすため保全に努めます。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備します。
工業地域の緑化推進	無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。
民有地の緑化推進	住宅地の接道部の生け垣化、オープンガーデンなど住宅地の状況にあった緑化を指導します。 武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりと厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度を活用して、良好な生け垣や樹木を可能な限り保全します。
水辺空間の緑化推進	残堀川の整備は概成しましたが、よりよいみどりの充実によるネットワーク軸の強化とみどりの空間形成のために、東京都と連携して維持管理を行います。
モノレール沿いの整備	拡幅される新青梅街道のみどりにについては、東京都と調整を図るとともに、沿線は地区計画制度も活用しながら、みどりが連なり、広がり厚みをもった緑化を検討します。



凡 例





- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  地域区分 |  小・中学校、高等学校 |
|  樹木・樹林 |  社寺境内地 |
|  都立公園・緑地 |  主な道路 |
|  市立公園 |  主な河川 |
|  運動場・広場 |  街路樹 |
|  生産緑地地区 |  自転車道 |
|  多摩開墾 |  武蔵野の路 |



図 10-4 南西地域方針図

10-4 北西地域

(1) 北西地域の現状

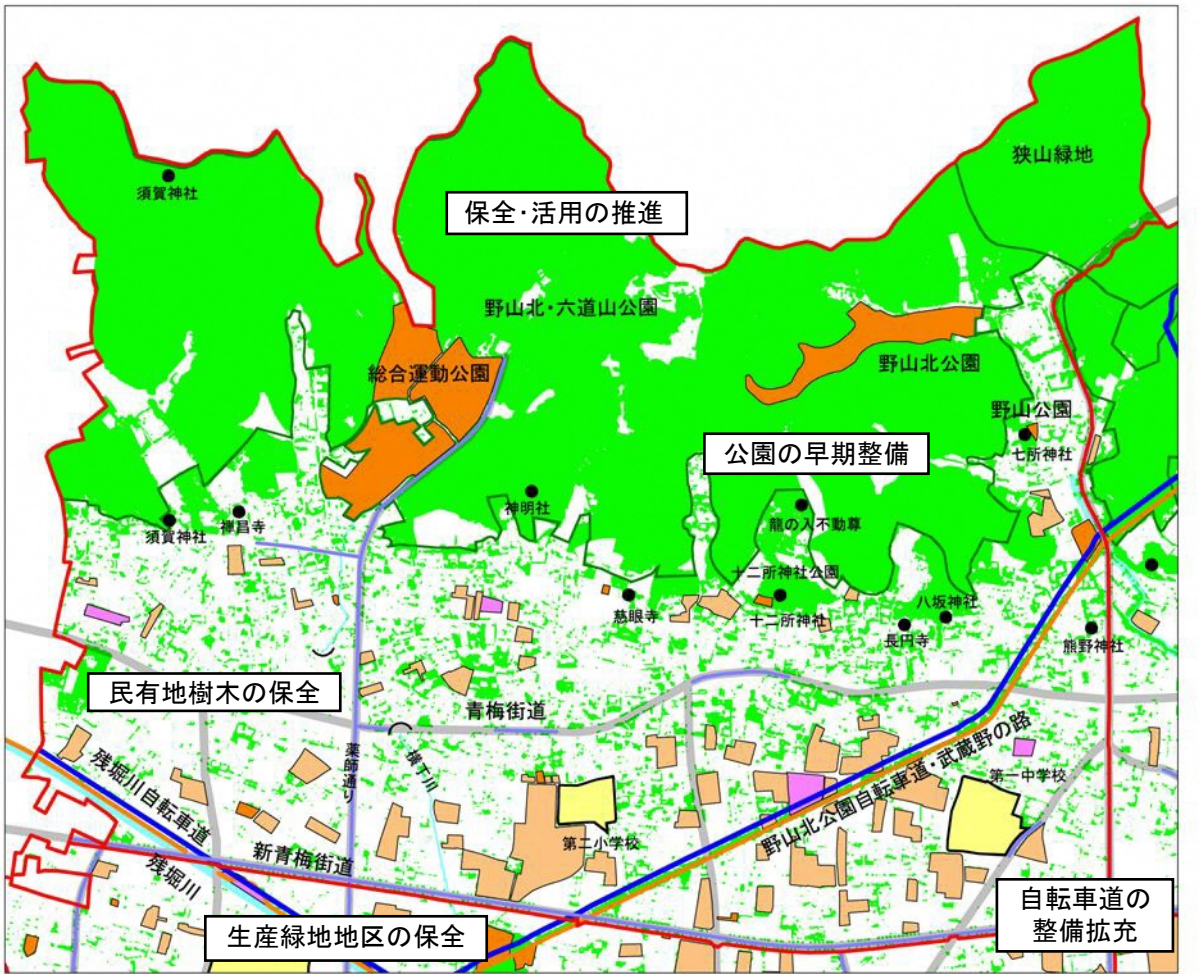
項目	内 容
該当地区	本町一・四・五丁目の一部、本町二・三・六丁目、三ツ木一丁目～五丁目、岸一丁目～五丁目
面積	約311ha
概要	北側が狭山丘陵の樹林地で、広域の緑地を構成する豊かなみどりがあります。山裾から青梅街道周辺にはみどりの多い昔からある市街地が形成されています。南側に生産緑地地区が多く指定されていますが、宅地化が進んでいます。
土地利用	地域面積の約40%は、狭山丘陵の緑地が占めます。新青梅街道及び青梅街道沿いでは商業系の建物が見られ、その他の多くは住宅系の建物です。
緑被率等	緑被率は、約61%（樹林等約52%、草地約1%、農地約8%）であり、最もみどりの多い地域です。山裾から青梅街道までの昔からある市街地は、樹木や生け垣が多く、緑視率も高くなっています。
公園・緑地	狭山丘陵の大部分は、野山北・六道山公園、狭山緑地、首都圏近郊緑地保全区域、都立狭山自然公園に指定されています。野山北・六道山公園内に市管理の総合運動公園、野山北公園があります。近隣公園は、十二所神社公園、街区公園は、野山公園があります。
河川	久保の川、横丁川がありますが、水量は少ない状況です。瑞穂町を源流とする残堀川が、地域の南部を流れています。
道路緑化	新青梅街道や薬師通りは街路樹の整備がされていますが、青梅街道や所沢武蔵村山立川線は一部のみの整備です。なお、新青梅街道は、拡幅事業が進行中です。
その他	野山北公園自転車道や武蔵野の路、歴史散策コース（西コース）等が整備されています。

(2) 北西地域の方針

方 針	内 容
丘陵地のみどりの保全	狭山丘陵のみどりは東京都等の関連機関と連携し、みどりの保全とその活用を推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。 都市計画決定済みの公園は早期整備に努めます。 都立公園については早期整備、事業化を要請します。
水辺空間の緑化推進	生態系に配慮した水とみどりのネットワークを充実するために、市内の小河川の環境改善に努めます。
私有地の緑化推進	武蔵村山市まちづくり条例に基づいて、緑化指導を推進します。 新青梅街道周辺地区においては、新青梅街道を軸とした広がりや厚みをもったみどりが形成されるよう検討します。
自転車道、散策路の整備拡充	野山北公園自転車道や武蔵野の路は、東京都と連携して、整備拡充を図ります。 歴史散策コースや市内の散策道の整備拡充を推進します。
樹木・生け垣の保全	奨励金制度を活用して、良好な生け垣や大樹を可能な限り保全します。
農地の保全	生産緑地地区やその他の農地の保全に努めます。

モノレール沿いの整備

拡幅される新青梅街道のみどりについては、東京都と調整を図るとともに、沿線は地区計画制度も活用しながら、みどりが連なり、広がりと厚みをもった緑化を検討します。



凡例

- | | |
|------------|-------|
| 地域区分 | 社寺境内地 |
| 樹木・樹林 | 主な道路 |
| 都立公園・緑地 | 主な河川 |
| 市立公園 | 街路樹 |
| 運動場・広場 | 自転車道 |
| 生産緑地地区 | 武蔵野の路 |
| 小・中学校、高等学校 | |

0 100 200 400 600 800 1000m



図 10-5 北西地域方針図

第 11 章 計画の推進

第 11 章 計画の推進



本計画の推進で重要なことは、市民、事業者及び行政の積極的な参加と協力に基づく連携体制をつくることです。また、それぞれの役割分担を認識し、みどりのまちづくりの実現に向けて行動する必要があります。

11-1 推進体制

(1) 連携の体制

① 地域との連携

市民の中にみどりの重要性やみどりの持つ環境価値を広めていくことが、計画を推進していく上での基盤となります。そして市民や事業者の参加と連携による活動として発展することが重要となります。

今後、市民、市民活動団体及び事業者などを含めた地域との連携を強め、自発的な緑化活動や維持管理活動を通して、情報交換をしながら知恵を出し合い、協働によりみどりのまちづくりを推進していきます。

② 庁内関連部署の相互連携

本計画で示されているみどりの施策に関わる部署は多く、施策の確実な実行には全庁的な取組が必要です。

具体的な施策の展開に当たっては、庁内関連部署相互との十分な連携と相互支援を図りながら取り組めます。

③ 広域における連携

狭山丘陵やネットワーク（河川、道路、散策路、自転車道等）に関する施策は、東京都や周辺自治体との連携が必要です。

広域的な連携をとることにより、連続性のある良好なみどり景観の保全、みどりの活用による生活環境の向上、広域的な生態系の保全など、みどりに対する相乗効果を高めることが期待できます。そのため、周辺住民、東京都及び周辺自治体との密接な連携によってみどりのまちづくりを推進していきます。

(2) 役割分担と行動計画

① 市民の役割

- 生活のなかで身近なみどりである生け垣、庭、玄関、ベランダのみどりなどを増やし、育てることを継続します。
- 公園、広場、学校のみどりの維持管理や河川清掃など地域の環境美化の推進に参加します。
- 緑化運動やイベントなどに積極的に参加し、みどりの意識の向上に努めます。
- グリーンヘルパーの講習会に参加し、みどりのボランティア活動を行います。
- 計画、構想段階からのワークショップなどに参加し、自分たちのみどりのまちづくりという意識を持ちます。
- 緑地の保全に協力し、地域の環境を向上させるためのみどりの維持活動に参加します。
- 大樹や樹林地などの所有者は、維持保全に努めます。地域住民も地域の財産であることを認識し、維持管理に協力します。
- 営農者は農地を保全し、継続的な営農が困難な場合は市に借上げなどの相談をします。
- 建物の新築・増改築などにおいては、できるだけ既存のみどりを残し、積極的に緑化するよう努めます。

② 事業者の役割

- 地域社会の一員として緑化活動に努めます。
- 事務所、店舗、駐車場などの緑化の推進と維持管理により、みどりの質と量を高めま
- 敷地の広い事業所などでは、みどりを増やすことがみどり豊かなまちづくりに貢献できることを意識します。
- 地域のみどりに関するイベントなどに積極的に参加・協力します。
- 緑化を推進するために、募金活動などを通してみどりの基金に協力します。
- 今後導入について検討していく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、行政と連携し、公園の整備・管理を主体的に行います。
- みどりに関わる事業に参加・協働することで、環境面において地域社会へ貢献します。

③ 行政の役割

- 公園や緑地の整備を進めるとともに、東京都や国などが管理する施設については緑化の推進を要請します。
- 市民、市民活動団体及び事業者に対して、緑化活動を推進するための支援を行います。
- みどりを大切にし、愛する心を養う環境づくりに努めます。
- 継続的な営農が困難な農地については、農作業の受委託を行う組織の推進や公園・緑地の配置などに努めます。
- みどりのまちづくりを全庁的に推進するため、関連部署や関連団体などと協力、連携

- みどりの役割や効果について啓発し、市民と協働して緑化の推進と維持管理が行える仕組みをつくります。
- みどりに関する情報を発信するシステムの開発、普及・啓発に努めます。
- 市民からの意見や提案に対して柔軟に対応し、みどりのまちづくり活動を支援します。
- みどりの基本計画の各施策を実施することで、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。
- 各施策を実施するための財源の確保に努めます。

④ 行動計画

施策を着実に推進するためには、それぞれの役割を認識し、分担して行動していく必要があります。そのため、各施策の重要性、緊急性、影響、波及効果等を踏まえて以下のように区分し、実施していくものとします。行動区分 A、B、C は「表 11-2 緑化推進体系の役割分担と行動区分」に対応しています。

表 11-1 行動計画区分

行動区分	区 分 内 容
A	市の緑化担当部署が主導的な立場で行える施策であり、実現性が高く、他への波及効果が高い施策。 また、現在その計画や実施を行っている施策。
B	施策の重要度は高いが、市の緑化担当部署のみでは対応が困難で、他の関連部署、東京都、市民、市民活動団体及び事業者と連携して実施する施策。実現のためには他の上位・関連施策の進捗や実施に影響される施策。
C	市の条例制度化、援助、指導等によって推進される施策。 対象は市民、市民活動団体、事業者が中心となっていく施策。

表 11-2 緑化推進体系の役割分担と行動区分

基本方針・施策項目	施策内容	役割分担				行動区分
		市民	市	都	国	
基本方針1：郷土のみどりを大切にします						
1-① 拠点となるみどりを大切にします	1-①-1 狭山丘陵の保全	○	○	○	○	B
	1-①-2 海道緑地保全地域の保全	○	○	○		B
1-② 身近なみどりを大切にします	1-②-1 樹林地・大樹の保全	○	○			A
基本方針2：水とみどりのネットワークを充実します						
2-① 水辺空間を充実します	2-①-1 河川の緑化の推進	○	○	○		B
	2-①-2 生態系に配慮した整備の推進	○	○	○		B
	2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善	○	○	○		B
2-② エコロジカルネットワークを充実します	2-②-1 生態系の連続性を配慮した緑化整備		○	○		B
2-③ 道路の緑化を進めます	2-③-1 街路樹・植樹帯整備の推進		○	○		B
	2-③-2 都道の緑化		○	○		B
	2-③-3 自転車道の緑化の充実		○	○		B
	2-③-4 みどりの散策路の整備	○	○	○		B
基本方針3：まちなかのみどりを充実します						
3-① 公園の整備を進めます	3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進	○	○	○		B
	3-①-2 条例等による公園の整備の推進	○	○	○		A
	3-①-3 社会情勢に対応した再整備	○	○			A
	3-①-4 公園施設の長寿命化計画による維持管理		○			A
	3-①-5 みどりの基金の活用	○	○			A
3-② 公共施設の緑化を進めます	3-②-1 学校の緑化の推進	○	○	○		B
	3-②-2 公共施設の緑化の推進		○	○	○	B
	3-②-3 公営住宅の緑化の推進		○	○	○	B
3-③ 民有地の緑化を進めます	3-③-1 民有地の緑化指導の充実	○	○	○		C
	3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進	○	○			C
	3-③-3 各種制度の充実と活用	○	○	○	○	B
基本方針4：協働によるみどりのまちづくりを進めます						
4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	4-①-1 市民協働への理解	○	○			B
	4-①-2 みどりのボランティアの推進	○	○			A
	4-①-3 市民協働による公園維持管理への支援	○	○			A
	4-①-4 市民協働による生活道路の緑化	○	○			C
4-② 協働の仕組みをつくります	4-②-1 協働事業提案制度の活用	○	○			B
	4-②-2 協働の推進体制づくり	○	○			B
	4-②-3 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用	○	○			C
4-③ 人づくりの基盤をつくります	4-③-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発	○	○			A
	4-③-2 みどりに関するイベントの継続的開催	○	○			A
	4-③-3 グリーンヘルパー制度の推進	○	○			A
4-④ 新たな担い手づくりを進めます	4-④-1 学校等との連携	○	○	○		B
	4-④-2 事業所との連携	○	○			C
	4-④-3 自治会・商店会等各種団体との連携	○	○			C
基本方針5：農地のある環境を守り活用します						
5-① 身近なみどりとして農地を保全します	5-①-1 農地の保全	○	○		○	B
	5-①-2 多摩開墾の保全	○	○			B
5-② 農とのふれあいを進めます	5-②-1 体験型市民農園等による利用促進	○	○			B
	5-②-2 直売所や農家レストラン等を介した交流促進	○	○			B
基本方針6：まちをめぐる新しいみどりを創ります						
6-① 都市核におけるみどりを創ります	6-①-1 計画づくりへの参加	○	○			A
	6-①-2 つくり・育て・使う公園づくりへの参加	○	○			B
6-② モノレール沿線のみどりを創ります	6-②-1 沿線のみどり創り	○	○	○		B
	6-②-2 駅周辺のみどり創り	○	○			B

注) 役割分担の市民には事業者、市民活動団体も含まれます。

11-2 進捗管理

みどりのまちづくりの計画的な推進のためには、市民・事業者・行政が、みどりについての現状や課題、また、重要性や価値を認識・共有し、その改善に積極的に関わることが必要です。その手段として、年度毎に実施する計画量を定めた実施計画を作成するなど計画的に実行することが重要です。PDCA サイクルに基づき、実施計画を策定し、施策を実行し、施策の実施状況を把握・確認するため、定期的のみどりに関する事業実績を緑化審議会に報告します。緑化審議会ではそれらを点検、評価し、計画に定めた施策の実施状況を確認します。その結果については市民に公表し、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

また、本計画についても社会経済状況の変化、施策の進捗状況などに適切に対応していくために、見直しを行うこととします。

表 11-3 年間推進計画

計画策定	年間実施計画を立て予算を確定し、実施する緑化施策を確定します。
実行推進	年間実施計画に基づき緑化施策を実行し、実績報告をまとめます。
点検・評価	緑化審議会などを通じて実施内容の点検、評価を行います。
見直し・反映	翌年度の緑化施策や予算への反映方針を検討します。

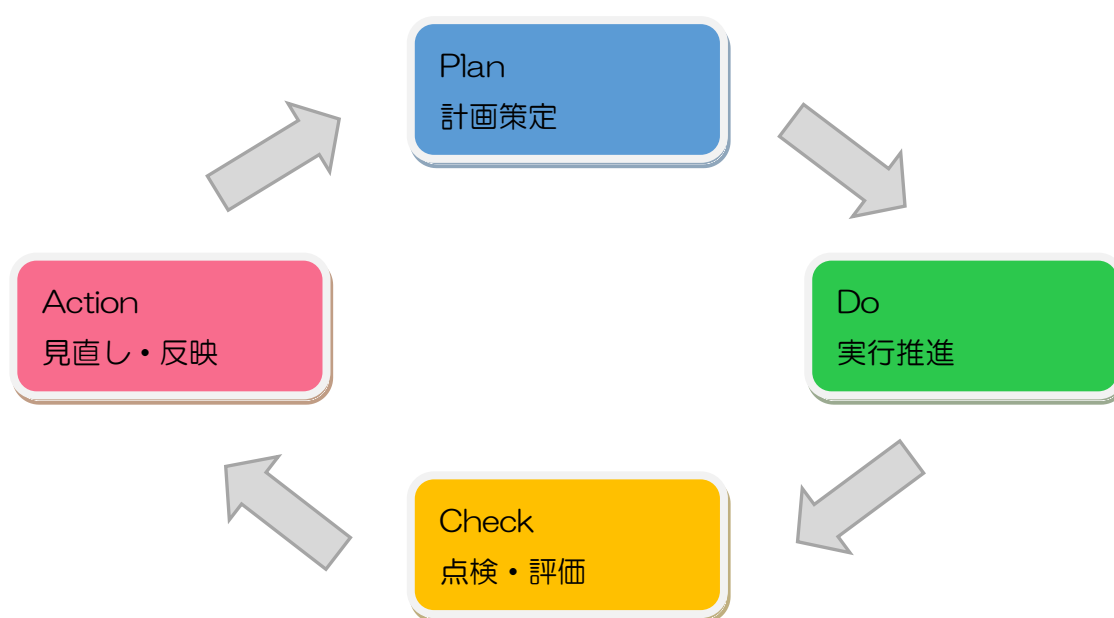


図 11 PDCA サイクル図

資料編



資料 1 施策の取組状況

施策の取組状況は、第二次計画の方針と施策の内容について、関連する各部署に対して現在の実施状況の確認を行い、未実施のものについては、その理由や完了に向けての今後の課題を確認しました。

なお、各部署へのヒアリングは令和3年10月～11月に実施しました。

● 基本方針1：郷土のみどりを大切にします

【第二次計画の施策内容と主な実績・課題】

1-①	拠点となるみどりを大切にします		
内容	1-①-1 狭山丘陵の保全	1-①-2 海道緑地保全地域の保全	1-①-3 多摩開墾の保全
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会の実施 東京都に対し、都市計画公園・都市計画緑地の早期整備の要望 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都と本市にて、保全地域植生管理委託に関する協定書を締結 	
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園・都市計画緑地の未整備部分の整備 狭山丘陵などにおけるみどりの質の向上（市民アンケート結果より） 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づく、丘陵周辺の景観や環境保全を図る指導 		

1-②	身近なみどりをたいせつにします	
内容	1-②-1 樹林地・大樹の保全	1-②-2 農地の保全
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> みどりの保護及び育成に関する条例において、生け垣奨励金の対象を緩和 	
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 特定生産緑地の指定、生産緑地地区の追加指定 農ある環境の存続と農地とふれあう機会の創出 	

● 基本方針2：水とみどりのネットワークを充実します

【第二次計画の施策内容と主な実績・課題】

2-①	水辺空間を充実します		
内容	2-①-1 河川の緑化の推進	2-①-2 生態系に配慮した整備の推進	2-①-3 河川の水質、水量と環境の改善
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 東京都に対し、空堀川の未整備区間における整備の要望を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川において、河床に堆積した土砂の、河床や法面の雑草の除去 中小河川の河床や護岸の整備 流域における多自然川づくりの検討をし、環境に配慮した整備を実施 東京都に依頼し、野山北・六道山公園内（久保の川源流部）の谷戸に雨水を貯留する調整池を整備 個人住宅の雨水浸透施設設置の補助 住宅地造成における道路築造の際には、道路敷地内へ雨水処理をする吸込槽を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川流域の自治会、小・中学校と連携し、残堀川内の年1回の清掃を実施 毎年市内6河川の水質調査、残堀川の生物調査を実施 毎年環境のあらましを作成 毎年環境副読本を作成し、市内の新小学4年生へ配布
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 水量不足による瀬切れの改善 		

2-②	エコロジカルネットワークを充実します
内容	2-②-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 公園等の草刈り、落ち葉拭き及び樹木管理、公園ボランティアによる花植えを実施
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息に配慮した整備

2-③ 道路の緑化を進めます			
内容	2-③-1 街路樹・緑地帯整備の推進	2-③-2 都道の緑化要請	2-③-3 市民協働による生活道路の緑化
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・主要市道第1号線にハナミズキ、同8号線にサルスベリ、同9号線にモミジを植栽 ・自治会、幼稚園等のボランティアによる、市道へプランターを設置する「花いっぱい運動」を実施 ・「残堀川いこいの水辺」に植樹柵にネットフェンスを施工し、つる植物による緑化を実施 ・市道の雨水排水施設が整備されていない地点を中心に、排水のための浸透施設を設置 ・住宅地造成における道路築造の際には、道路敷地内へ雨水処理をする吸込槽を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備された八王子武蔵村山線にモミジバフウを植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に伴う新設道路において、みどり豊かな道路を整備するよう指導 ・自治会、幼稚園等のボランティアに対し、市道へプランターを設置する「花いっぱい運動」を実施
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と樹種選定に関するワークショップやアンケートなどを実施し、地域に親しまれる街路樹の整備 		
内容	2-③-4 自転車道の緑化の充実	2-③-5 みどりの散策路の整備	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車道桜並木の適切な剪定 ・野山北公園自転車道に隣接する土地に休憩所を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内遊歩道をウッドチップ舗装に改修 	
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木におけるソメイヨシノの樹勢衰退 ・散策コースの設定において、公園や社寺、学校等の公共施設などのみどりをつなぐ工夫 		

● 基本方針3：まちなかのみどりを充実します

【第二次計画の施策内容と主な実績・課題】

3-① 公園の整備を進めます			
内容	3-①-1 都市計画決定された公園の整備	3-①-2 条例等による公園の整備の推進	3-①-3 新たな公園の整備の推進
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都に対し、野山北・六道山公園への早期整備要請、維持管理における調整を実施 ・中藤公園の28.41haに対して、事業化され整備が進行中 	<ul style="list-style-type: none"> ・「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、公園や緑地の整備を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業において、新たな公園を整備中 ・公園づくり懇談会を実施
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の新設や改修において、地域の意見を反映する場を設けるなどの方法の検討 		
内容	3-①-4 社会情勢に対応した再整備	3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援	3-①-6 公園施設長寿命化計画の策定
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内27施設35基に対し、トイレの洋式化工事を実施 ・大南公園、雷塚公園、プリンスの丘公園、総合運動公園にソーラースタンドを設置、総合運動公園にマンホールトイレを設置 ・中原公園に生物多様性の保全に配慮した草刈りを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地ボランティアに関し、HPでPRを実施 ・新たな公園ボランティアが花壇整備に参加 ・公園ボランティアの活動が継続中 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に公園施設長寿命化計画を策定
内容	3-①-7 みどりの基金の活用		
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の樹木剪定等に基金を活用 		
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が愛着をもてる公園となるよう維持管理や活用方法の検討 ・市民参加等による安全管理も含めた維持管理の検討 		

3-②	公共施設の緑化を進めます		
内容	3-②-1 学校の緑化の推進	3-②-2 公共施設の緑化の推進	3-②-3 公営住宅の緑化の推進
主な実績		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都による自然保護条例等に基づく緑化を実施 ・「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、緑化整備を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅内において、除草や剪定によるみどりの適正管理を実施 ・緑ヶ丘地区地区計画に基づき、緑地や公園などの配置規模について指導
主な課題	・生物多様性に配慮した適切な維持管理		

3-③	民有地の緑化を進めます		
内容	3-③-1 民有地の緑化指導の充実	3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進	3-③-3 各種制度の充実と活用
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、緑化整備を指導 ・「武蔵村山市まちづくり条例」に基づく狭山丘陵景観重点地区においては、ガイドラインを設け敷地内緑化について指導 ・新青梅街道沿道まちづくり計画及び地区計画に基づき、建築行為等に関して指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策としてブロック塀の撤去、木製塀の設置補助を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築事業者に対し、狭山丘陵景観重点地区における外壁の色彩や敷地内緑化に基準を設ける等指導
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民へ保存樹木等に対する奨励制度の認知を高め、地域のみどりの資源として保全意識の向上 ・引き続き、狭山丘陵周辺の景観や環境の保全 		

● 基本方針４：協働によるみどりのまちづくりを進めます

【第二次計画の施策内容と主な実績・課題】

4-①		協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	
内容	4-①-1 市民協働への理解	4-①-2 みどりのボランティアの推進	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア市民活動センターにおいて、研修、相談、支援等を実施 ・自治会に対し活動拠点の整備を実施、活動への財政支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地等ボランティア制度により、各公園の清掃等を実施 	
4-②		協働の仕組みをつくります	
内容	4-②-1 協働事業提案制度の活用	4-②-2 協働の推進体制づくり	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度を活用し、市役所周辺やかたくりの湯周辺への植栽、情報館えのきの空間改善を実施、年間を通してメンテナンスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度に申請又は実施した団体から、本事業についてアンケート調査を実施 ・自治会に対し、各種委員の選出について調査し、協働に対する行政の意識醸成を図る機会を創出 	
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協働事業を実施し、みどりの保全の意識啓発につなげる ・将来の活動の担い手として、子どもの参加を促す 		

● 基本方針5：みどりのまちづくり推進のための人づくりを進めます

【第二次計画の施策内容と主な実績・課題】

5-① 人づくりの基盤をつくります			
内容	5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発	5-①-2 緑化イベントの継続的開催	5-①-3 グリーンヘルパー制度の創設
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生に水の学習、環境学習会、昆虫・植物観察会を開催、環境読本を配布 ・市のHPにフィールドビンゴを掲載し、コロナ禍においても自然散策を楽しむことができるようにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や美化推進に貢献したグループや個人に対する表彰制度を検討 ・市のHPにフィールドビンゴを掲載し、コロナ禍においても自然散策を楽しむことができるようにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に制度が施行 ・平成26年度～平成28年度に講座を開催 ・平成29年度に意見交換会の開催
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンヘルパーの活動内容、活動場所の拡大 ・グリーンヘルパーの技術の向上 		

5-② 新たな担い手づくりを進めます			
内容	5-②-1 学校との連携	5-②-2 事業所との連携	5-②-3 自治会・商店会等各種団体との連携
主な実績			<ul style="list-style-type: none"> ・美化活動として、小・中学校や地域にプランターを設置
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手として子ども、自治会、商店会等と連携を進める 		

資料2 みどりに関する市民の意識

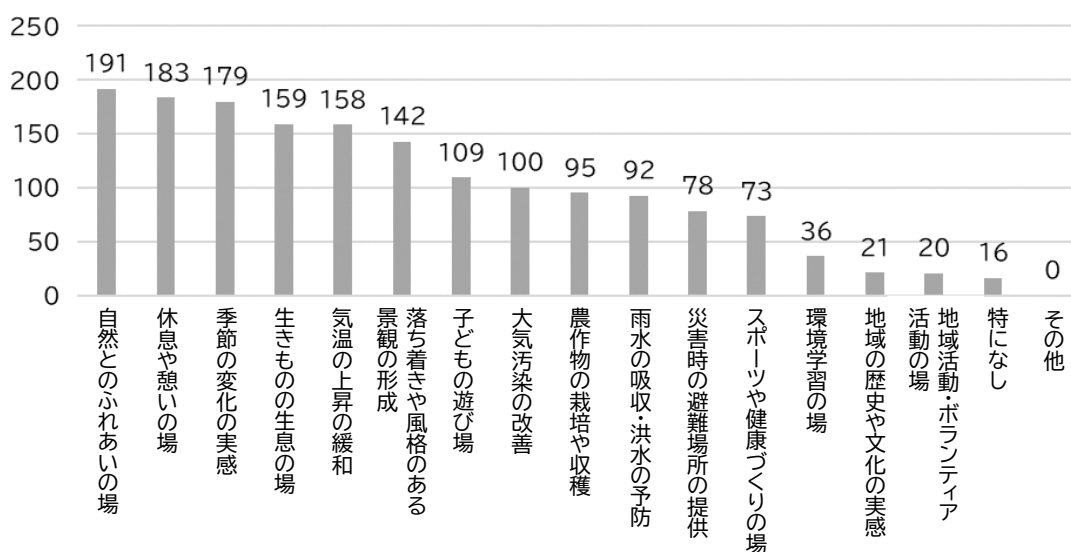
本計画の策定に当たって、みどりについてどのように感じているか、どのようなみどりのまちづくりを望んでいるかなど、市民の意識を把握するために、20歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果の概要（抜粋）は以下のとおりです。（なお、グラフの比率については、小数第2位を四捨五入して表示していることから、合計が100%にならない場合があります。）

実施期間	令和3年10月20日～令和3年11月19日
回答数	572件（紙の回答：491件、WEBの回答：81件）
回収率	28.6%

● みどりへの期待

あなたは、武蔵村山市の「みどり」に、どのようなことを期待しますか。

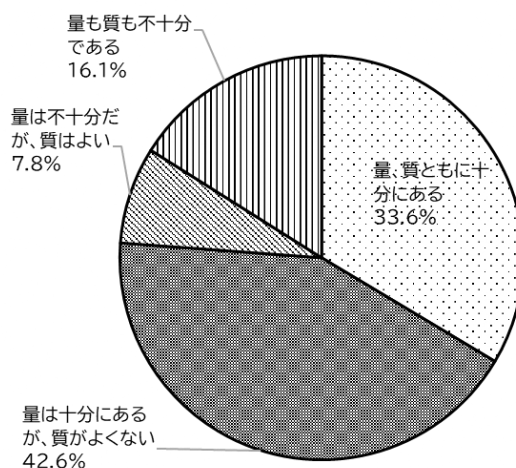
最も多かった回答は、「自然とのふれあいの場」でした。次いで、「休息や憩いの場」、「季節の変化の実感」、「生きものの生息の場」でした。日々の生活で感じているみどりに、期待している市民が多いことが分かりました。



● みどりの質と量

あなたは、武蔵村山市のみどりの量と質について、どのように感じますか。

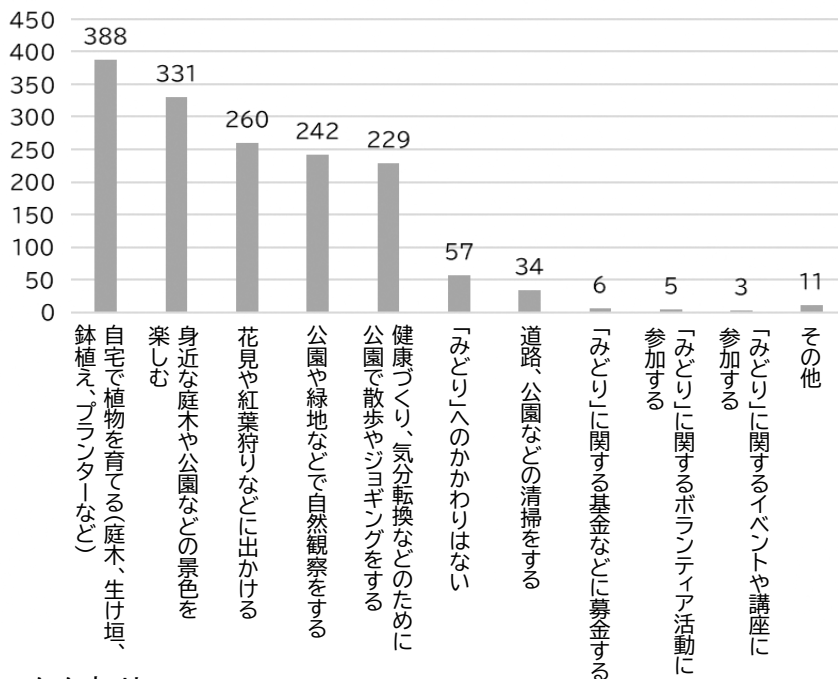
「量は十分にあるが、質が良くない」との回答が最も多く42.6%でした。次いで、「量、質ともに十分にある」との回答が33.6%でした。「量も質も不十分である」との回答は16.1%でした。多くの市民がみどりの量に関しては十分と考えている一方で、質については良くないと考えていることが分かりました。



● 「みどり」とのかかわり

日常生活で、あなたはどのように「みどり」とかかわっていますか。

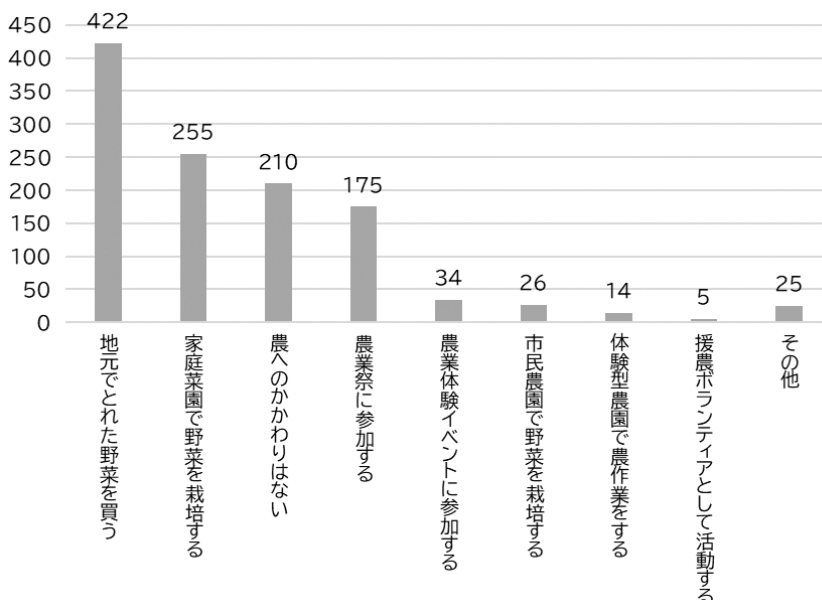
最も多かった回答は、「自宅で植物を育てる（庭木、生け垣、鉢植え、プランターなど）」でした。次いで、「身近な庭木や公園などの景色を楽しむ」、「花見や紅葉狩りなどに出かける」、「公園や緑地などで自然観察をする」でした。回答者の居住形態について、一戸建ての方が多かったため、自宅で植物を育てる意見が多かったと推察されますが、公園を起点として、自然観察や散歩、景色を楽しむ等で、みどりとのかかわりをもつとの意見が多いことも分かりました。



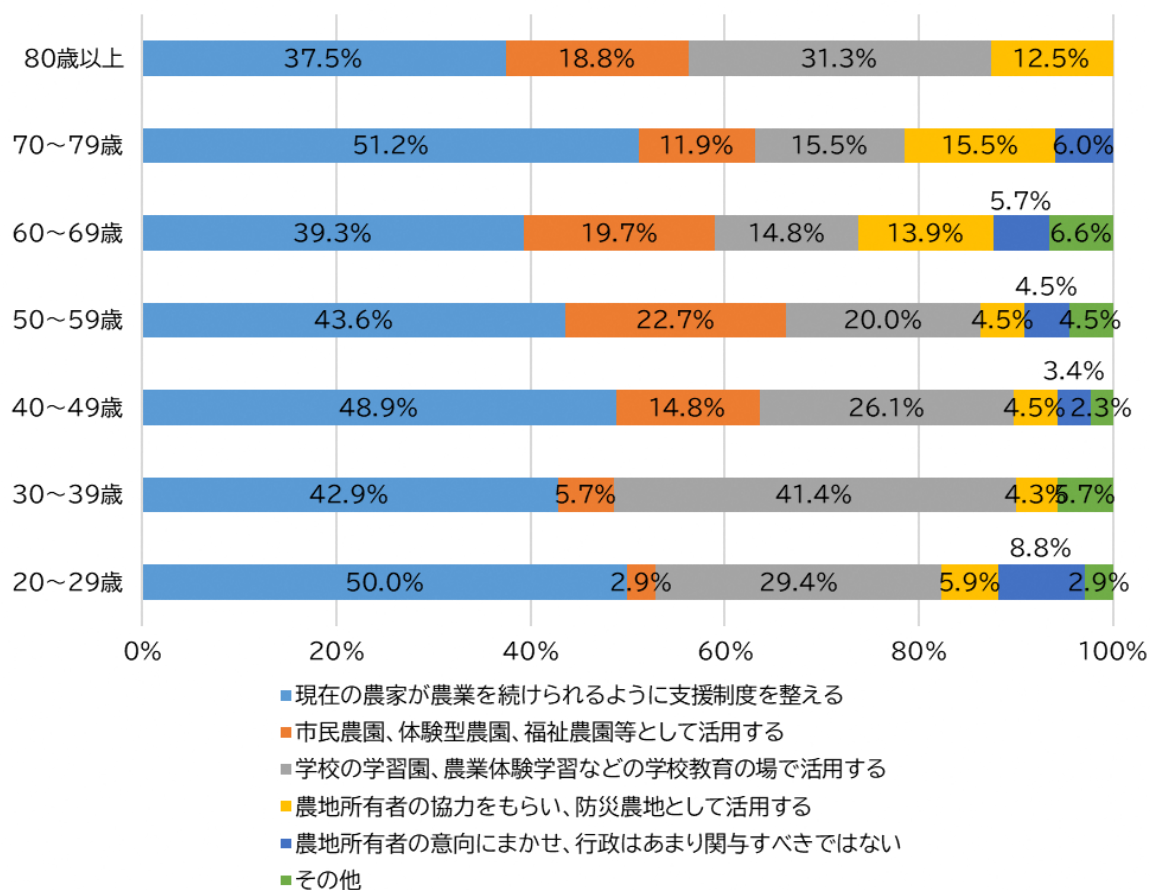
● 「農」とのかかわり

市内には多くの農地がありますが、日常生活であなたはどのように「農」とかかわっていますか。

「地元でとれた野菜を買う」との回答が最も多く、次いで、「家庭菜園で野菜を栽培する」でした。武蔵村山市には市内に56箇所の直売所があり、市内の農産物を知ってもらうために「武蔵村山市直売まつぷ」を作成し、情報発信を行っています。



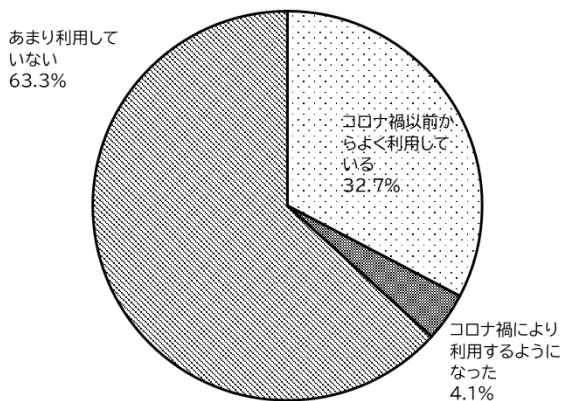
農地のあり方について、市が積極的に取り組んでほしいことを年齢別にみると、どの年代においても「現在の農家が農業を続けられるように支援制度を整える」と回答した割合が最も高いことが分かりました。20代～30代の子育て世代では、「学校の学習園、農業体験学習などの学校教育の場で活用する」と回答した割合が高い一方で、「市民農園、体験型農園、福祉農園等として活用する」と回答した割合は低いことが分かりました。反対に、60歳以上の回答では、「市民農園、体験型農園、福祉農園等として活用する」と回答した割合が高いことに加え、「農地所有者の協力をもらい、防災農地として活用する」と回答した割合が高いことが分かりました。



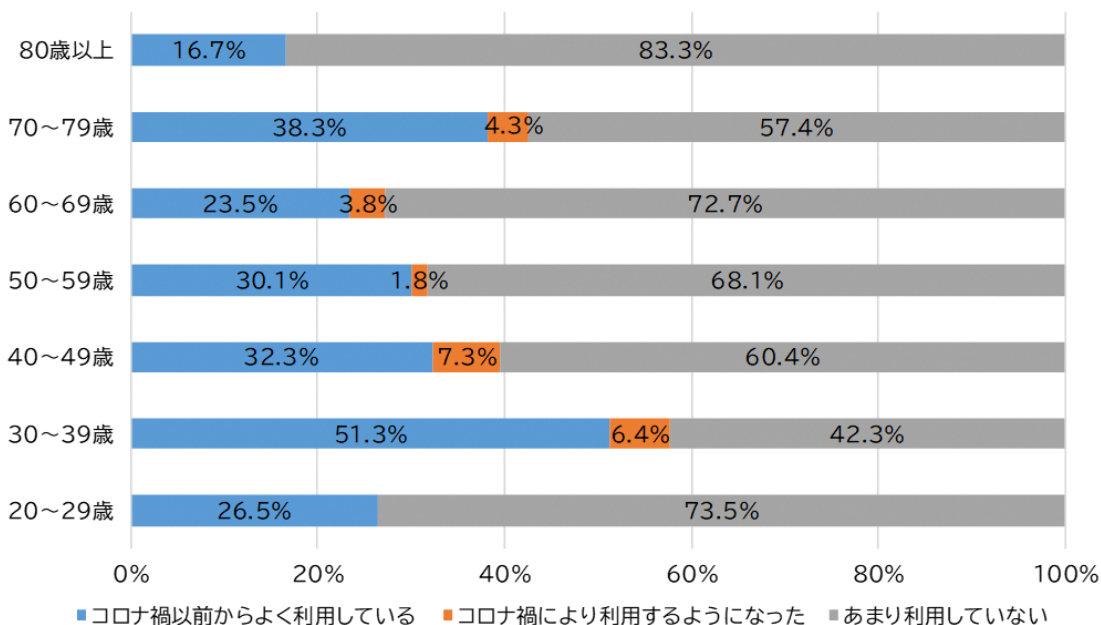
● 「公園」とのかかわり

コロナ禍で生活様式が大きく変わり、公園の価値が見直されるようになってきました。市内には大南公園や雷塚公園などの約 70 箇所の公園がありますが、あなたは日常の生活で、公園を利用していますか。

日常での公園の利用について、「あまり利用していない」との回答が最も多く、全体の 63.3% でした。「コロナ禍により利用するようになった」との回答は 4.1% であり、公園の利用に関して、コロナ禍による影響は大きくみられないことが分かりました。



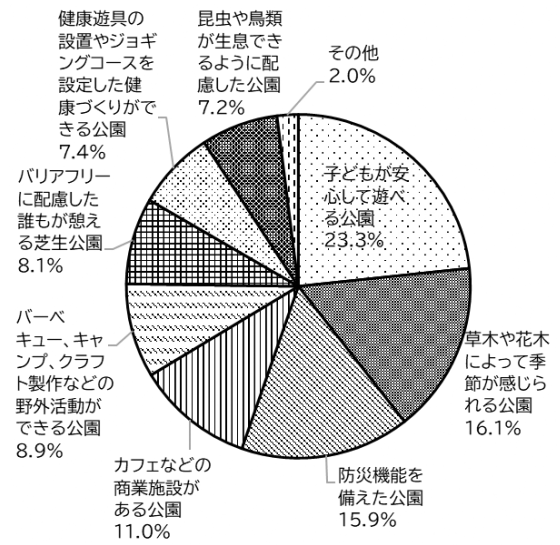
年齢別にみると、30代が最も公園を利用しているとの回答の割合が高く、「コロナ禍により利用するようになった」との回答と合わせると、約 6 割が公園を利用していることが分かりました。一方、80代は「あまり利用していない」との回答が最も高く 83.3% でした。また、20代も「あまり利用していない」との回答が高く、73.5% でした。



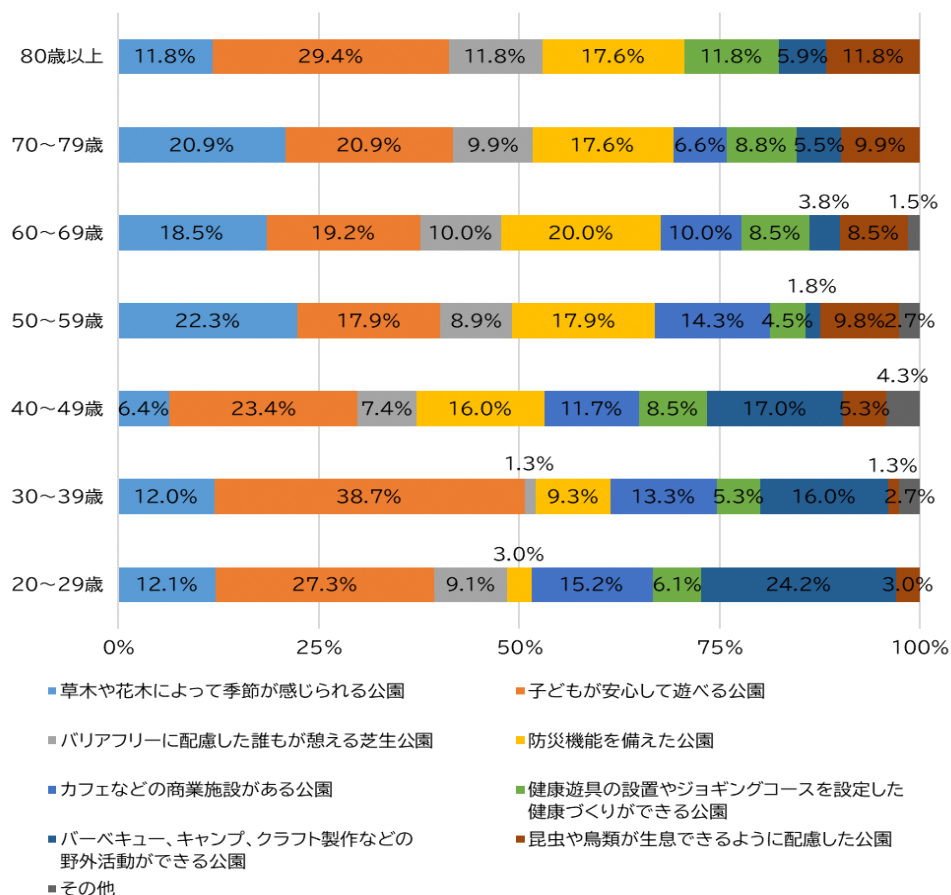
● 新たな公園

新たな公園をつくる場合、どのような公園ができたらいいと思いますか。

「子どもが安心して遊べる公園」と回答した方が最も多く、23.3%でした。次いで、「草木や花木によって季節が感じられる公園」が16.1%、「防災機能を備えた公園」が15.9%でした。子どもが安心して遊べることや季節を感じられる公園といった、従来から求められている公園像が多くある一方で、カフェや商業施設、バーベキューやキャンプができる公園といった、新たなニーズも一定数あることが分かりました。



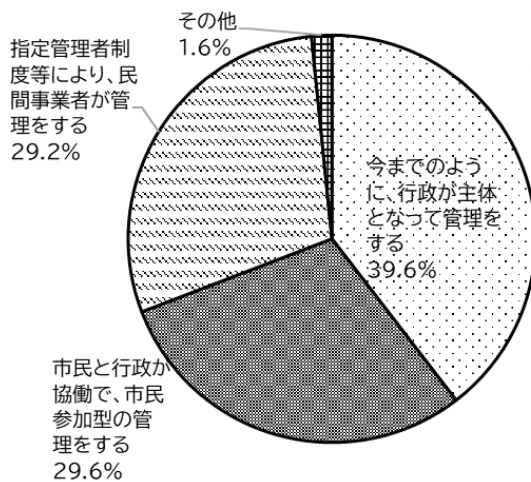
新たな公園に対する市民のニーズを年齢別にみると、20代では他の年代と比べて、「バーベキュー、キャンプ、クラフト製作などの野外活動ができる公園」との回答の割合が高いことが分かりました。30代では他の年代と比べて、「子どもが安心して遊べる公園」との回答の割合が高いことが分かりました。また、年代が高くなるにつれ、「防災機能を備えた公園」、「健康遊具の設置やジョギングコースを設定した健康づくりができる公園」、「昆虫や鳥類が生息できるように配慮した公園」との回答の割合が高くなり、年代が低くなるにつれ、「カフェなどの商業施設がある公園」との回答の割合が高くなることが分かりました。



● 今後の公園の管理方法

現在、市が管理をする公園・緑地等の維持管理は行政が中心に行っています。今後の公園の管理方法としてはどのような方法が良いと思いますか。

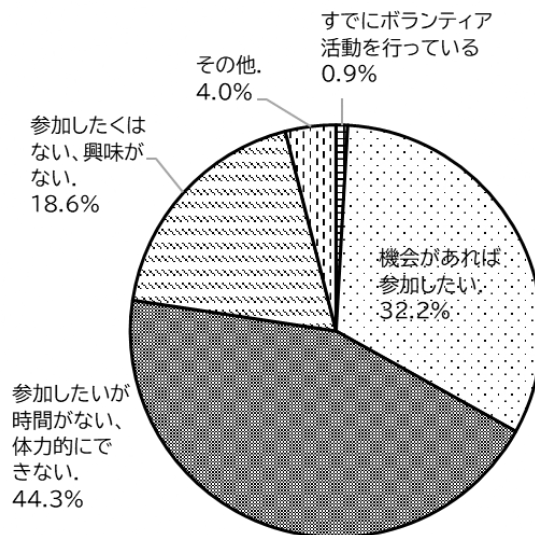
「今までのように、行政が主体となって管理をする」との回答が最も多く、39.6%でした。次いで、「市民と行政が協働で、市民参加型の管理をする」が29.6%、「指定管理者制度等により、民間事業者が管理をする」が29.2%でした。従来どおり行政主体の管理がよいと考える方が多い一方で、市民参加型や民間活力を活用した公園管理も求められていることが分かりました。



● 公園・緑地等のボランティア活動

市が管理する公園・緑地等では、ボランティアによる花壇等の整備が行われています。あなたは、公園・緑地等のボランティア活動に参加したいと思いますか。

公園・緑地等のボランティア活動については、「参加したいが時間がない、体力的にできない」との回答が最も多く、44.3%でした。「機会があれば参加したい」との回答は、32.2%であり、ボランティア活動に興味を持っている方は、多いことが分かりました。



資料3 自然環境に関する小学生向けアンケート

本計画の策定に当たって、次世代に対してみどりに関する意識を高めることを目的に、市内の小学5年生を対象に、アンケートを実施しました。アンケート調査の結果の概要（抜粋）は以下のとおりです。

実施期間 令和4年4月～令和4年6月
 調査方法 学校ごとに配布（紙による回答）
 回答数 631件

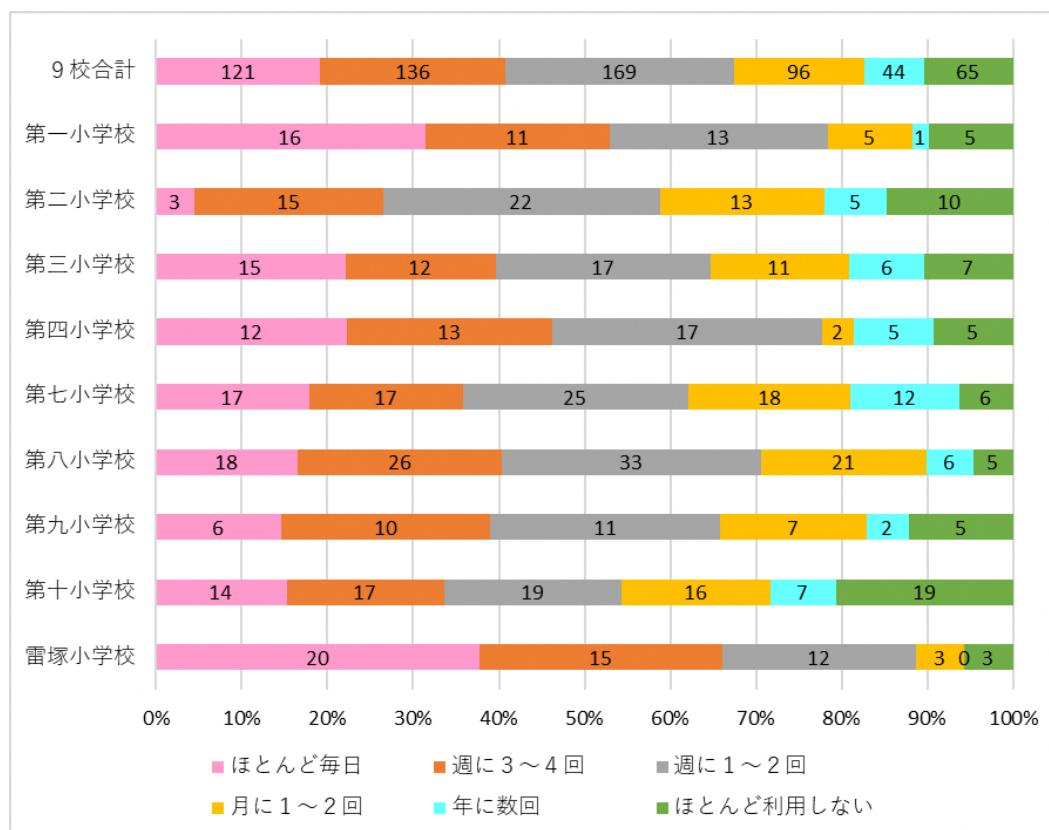
学校別回答者数の内訳

第一小学校	51名	第八小学校	109名
第二小学校	68名	第九小学校	41名
第三小学校	68名	第十小学校	92名
村山学園第四小学校	54名	雷塚小学校	53名
大南学園第七小学校	95名	計	631名

● 公園の利用頻度

公園はどれくらい行きますか。

「ほとんど毎日」が約2割、「週に3～4回」が約2割、「週に1～2回」が約3割となりました。これらの合計で約7割となり、多くの児童が、日常的に公園を利用していることが分かりました。

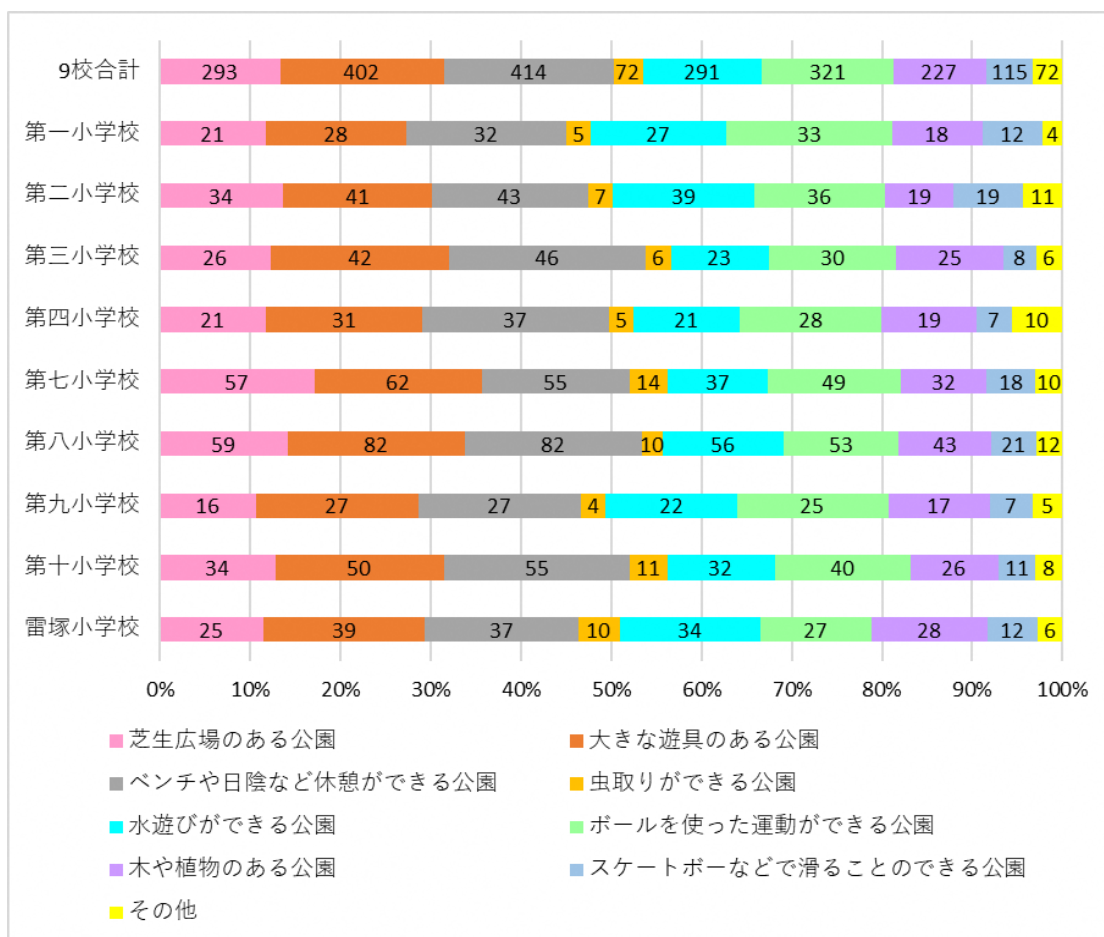


※グラフ内の数値は、回答数

● 公園に対する希望

どのような公園なら遊びたいと思いますか。

「ベンチや日陰など休憩できる公園」、「大きな遊具のある公園」（いずれも2割弱）が多い結果となりました。「その他」の回答では、「バスケットゴールやサッカーゴールが欲しい」といった回答も多くありました。

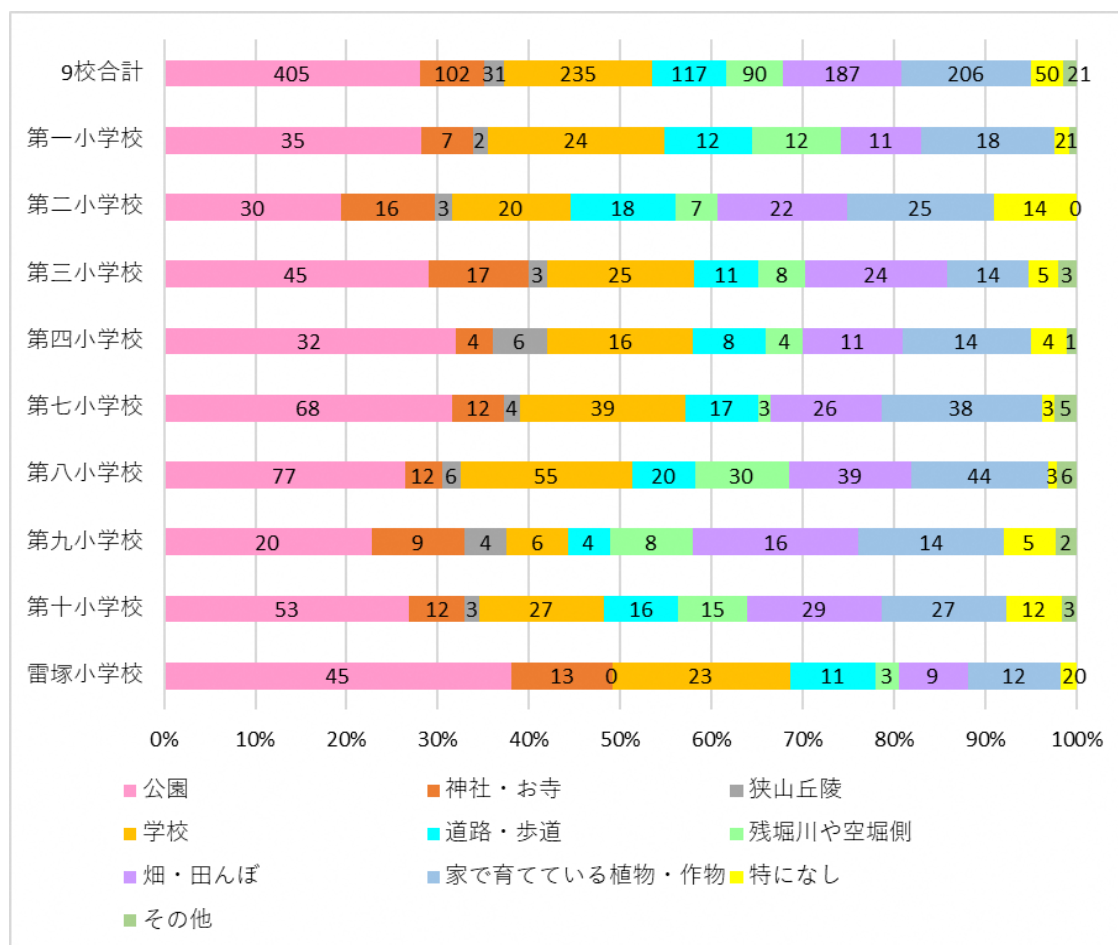


※グラフ内の数値は、回答数

● 普段自然と触れ合う場所

普段の生活のなかでどのような場面で自然と触れ合うことがありますか。

「公園」(約 28%)、「学校」(約 14%) の順に多く、子どもたちにとって、公園や学校が身近な場所であることが伺えます。

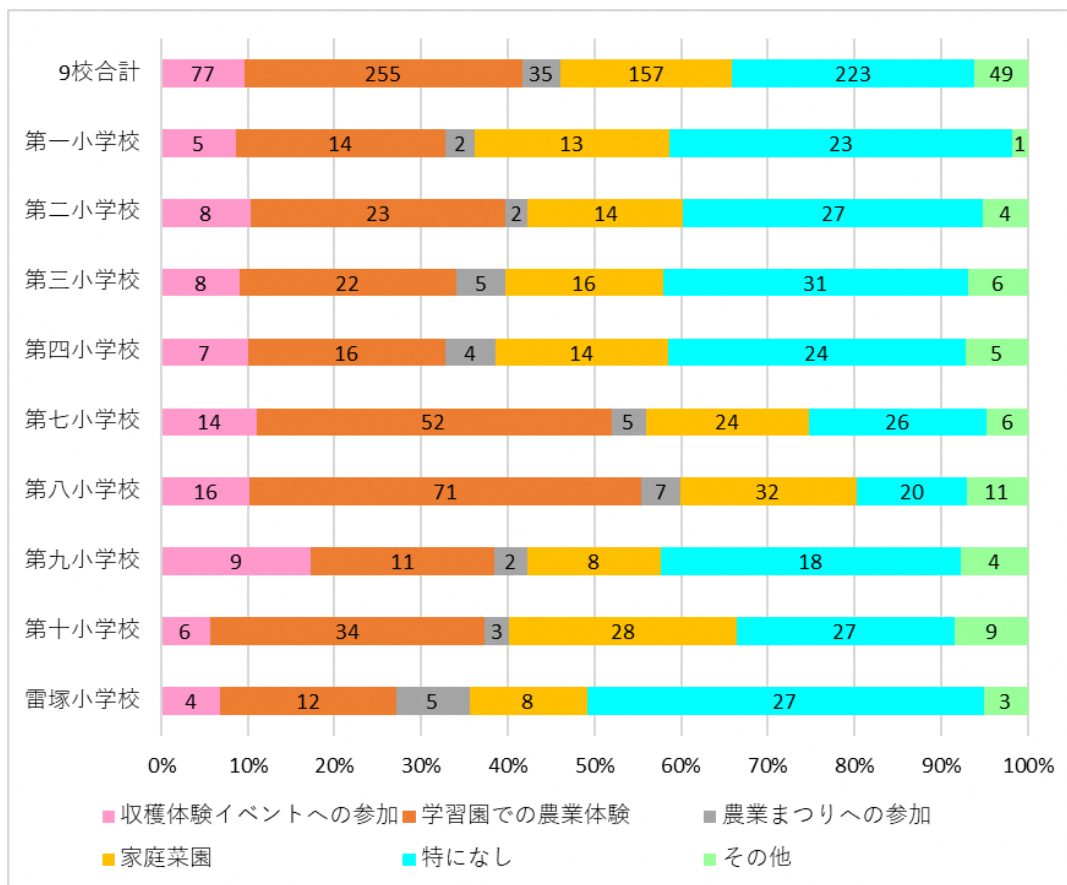


※グラフ内の数値は、回答数

● 普段農業と触れ合う場面

普段の生活のなかでどのような場面で農業と触れ合うことがありますか。

「学習園での農業体験」が3割強で一番多い回答でしたが、「特になし」という回答も3割弱と多くありました。「その他」の回答では、「親戚や祖父母の家で農業をやっている」といった回答もありました。

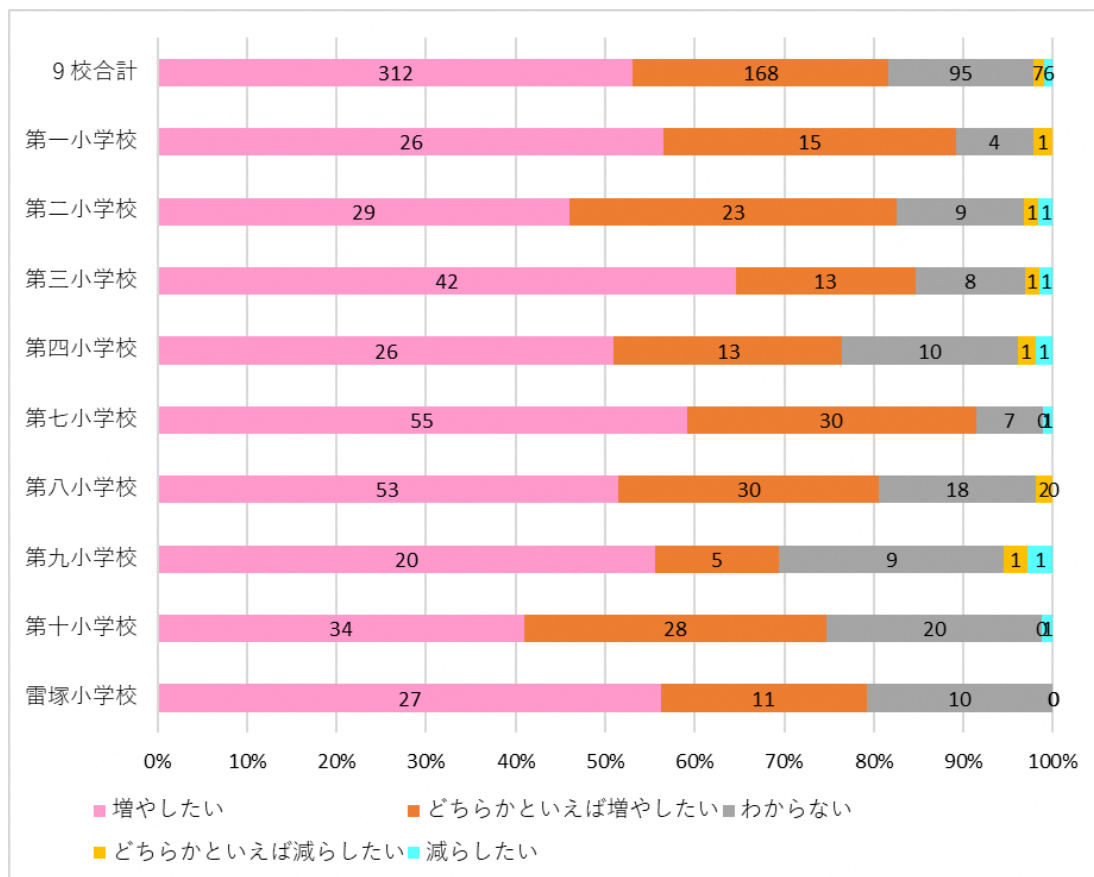


※グラフ内の数値は、回答数

● 将来のみどりについて

将来のみどりをどのようにしたいですか。

「増やしたい」、「どちらかといえば増やしたい」の合計が8割を超え、「減らしたい」、「どちらかといえば減らしたい」はごく少数の回答でした。



※グラフ内の数値は、回答数

資料4 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例

昭和61年3月31日条例第10号

改正

平成11年3月8日条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市内のみどりの保護及び育成を図り、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、みどりの保護及び育成のための総合的な施策を策定し、その推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らみどりを守り、植樹するなどその育成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、積極的にみどりの保護及び育成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 みどりの保護

(緑地保護地区の指定)

第5条 市長は、みどりの保護を図るため必要があると認めるときは、武蔵村山市緑化審議会に諮り、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、緑地保護地区を指定することができる。

(保存樹木等の指定)

第6条 市長は、みどりの保護を図るため必要があると認めるときは、樹木又はその集団のうち規則で定める基準に該当するものを、所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

(適用の除外)

第7条 前2条の規定は、特に法令又は他の条例の規定により指定されたものについては、適用しない。

(保護の義務等)

第8条 何人も、保存樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。

2 所有者等は、緑地保護地区を保護し、保存樹木等について、枯損の防止その他の保護に努めなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の保護を図るため、その所有者等に対し、奨励金を交付することができる。

(届出義務)

第10条 所有者等は、緑地保護地区内において次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 樹木の伐採

(2) 土地の形質の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、みどりの保護に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

2 所有者等は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成11年条例5号〕

(指定の解除)

第11条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等について、枯死等により指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、緑地保護地区及び保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者等は、市長に対し、緑地保護地区及び保存樹木等について、前項の規定による指定の解除をなすべき旨を申請することができる。

(告示及び標識の設置)

第12条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(助言等)

第13条 市長は、所有者等に対し、緑地保護地区及び保存樹木等の管理、枯損の防止その他の保護について、必要な助言及び援助をすることができる。

第3章 みどりの育成

(緑化活動の援助)

第14条 市長は、みどりの育成の推進を図るため、市民の緑化活動を援助する施策を講じるものとする。

(公共施設の緑化)

第15条 市長は、緑地の確保に資するため、公用又は公共用の施設のみどりの育成に努めるものとする。

(緑化義務)

第16条 市内において宅地開発を行う者は、この条例の趣旨に沿って積極的にみどりの育成に努めなければならない。

2 市長は、必要がある場合は、前項の宅地開発を行う者に対し、みどりの育成について、指導及び助言をすることができる。

第4章 審議会

(審議会の設置)

第17条 市長の諮問に応じ、みどりの保護及び育成に関する重要事項を調査し、及び審議するため、武蔵村山市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成11年条例5号〕

(審議会の組織)

第18条 審議会は、次に掲げるところにより、市長が委嘱する委員8人をもって組織する。

(1) 学識経験者 4人

(2) 市民 4人

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成11年条例5号〕

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月8日条例第5号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

資料 5 武蔵村山市緑化審議会規則

武蔵村山市緑化審議会規則

昭和 61 年 3 月 31 日規則第 5 号

改正

平成 9 年 7 月 8 日規則第 29 号

平成 16 年 3 月 31 日規則第 13 号

平成 18 年 3 月 28 日規則第 3 号

平成 27 年 3 月 27 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例（昭和 61 年武蔵村山市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 18 条第 3 項の規定により、武蔵村山市緑化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

一部改正〔平成 9 年規則 29 号・16 年 13 号・18 年 3 号・27 年 14 号〕

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 7 月 8 日規則第 29 号)

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日規則第 13 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 28 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 14 号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

資料 6 武蔵村山市緑化審議会委員名簿

氏 名	区 分	委 嘱 期 間
◎ 宮 林 茂 幸	学識経験者	令和3年4月1日～令和5年3月31日
○ 須 田 俊 男	市 民	令和3年4月1日～令和5年3月31日
細 川 卓 巳	学識経験者	令和3年4月1日～令和5年3月31日
布 田 傑	学識経験者	令和3年4月1日～令和5年3月31日
栗 原 和 夫	学識経験者	令和3年4月1日～令和4年3月31日
谷 合 孫三郎	学識経験者	令和4年4月1日～令和5年3月31日
池 邊 かよ子	市 民	令和3年4月1日～令和5年3月31日
石 井 富 男	市 民	令和3年4月1日～令和5年3月31日
川 口 広 敏	市 民	令和3年4月1日～令和5年3月31日

◎ 会長 ○副会長

資料 7 武蔵村山市緑化審議会開催状況

令和3年度

回数	開催日時	議 題
第1回	令和3年7月29日(木)	(1) 会長・副会長の互選 (2) 第三次みどりの基本計画策定スケジュール等について (3) その他
第2回	令和3年9月27日(月)	(1) 第三次みどりの基本計画策定のための基礎調査について (2) みどりに関する市民アンケートについて (3) その他
第3回	令和4年2月7日(月)	(1) みどりに関する市民アンケートの集計結果について (2) 小学生向けアンケートの内容について (3) みどりの調査結果について

令和4年度

回数	開催日時	議 題
第1回	令和4年7月13日(水)	(1) 第三次みどりの基本計画改訂の考え方、主要変更事項について (2) 第三次みどりの基本計画素案について (3) 小学生向けアンケート結果について
第2回	令和4年10月28日(金)	(1) 第三次みどりの基本計画(目次～第8章)について (2) みどりの将来像の実現に向けた施策について (3) 地域別方針及び計画の推進について (4) その他
第3回	令和5年1月17日(火)	(1) 答申(案)について (2) その他

資料 8 武蔵村山市みどりの基本計画策定検討委員会 設置要綱

令和 3 年 8 月 27 日武蔵村山市訓令（乙）第 154 号

（設置）

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定するため、武蔵村山市みどりの基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、武蔵村山市みどりの基本計画の策定に関する事項について、必要な調査及び検討を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員長及び委員 7 人で組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 協働推進部環境担当部長

(2) 委員 企画財政部企画政策課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、都市整備部都市計画課長、同部区画整理課長、同部道路下水道課長及び教育部教育総務課長

（委員長）

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

資料9 武蔵村山市第三次みどりの基本計画策定検討 委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委 員 長	古 川 純	環境担当部長
委 員	増 田 宗 之	企画財政部企画政策課長
委 員	湊 祥 子	協働推進部協働推進課長
委 員	中 村 顕 治	協働推進部産業観光課長
委 員	篠 田 光 宏	都市整備部都市計画課長
委 員	指 田 光 春	都市整備部区画整理課長
委 員	田 村 崇 寛	都市整備部道路下水道課長
委 員	平 崎 智 章	教育部教育総務課長

資料 10 武蔵村山市第三次みどりの基本計画策定検討委員会開催状況

令和3年度

回数	開催日時	議 題
第1回	令和3年9月13日(月)	(1) 策定スケジュール(予定)について (2) みどりに関する市民アンケート(案)について (3) 第三次みどりの基本計画～施策実施状況確認シートへの記入にあたって～ (4) その他
第2回	令和4年2月22日(火)	(1) 武蔵村山市みどりに関する市民アンケートの集計結果について (2) 小学生向けアンケートの内容について (3) 武蔵村山市におけるみどりの調査結果について

令和4年度

回数	開催日時	議 題
第3回	令和4年7月7日(木)	(1) 第三次みどりの基本計画改訂の考え方、主要変更事項について (2) 第三次みどりの基本計画素案について (3) その他
第4回	令和4年10月7日(金)	(1) 第三次みどりの基本計画(目次～第8章)について (2) みどりの将来像の実現に向けた施策について (3) 地域別方針及び計画の推進について (4) その他
第5回	令和5年1月23日(月)	(1) 第三次みどりの基本計画(原案)について (2) その他

資料 11 パブリックコメントの実施

本計画の策定に当たって、審議会等の審議を経た基本計画（素案）について、以下のとおり、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募集した。

項目	内容 / 結果
募集期間	令和 4 年 12 月 5 日 ~ 令和 5 年 1 月 4 日
広報手段	市報「むさしむらやま」令和 4 年 12 月 1 日号にて実施の事前広報
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none">・市役所市政情報コーナー・緑が丘出張所・市民総合センター・市内各図書館・市ホームページ
募集方法	任意の用紙に氏名、住所、意見を記入の上、上記期間内に以下の①～④のいずれかの方法で提出。 ①環境課窓口を持参 ②郵送（必着） ③ファクス ④市ホームページ掲載の専用フォーム
応募数	1 名 / 4 件

用語解説

ーア行ー

●アダプト制度

行政が、特定の公共施設（道路、公園及び河川など）について、市民や民間企業等と定期的に美化活動等を行うよう契約する制度。

なお、美化活動等を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対して一定の支援を行うという形式が多い。日本では1998年から導入が始まった。

●エコロジカルネットワーク

野生生物の生息地間をつなぐ、野生生物の移動に配慮した連続性のある緑地や水辺などの空間。生態系ネットワークなどとも言われる。

●NPO法人

政府・自治体や企業とは独立した存在として市民・民間の支援のもとで医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利団体、法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。

●オープンガーデン

英国を発祥とする、個人の家の庭（プライベートガーデン）をチャリティーとして公開するという活動。

●オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など建物によって覆われていない開放的な広がりをもつ場所。

ーカ行ー

●海道緑地保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」の規定に基づき保全される地域。

本市では、伊奈平地区の一部の樹林地が指定されている。

●開発行為

都市計画法に規定され、主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。具体的には道路などの新設による区画の変更や切土、盛土

などによる土地の形質の変更が該当する。

●街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、住民に最も身近な公園。

●概成

ほぼ出来上がること。

●学習園

本市の小学校において、体験学習の一環として、所有者の協力を得て利用している田畑（学習栽培園）。

●かまどベンチ

通常時はベンチとして使用するが、災害時には座板を取り外してかまどとして活用することができるもの。

●観音寺森緑地

自然的環境などを有する都市計画緑地として、昭和36年に約15.75haの計画面積で都市計画決定された緑地。

●基幹公園

住区基幹公園と都市基幹公園を合わせた公園。（住区基幹公園、都市基幹公園参照）

●近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものを「近郊緑地」とし、この緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近郊緑地保全区域」に指定している。

本市は狭山近郊緑地保全区域（昭和42年2月指定）1,607haのうち、81.10haが指定されている。

●近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者が利用することを目的に設置される公園で、幼児から老人まで全ての年齢層に利用されるよう、施設が配置された公園。

●グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることやその取組。

●グリーンヘルパー

自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がないために活動できない方々に、その「思いとエネルギー」を行動に結びつける足がかりとして、学習と活動の場を提供し、「みどりのまちづくり」を推進する地域活動のリーダー。

●建築協定

建築基準法に基づき、土地や建物の所有者が建物に関するルールを自ら定める制度。

●広域公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。

●公園施設長寿命化計画

地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理する計画。

●コミュニティ道路

歩行者が安全で快適に歩行ができるようにした道路。車の速度を抑えるために、道路を曲げたり、障害物を設置するなどしている。歩車共存道路ともいう。

ーサ行ー

●市街化調整区域内農地

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された市街化調整区域内にある農地。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

●自然公園

自然公園法と東京都立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、

その利用の増進を図るために指定された区域。

●市民農園

農地の所有者などが、レクリエーションなどの余暇活動として近隣の住民のために、農作物を栽培する場として供される農園。

●市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

●借地公園

公園管理者がその土地物件に係わる権原を借り受けにより取得した都市公園。貸借契約が終了した場合は都市公園を廃止できる。

●首都圏近郊緑地保全法

首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。

●住区基幹公園

住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。

●樹林

樹木が密集して生えている群落のこと。

●親水性

川などの水と触れたり、接したり、近づくことで、水に親しみを深めること。近年、河川整備においては、「治水」や「利水」とともに「環境」が配慮され、「多自然川づくり」や「親水公園の整備」、さらには「親水活動」など、生態系や親水機能を重視した整備や活動が、注目されている。

なお、本市では残堀川に親水緑地広場が整備されている。

●生産緑地地区

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを、計画的に保全

し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長により指定されるもので、地区内では建築行為などが規制され、指定後 30 年が経過した場合などに、農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができる。

●生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。単に種類が多いというだけではなく、それぞれの命が直接的・間接的につながりあっていることもいう。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つの多様性があるとされている。

●瀬切れ

河川の表流量が減少し、河床が露出して表流水が途切れてしまう状態をいう。河川に生息する魚類や水生昆虫類などの個体数や群集構造、移動などに大きな影響を与えているといわれている。

●総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主に都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

－夕行－

●体験型市民農園

農家が開設する農園で、農業経験がない人でも農園主があらかじめ畑に堆肥を施し、耕作できる準備をし、指導を受けながら野菜作りができる施設。

●滞在型市民農園

宿泊可能な小屋のある農園。ドイツで 200 年の歴史を持つ「クラインガルデン」の形態をまねた施設。

●宅地化農地

市街化区域内の農地のうち、生産緑地以外を指す。

●多自然川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、又は改変せざるを得ない場合でも最低限の改変

にとどめるようにする自然環境に配慮した川づくり。具体的には、多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性にある環境の確保、その川にふさわしい生物の生息・生育環境の保全・復元を目標とする。

●多摩開墾

市内の南西部に位置する広大な農地で、キャベツや小松菜などが栽培されており、面積は約 55ha である。

●地域制緑地

一定の区域について、緑地の保全を図ることを目的に、法律や条例等で土地利用の規制がされている緑地。

●地区計画

それぞれの地区の特性をいかした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第 12 条の 5 の規定に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。

●東京都景観計画

景観法の施行、東京都景観審議会の答申（平成 18 年 1 月）を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物条例の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示した計画。計画の中で景観形成において特に重要な地域を景観基本軸と設定しており、狭山丘陵は丘陵地景観基本軸として区域指定され、丘陵地の山裾から概ね 500m までの周辺地域が丘陵地と一体となって景観をつくりだしている区域としている。丘陵地景観基本軸の位置を P. 140 に示す。

●特定生産緑地制度

指定から 30 年が経過する生産緑地を市が所有者等の意向を基に特定生産緑地として指定することで、生産緑地の規制・税制優遇措置が 10 年間延長する制度。

●特別緑地保全地区

現状のままの緑を保全することを目的とした、都市緑地法第 12 条に基づく地域制緑地の一つ。樹林地、草地、水辺地、岩石地などが良

好な自然環境を形成している土地で、①無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、避難地帯として適切なもの、②神社、寺院等の建造物の遺跡などが一体となって、地域において伝統的文化的意義を有するもの、③風致、景観が優れているもしくは動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものが指定される。

●都市基幹公園

都市を単位として、都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公園及び運動公園がある。

●都市計画公園

都市計画法第 11 条に規定する都市施設である公園として、都市計画決定されたもの。休憩、遊戯、運動及びレクリエーションなどに活用される他、災害時の避難場所としても重要な役割を果たす。

●都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）

みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示すことを目的とした東京都の計画。令和 2 年 7 月の改定では、新たな優先整備区域の設定や、優先整備区域拡大のルール明確化、優先整備区域内の建築制限の緩和を行っている。

●都市計画マスタープラン

住民に最も身近な自治体である市区町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発又は保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。本市では「武蔵村山市まちづくり基本方針」として策定している。

●都市計画緑地

主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。

●都市公園

都市公園法第 2 条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地のこと。

●都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和 48 年に制定された旧・都市緑地保全法が平成 16 年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称したもの。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置付け、緑地保全地域内での行為規制や緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規定している。

●土曜日チャレンジ学校

子どもたちが土曜日を有効に活用し、様々な体験活動や観察を通して、市内の自然、生活、文化について学んだり、また、勉強が得意な人もそうでない人も、楽しく学んだりすることができる場。本市では青少年健全育成の一環として行っている。

一 ナ行一

●中藤公園

狭山丘陵の豊かなみどりを保全・活用する目的から平成 5 年に約 57.70ha の計画面積で都市計画決定された広域公園。

●農業体験農園

農園主が作物を限定・計画し、農園主の指導によって栽培を行う。主に種まきや収穫などの要所を体験できる。種苗や資材等も農園主が用意。

●農の風景育成地区制度

東京都が区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用する制度。農の風景育成地区内では、散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定することを可能とし、これにより農業の継続が困難となった場合にも、区市町が農地を取得し農業公園等として整備することができる。

●野山北・六道山公園

狭山丘陵の豊かなみどりを保全・活用する目的から都市計画決定された計画面積約 260ha（本市域分約 130ha）の瑞穂町にまたがる都内最大級の広域公園。雑木林を核とした遊びの森

や冒険の森、田んぼなど昔懐かし里山の風景や民家が整備され、都民に利用されている。

ーハ行ー

●バリアフリー

高齢者、障がい者などが自立した生活をするために、バリア（障壁、不便さ）となるものを取り除き、暮らしやすい環境をつくること。

●Park-PFI

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

●ヒートアイランド現象

都市の活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象のこと。

●ビオトープ

「野生の生き物のすみか」という意味で、地域にある草地、河川、池などもビオトープである。例えば、野鳥は餌をとる場所、子育てする場所、休息する場所と目的に応じて、一日、一年、一生のライフサイクルに、様々なタイプの「ビオトープ」を利用して生きている。

●福祉農園

高齢者の健康づくり、障がい者の就労訓練及び雇用を目的とした農園。

●フットパス

イギリスで発祥した、「森林や田園地帯、古い街並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと (Foot) ができる小道 (Path)」のことで、「ハイキングなどで歩く人のための道」、「歩くことを楽しむための道」のことをいう。

●保安林

公益目的を達成するため、伐採や開発に制限を加える森林で、農林水産大臣又は都知事が、森林法第 25 条の規定に基づき保安林として指定する。本市内に流れる残堀川沿いに水道局が

所有する保安林は、後方の農用地などを風による被害から守るために指定されている。

●保存生け垣

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、生け垣をなす樹木の集団で、道路に面し、高さ約 1m 以上、長さ約 7m 以上の連続したものについて、管理費の一部を補助する制度。

●保存樹木

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、高さ約 10m 以上、地上 1.5m の幹周り約 1.5m 以上の樹木について、管理費の一部を補助する制度。

●保存樹林

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、市街化区域内の 500 m² 以上の樹林地について管理費の一部を補助する制度。

●防災協力農地

農地の所有者と協定を締結し、災害時に避難所として利用する農地。

●防災公園

災害時に避難場所や活動拠点として活用できる公園。

●ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略でチョッキのポケットほどの公園という意味。道路沿道などの一角に設けられた小さな空間で、憩いや語らいの場として植栽や休憩施設等を設置している。

ーマ行ー

●マンホールトイレ

災害時に、排泄物を公共下水道に直接流す仕組みの仮設トイレ。

●緑確保の総合的な方針（改定）

減少傾向にある民有地の緑をまちづくりの取組の中で計画的に確保することを目的とした東京都の計画。令和 2 年 7 月の改定では、『『未来の東京』戦略ビジョン』を踏まえ、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進、新たな緑確保の設定及び施策を提示。確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全す

べき農地として明確化している。

●民間遊び場

本市において自治会が管理する武蔵村山市児童遊園条例に規定する児童遊園に類する施設で、土地の所有者の承諾を得て設置し、幼児、児童に無料で開放され、管理体制が確立している要件を備えている遊び場。

●民間による体験農園

農家や法人が運営する農園。農園主は農園を「貸す」のではなく、自らの農業経営の一環として、ユーザーに農作業を体験させる「体験利用方式」が多い。

●武蔵野の路

東京の各地域の自然、歴史、文化にふれながら、周回する全長 270km の散策路。21 のコースが東京都を周回するようにつながっている。「多摩湖コース」はそのうちのひとつで、瑞穂町の青梅街道の交差点（吉野岳地藏堂）から武蔵村山市内の残堀川（残堀川自転車道）を南下し、野山北公園自転車道、かぶと橋を経て、多摩湖自転車道を通り西武多摩湖線武蔵大和駅までの、10.2km のコースである。

●武蔵村山市協働事業提案制度

市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指すことを目的とし、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集する制度。「協働型事業部門」と「団体育成型部門」の2区分に分けて募集し、提案が採択された事業は採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付される。

●武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針

平成 18 年 1 月に策定した市民協働を推進するための方向性を示した指針。協働に関する理解の促進、協働事業の推進、協働事業の評価と見直し、協働事業を進めるための環境づくり、情報公開と共有化の 5 つの柱を定めている。

●武蔵村山市市民協働推進マニュアル

平成 19 年 3 月に策定した市民協働を具体的に進めていくための手引。協働に対する理解の促進と、協働を進めるための手法についてのポイントを整理している。

●武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言

環境への負荷を抑え、次世代に対し、より良い環境と未来を残すため、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に積極的取り組み、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすること。本市では、令和 4 年 9 月 5 日の第 3 回市議会定例会において、山崎市長から、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言した。

●武蔵村山市第五次長期総合計画

本市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その手段などを総合的、体系的に示す市の根幹となる計画。第五次長期総合計画は令和 3 年 3 月に策定され、計画期間は令和 12 年度までの 10 年間である。

●武蔵村山市第二次環境基本計画（改訂版）

環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。平成 28 年から令和 7 年度までの 10 年間の計画期間とした第二次環境基本計画を改訂したもので、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間の計画期間としている。

●武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

市の将来像を明確に分かりやすく示した総合的なまちづくりの指針。令和 5 年 3 月に策定され、計画期間は令和 24 年度までの 20 年間である。

●武蔵村山市まちづくり条例

まちづくりにおける市民参加の仕組みや開発事業の手続き及び基準などを定め、市の特性をいかした快適なまちづくりを協働で行うことにより、住みがいのある魅力的なまちづくりの推進に資することを目的とする条例。平成 24 年 4 月より施行。

ーヤ行ー

●屋敷林

農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された林。

●谷戸

丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形、また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともある。森、沼地、水田と数多くの動植物から構成される豊かな

生態系を持つが、戦後の大規模な住宅造成による環境が失われた谷戸も多い。近年は身近な里山として保存運動も盛んである。

●遊休農地

農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第 1 号）」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（第 2 号）」

●優先整備区域

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組を定めた「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」において、優先的に事業を進める区域。

●ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」とは「普遍的な、全ての」という意味。ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別、体格などにかかわらず、施設や製品、環境などが全ての人にとって使いやすく考えられた、人にやさしいデザインのこと。

ーラ行ー

●緑化地域制度

都市計画法で定める地域地区の一つで、都市緑地法第 34 条に定められた制度で、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。

●緑化率

ある一定の敷地のうち、建物が建つ部分などを除いた土地に占める樹木や草などに覆われている割合のこと。特定の施設や地区のみどりの割合を知ることができる。

●緑視率

目に見える緑の割合によって、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じるものがわかっており、緑を平面的に捉えるだけでなく、立体的に捉えることの重要性から視野の範囲内で視覚される緑の量を表す言葉として用いられている。

●緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等が生け垣の設置など自らの土地の緑化や緑地の保全の取組を法的な根拠を持つルールとして位置づける制度。

●緑地保全地域

都市緑地法第 5 条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。都市計画法における地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行っている。

●緑被

植生（樹木、草）に覆われている土地のことで農地も含まれる。また、緑被率とは一定の地区に対する緑被の割合のことである。緑被を把握することで、市域のみどりの量や地域的な特性を知ることができる。

ーワ行ー

●ワークショップ

政策形成や公共施設の整備計画づくりなどにおいて、市民、専門家、行政などが共同で作業し知恵を出し合いながら、案を作り上げていく手法。

参考図 丘陵地景観基本軸の位置
(東京都景観計画より)



※ 本図は、おおむねの区域を示したものである。

ハート & グリーン

武蔵村山市第三次みどりの基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）

発行年月／令和 5 年（2023 年）3 月

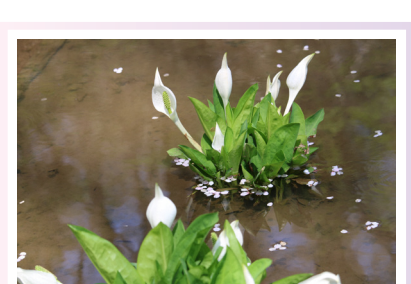
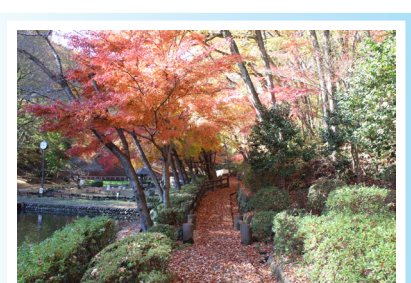
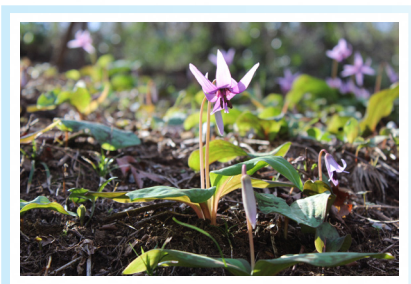
発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市協働推進部環境課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

電話 042-565-1111（代表）



武蔵村山市